

令和 2 年 第 1 回 (定例)  
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 3 日

令和 2 年 3 月 6 日

令和 2 年 3 月 9 日

令和 2 年 3 月 19 日

議 会 事 務 局

# 目 次

第 1 号 ( 3 月 3 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	17
議案第 12 号	22
議案第 13 号	23
議案第 14 号	23
議案第 15 号	24
議案第 16 号	25
議案第 17 号	28
議案第 18 号	29
議案第 19 号	30
議案第 20 号	32
議案第 21 号	33
議案第 22 号	35
議案第 23 号	36
議案第 24 号	36
議案第 25 号	37
議案第 26 号	38
議案第 27 号	39
議案第 28 号	41
議案第 29 号	42
議案第 30 号	45
議案第 31 号	46
議案第 32 号	47
議案第 33 号	48
議案第 34 号	49
散 会	50

第 2 号 ( 3 月 6 日 )

議 事 日 程	51
本日の会議に付した事件	51
出 席 議 員	51
欠 席 議 員	52
議会事務局職員出席者	52
説明のため出席した者	52
開 議 宣 言	53
議案第 12 号	53
議案第 13 号	54
議案第 14 号	54
議案第 15 号	55
議案第 16 号	56
議案第 17 号	60
議案第 18 号	61
議案第 19 号	62
議案第 20 号	63
議案第 21 号	64
散 会	65

第 3 号 ( 3 月 9 日 )

議 事 日 程	66
本日の会議に付した事件	66
出 席 議 員	66
欠 席 議 員	66
議会事務局職員出席者	66
説明のため出席した者	66
開 議 宣 言	67
7 番 議員 児玉 求	67
10 番 議員 猪谷 繁幸	77
11 番 議員 田ノ上 真	80
6 番 議員 川口 満浩	83
14 番 議員 今村 桂子	95
5 番 議員 藤野 正剛	100
1 番 議員 白水 春夫	104
12 番 議員 田原 重美	106
散 会	108

第 4 号 ( 3 月 19 日 )

議 事 日 程	110
本日の会議に付した事件	110
出 席 議 員	111
欠 席 議 員	111
議会事務局職員出席者	111
説明のため出席した者	111
開 議 宣 言	113
議案第 22 号	113
議案第 23 号	116
議案第 24 号	116
議案第 25 号	117
議案第 26 号	119
議案第 27 号	119
議案第 28 号	120
議案第 29 号	121
議案第 30 号	124
議案第 31 号	125
議案第 32 号	125
議案第 33 号	126
議案第 34 号	127
議案第 35 号	130
議案第 35 号	131
委員会の閉会中の継続調査について	133
閉 会	133

議事日程(第1号)

令和2年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第13号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 物品売買契約の変更について
- 日程第 8 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第16 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 令和2年度須恵町一般会計補正予算の提出について
- 日程第23 議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第24 議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第25 議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第27 議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 2 号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第 1 3 号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 4 号 物品売買契約の変更について
- 日程第 8 議案第 1 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 1 6 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 1 6 議案第 2 3 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 4 号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 2 5 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 2 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 2 7 号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 2 8 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 2 9 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算の提出について
- 日程第 2 3 議案第 3 0 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 4 議案第 3 1 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 2 5 議案第 3 2 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 2 6 議案第 3 3 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 2 7 議案第 3 4 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

---

出席議員（14名）

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

議員の方々もおわかりと思いますけども、コロナウイルスの感染で、町の行事等が変更が余儀なくされておりますけども、コロナウイルスの予防対策のためでございますので、議員各位の御協力のほどよろしくお願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和2年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

2月25日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和2年第1回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は23件、一般質問8件、町長諸報告8件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日3月3日から19日までの17日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会14件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会7件で、議案第29号から議案第34号までの令和2年度新年度予算については一括議題といたします。

次に、日程についてでございますが、本日当初本会議終了後、全員協議会、4日午前10時から予算審査特別委員会、終了後に各委員会を開催いたします。6日、中本会議、9日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。翌日10日も午前9時から工事現場視察を行い、終了後、各常任委員会。11、12、16日の3日間で新年度の予算審査を行い、19日最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの17日間とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの17日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

定例本議会を招集しましたところ、全員参加で本会議を迎えられますこと感謝申し上げます。

それでは、町長諸報告に入りますけども、その前に2点御報告申し上げたいと思います。

まず、本日8時過ぎに発生しました地震についてでございますけども、公式の発表が震度2ということで、関係事業3課にダム、ため池、公共施設、全て点検させております。異常なしということで、報告申し上げたいと思います。

次に、先ほど、議長のほうから話がありましたコロナウイルスに対する当町の対応でございますけども、福岡市で2名発生して以来、緊張を高めておりますコロナウイルスに対する対応でございますけども、非常に中身が流動的であり、政府関係、報道機関等の情報を注視している状況でございます。

先週木曜日、夕刻に安倍首相が唐突に、全国の小中学校の臨時休校の要請記者会見を行い、糟屋地区市町長協議会で協議を行い、当町といたしましては、本日3日から小中学校の臨時休校を実施しております。

保育所、幼稚園については、従来どおりですが、小中学校にお子様がいらっしゃる御家庭への影響を考慮し、学童保育所を、長期休業にあわせまして、朝8時から午後5時まで休業期間中の実施を行います。さらに学童保育所の待機児童、今現在学童保育所を希望なさって入れてない待機児童並びに学童保育所預かりを希望される御家庭に対しましては、低学年3学年までを対象といたしまして、小学校3校の教室を利用した学童保育を本日から、午前8時から午後5時まで実施するようにしております。

本日の開始であり、準備期間もありませんでしたので、多少の混乱は御理解いただき、速やかに対応できるよう臨機応変に実施してまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に、幼稚園、保育所、小学校、中学校の卒園式、卒業式につきましては、式の時間を30分

以内に抑えること、在校生の出席はなしで、送辞を読む児童会役員、生徒会役員、1名の出席にとどめること。出席する外部の者は町長部局1名、教育委員会部局1名、PTA会長1名のみといたします。あわせて来賓の出席は御遠慮願うよう、教育委員会から文書でお知らせしております。あわせて参列される保護者につきましては、マスクを必ず着用していただくこと、入室の際に、手のアルコール消毒を行うことをお願いするようしております。

なお、入園式、入学式につきましては、状況を判断した上で、別途対応していきたいと考えております。

あわせて、関係各課を通しまして、行政区、老人クラブ等、シニアクラブですけれども、各種団体に対しまして、とりあえず3月いっぱいを目安にイベント、会合等を自粛していただくよう要請したところでございます。

コロナウイルスを封じ込めるため、全ての公共施設の使用停止を行い、不特定多数が集まる状況が発生しないよう指導を行っております。

今後コロナウイルスが終焉するまで、緊張感を持って対応させていただきますので、議員各位の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、町長報告に入らせていただきます。

## 令和2年度一般会計予算について

まず、初めに、令和2年度一般会計当初予算についてでございますが、総額が9億3,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと4億1,000万円の増額、伸び率はプラス4.6%で過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は2.7%の増、法人町民税は前年度と同額、固定資産税につきましては2.6%の増となっております。町税全体といたしまして2.2%の増、6,300万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和2年度の地方財政計画において、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和元年度比2.5%増の見込みと計上されております。

町税が増加傾向にあり、交付額のマイナス要素はありますが、今回、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担額が基準財政需要額に参入されますことから、本町への交付額は1億8,700万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては21.1%の増、1億1,200万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を9.9%減額し3億円を計上しております。

その他、緊急防災・減災事業、小中学校ICT環境整備事業、第三小学校校舎改修事業、小中学校トイレ改修事業、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業などの財源として、合計で5億

5,600万円を計上しております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしまして、財政調整基金からの繰入金5億7,000万円に対応しております。

次に歳出予算でございます。

まず、義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、令和元年度の退職者が4名、採用職員は7名となりまして、全職員数は152名、再任用職員1名を合わせますと153名になります。

一般会計におきまして、平均年齢が40歳、平均給料月額が6,420円上昇しております。

補助費等につきましては、須恵町外ニケ町清掃施設組合負担金が1,733万5,000円の増、粕屋南部消防本部負担金が1,079万円の増、保育実施負担金が3,926万円の増などにより10.5%の増となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費が2,800万円の増、児童手当が3,180万円の増などにより2.8%の増となっております。

物件費は地域包括センター業務委託料、ため池耐震診断業務委託料、ICT環境整備備品購入、都市計画基本図修正及び航空写真撮影業務委託料など新規事業がありますが、会計年度任用職員制度の施行により賃金が人件費へ移動していますので、物件費全体で654万9,000円、0.3%の減となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業のいわゆる普通建設事業費でございますが、保育所等整備事業補助金に2億4,614万2,000円、小中学校トイレ整備に2億660万円、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修に8,832万4,000円など、国庫補助を活用しまして小中学校の環境整備を図ります。また、災害時の避難所となります文化会館1階ホワイエ横トイレ改修に4,700万円、国の社会資本整備総合交付金を活用して新原・旅石線道路改良に2,100万円を計上しまして、安心安全のまちづくり、生活環境の維持、向上を図ってまいります。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて14億5,173万5,000円を計上いたしております。

以上、令和2年度の一般会計当初予算の報告でございますが、地方財政を取り巻く環境はますます厳しさを増す状況が続く中で、事業費につきましては「不要」「不急」の予算は削減しまして、必要とされる施策や事業につきまして、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、なお一層気持ちを引き締めて、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算についてでございます。

予算総額は30億7,300万円、前年度と比較いたしまして率で1.8%、金額で5,500円の減額となっております。

平成30年度からの制度改革により、県が国民健康保険の財政運営の主体となり2年を迎えたところですが、1人当たりの医療費の増加により県へ納める納付金が増額となっております。

令和2年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、高齢化による後期高齢者医療制度への移行、また景気回復や雇用拡大による社会保険への加入などによりまして、この1年間で約280人減少し、5,800人ほどとなる見込みで予算編成を形状いたしております。

具体的には、歳出におきまして、保険給付費を対前年度比9,200万円減額し、21億7,300万円、県内の保険料収納必要額を市町村ごとに調整した、国民健康保険事業費納付金は4,000万円を増額し8億3,000万円計上いたしております。

歳入におきましては、国民健康保険税は、県が市町村ごとに示しました本来の税率や県への納付金を参考に検討を重ねた結果、税率改定は行わず対前年度比400万円の減額となり、保険給付に必要な費用などを、県が市町村に支払う保険給付費等交付金に22億円を予算計上しております。

本年度も国から多額な公費が投入されてはおりますが、伸び続ける1人当たりの医療費により、一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで対前年度比2,000万円の増額となっております。

今後も、人生100年時代を迎え、疾病予防、健康づくりの役割が増加していくことを踏まえ、保健事業を強化し医療費適正化の推進により、より一層収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度水道事業会計予算について

次に、水道会計予算でございます。

収益的収支予算の収入額は6億3,519万8,000円で、前年度比2.5%の減、金額にして1,646万9,000円の減でございます。これは、給水収益及び水道申込加入金の減によるものでございます。

支出額は6億321万4,000円で、対前年度比1.1%の増、金額にして648万3,000円の増でございます。

これは、原水及び浄水費において会計年度任用職員制度の導入による負担金の増及び浄水場の電気計装設備の保守委託料を計上したこと、総係費において、水道事業の将来像を示した基本計

画である水道ビジョン策定業務委託料並びに水道事業経営の効率化、経営基盤の強化を行うために、経営の基本計画である水道事業経営戦略策定業務の委託料を計上したことによる増でございます。

令和2年度の収支は2,163万1,000円の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算の収入額は2,100万円で、前年度比41.7%の減、これは工事負担金の減によるものでございます。

支出額は1億7,304万3,000円、対前年度比15.6%の減、建設改良費の減によるものでございます。

不足する額1億5,204万3,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、下水道工事に伴う工事を柱としながら、施設改良等を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

#### **町立認定子ども園等の民営化及び南幼稚園改築について**

次に、認定子ども園等の民営化及び南幼稚園改築についてでございます。

昨年の6月議会において報告いたしました町立認定子ども園等の民営化につきましては、検討委員会を設置し、町立園のあり方についてさまざまな角度から検討すると申し上げておりました。そのことについて進捗状況を御報告申し上げます。

6月議会後、早速、民営化検討委員会を設置し、委員15名を選出、町議会、区長会、教育委員会、保護者代表そして私立園長をメンバーとし、町立園の民営化について審議しております。

委員の方々からは建設的な意見をいただき、民営化に向かって進めるため計画書を策定、民営化移行へ向けたスケジュールを提示し、4回にわたる会議を実施し、2月7日の最終検討委員会で民営化計画書の内容について了承いただいたところでございます。

民営化計画書につきましては、これまでの一元化審議会における2回の建議による民営化への移行促進、保育ニーズ多様化に対応する、そして町の財政状況を勘案した中で、民営化移行の計画書を作成しました。その中で、町が推進しております須恵町の就学前の子どもは、みんなが保育、教育のスキルを持ち合わせた上で、小学校へつなぐという教育理念を受け継ぐことができる法人を選考することを確認しております。

また、民営化する施設につきましては、アザレア幼児園、れいんぼ一幼児園の2園を同時に民営化する意向を提案しております。

町としての民営化の目的は、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めることが行政の責務であります。つまり、より少ない経費で同じまたはそれ以上のサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであると考えています。

また、これまでは一定の保育サービスを提供すれば足りていた時代から、これからは、保護者

の就労形態の変化、病児保育や小規模保育などの保育ニーズの多様化、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟さを保育サービスに求められております。

これらのことに対応していくためには、民間活力を導入することが最善の策であると考え、民営化を進めることといたしました。

この計画を実行するために、令和2年度に優良法人選定業務に入り、令和3年度は移行期間として園との連携を図り、令和4年度から私立による園運営となるよう計画いたしております。町民の皆様、何より就学前児童をお持ちの保護者の皆様の御理解、御協力が必要となると思います。

これから、保護者の皆様、そして職員への説明を行い進めてまいりたいと思っております。

次に、南幼稚園改築計画についてでございます。

南幼稚園は、昭和52年に建設された鉄骨づくり平屋建てで、築42年を経過しており、老朽化が進んでおりまして、未耐震施設でもあります。

この施設を他の2園の民営化にあわせて改築し、民営化後の町の子育ての拠点として存続させようと考えております。今後は南幼稚園がこれまでの町立としての取り組みを継承するとともに、以下2点について専門性を一層向上させた新たな機能を担う施設とします。1つは、保育所単体では難しい、あるいは幼稚園として単体では難しい先駆的なサービスの提供や困難事例への対応など時代のニーズに即した課題を究明することです。2つは、私立保育所を含めた町全体の教育・保育と子育て支援をリードする拠点とすることでございます。

また、この施設を保育ニーズに対応できるようにするため保育所、あるいは認定子ども園として建設計画を考えております。さらに校区コミュニティセンターとしての機能、発達相談事業を含めた形で複合施設として改築できるよう、今現在検討に入りっております。

議員各位におかれましても御理解の上、計画書の推進について御支援賜れば幸いです。

この2件につきましては、全員協議会で詳細な説明を担当課からさせますので、よろしく願いいたします。

#### **自然食普及センター等事業運営の方向性について**

次に、自然食普及センター運営についてでございます。

9月議会の一般質問にありました、自然食普及センター事業運営の今後について報告いたします。

事業運営につきましては、10月に自然食普及センター事業運営協議会を設置し、健康づくり町民会議委員の方を中心に、食生活改善推進委員を経験された有識者の方々によって、事業運営の方向性と存続に関する協議をしていただき、御意見をいただきました。

その協議会では、経営としての問題と伝統的な食文化の継承という2つの面から協議がなされ、昭和61年から続いてきたみそづくり文化は継承してほしいが、近々に迫る多額の設備投資はす

るべきではないという御意見をいただいております。

その御意見を受け、今後は機械設備の改修や施設の改善の設備投資は行わず、みそ加工所の製造販売については、令和2年度までの事業とし、令和2年度中に設備の故障等があれば製造を中止いたします。

地域活性化センター（オイコス）内の自然食販売所なちゅらすは、新たな取り組みとして、災害復旧支援に少しでも協力できるように、今後協議を行いながら東峰村等、いろいろな災害地と協議を進めながら、みそを含めた農産物や加工品などの販売を支援していければと考えております。

これまで35年間続いてきた健康づくりのためのみそづくりの伝統は、今後はみそづくり教室など、子どもたちに継承していきたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

#### **第六次須恵町総合計画基本構想の策定について**

次に、第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

総合計画は、平成23年の地方自治法の改正により、市町村が総合計画を自主的に独自の視点で策定することとなり、本町は須恵町総合計画条例を策定し、総合計画を町の最上位計画と位置づけ、町民、事業者、行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として位置づけております。

第六次須恵町総合計画は、社会情勢の著しい変化へ対応するため、計画期間を4年間といたします。

ただし、今回の計画は、町長任期と連動させることを考慮し、令和2年度から令和4年度までの3年間といたします。

また、形骸化した計画ではなく実効性のある計画とするため、構成を「基本構想」「実施計画」の2層といたします。

長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンを「基本構想」とし、基本構想を実行、実施するための具体的な事業計画を「実施計画」といたします。

なお、実施計画は行政評価制度を導入し、進捗状況の積み上げによる政策管理ができるものといたします。本計画を策定するに当たり、須恵町総合計画審議会へ諮問を行い、2月の25日だけで答申をいただきました。

今回の策定は、計画の取り扱いに係る大幅な改正を伴うものであり、審議会の皆様には、大変な御苦労をおかけしたと思っております。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

つきましては、須恵町総合計画策定条例の規定により、議案として提案しておりますので、御

審議方よろしくお願ひいたします。

### くらしのコミュニティ政策について

次に、くらしのコミュニティ政策についてでございます。この件につきましては、再三にわたる一般質問等についてお答えした中身を具体化した内容になっております。

平成13年、教育を基盤に据えたまちづくりを理念とし、地域と学校が協働し、地域自治力を生かした教育の推進を目指すべく校区コミュニティ政策がスタートしました。

現在、各校区コミュニティは、地域のきずなづくり事業を皮切りに、地域住民の暮らしに密着した地域課題解決へとその裾野を広げ、さまざまな分野における事業展開を実施いただいております。

これもひとえに、校区コミュニティ推進協議会会長様を初めとする地域の皆様の御理解と御尽力のたまものであり、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

少子高齢化や人口減少における地方の疲弊や、大規模災害の多発などを受け、地域自治の存在が改めてクローズアップされるようになり、国においても地域自治の再構築に向けたさまざまな取り組みが検討されております。

本町におきましても校区コミュニティ活動を幅広く支援するため、令和2年度より新しく「くらしのコミュニティ政策」を実施、検討いたします。

具体的には、地域自治の活動拠点であるコミュニティ事務局の強化としまして、事務局を週3日制から5日制に拡大し、地域の皆様がより活動しやすい拠点づくりを目指します。

また、この事業につきましては、第三小学校区をモデル地区と位置づけ、コミュニティ組織内に新たな「くらし部門」を設置。地域環境整備や防災対策など、暮らしに直結した課題解決がスピーディーに展開されるよう体制を整えてまいります。

新たな事業への挑戦であることから、行政各課も体制を整え、地域の皆様が行う地域自治事業への積極的支援を行います。

さらに、第三小学校区事務局が配置されているふれあいコミュニティセンターの利用形態を検証し、地域団体の会議施設や団体活動の活動拠点として、地域の皆様が利用しやすいニーズに沿ったセンター運営を目指します。

モデル事業は、3年間で社会実験期間とし、成果を検証した後、他の校区への波及も検討するものでございます。

町行政は、各校区コミュニティをまちづくりの核と位置づけており、令和2年度で20周年を迎えるこの校区コミュニティ組織とより強固なパートナーシップを構築し、先行き不透明なこの時代において、住みたい、住んでよかったと感じてもらえるまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと考えております。よろしくお願ひ



たします。

### 須恵町ふれあい公園（仮称）整備工事について

最後に、須恵町ふれあい公園、仮称でございますが、整備工事についてでございます。

新原地区の塵芥処理場跡地の公園化整備に向けて、平成25年から測量設計及び関係機関との協議等を行い、事業を進めてまいりました。今年度は昨年度から実施している盛り土を行い造成工事が終了したところでございます。

計画当初は、グラウンドゴルフを初めとする多目的広場とソフトボール等ができるグラウンドの整備を予定しておりましたが、事業を進めていく中で、隣接する高速道路にボール等が入る危険性が高く懸念されるようになり、あわせてソフトボール場の最大設計規模が小学校程度の企画であり、当初計画の壮年ソフトでは利用できないということが判明し、公園の利用用途の見直しを行うことといたしております。

つきましては、当初予算で再度設計予算を計上させていただき、利用用途が決定次第、議会、地元にお諮りし、整備工事予算を補正で計上させていただきたいと考えております。

町民の皆様にとって、安心して利用できる憩いの場を整備していきたいと思っておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

この件につきましては、全員協議会の中でも協議していただくことになると思いますけども、今申し上げた以外に、構造上50センチ程度の掘削しかできない、基礎を入れるのが50センチしかできない、それに対して10メートル以上のフェンスを張るとということが危険性を伴う。

要は高速道路にボールが飛び込むだけではなく、つくった施設自体が台風災害等に耐え得る機能がないんじゃないかということで、新たに今回設計で見直しをやるということです。もし、それでやれるのであれば、つくりますけども、つくったからといって、壮年ソフトで利用できるかということ、これはもう規格上無理だということが判明しておりますので、そのあたりは皆さん、コンセンサスを図りながら、町民の皆様がどうしてもソフトボール場だとおっしゃるときは、それでも構いませんけども、新たな使用用途を考えたほうがいいんじゃないかということで、議会のほうにもお諮りしながら、町民の皆様が喜ばれる形にしていきたいと思っておりますので、議会のほうでの検討をよろしくお願いいたします。

以上、8件、ちょっと長くなりましたけども、以上報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、議案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する、質問に入ります。質問はありませんか。11番、田ノ上議員。

○議員（11番 田ノ上 真） 町長、長い諸報告御苦労さまでした。

初めて聞くような話ではないことがほとんどだったので、その件については異議はございませんが、冒頭に話をされましたコロナの件ですね、これも私、学校関係さまざまやっぱり、厚労省も出たとか、そういったものを見る機会がございましたので、これもほとんど心配なく対応されてあるものかと、最初の段階で、若干の混乱は、それは今までないことですから、これはあるものと思っております。

学校関係からちょっと離れてコロナ関連お伺いしたいんですが、民間で検査をできるようにすると、保険適用という話が出ておりますが、これもし保険適用で民間で検査ができるように進んだ場合、須恵町でそれができる医療機関というのはあるものかどうか、そういったところは今の段階でわかるものでしょうか。

あと何点かまとめて申し上げさせていただきますが、これは重々感染予防には努めておられることと思いますが、万一、須恵町役場の職員で感染者が出た場合、そういった場合はどういった対応になるものかというものを懸念しております。そういったことの想定も伺えればと思っております。

最後に、これもコロナの影響で、確定申告が一月延びたということで、税額の確定が延びたことによりまして、国からおりてくる交付金等も、これまたおくれるんじゃないかならうかと思っております。こういった場合の影響とか、またあるのかと思っておりますので、その点もお伺いしたいと思っております。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 町長。

○町長（平松 秀一） まず1点目の検査機関ですけども、全くわかりません。この点については、国自体後手後手踏んでおりまして、まだ県の医師会も動いてない状況でございますから、これはそういった方向になった場合については、真っ先に議会、町民の方々にお知らせしたいと思っております。

職員の対応については、要するにコロナが発生した段階で、ストックしておりますマスクの配布、それとアルコール消毒で感染を防止すると、あすからは朝、出勤前に体温を図りなさいと、37.5度以上あった場合については、課長に申し出て熱が引くまで出てくるなということにしております。その時点でしかるべき、今現在医療機関に行くのではなくて、保健所の窓口を通してということになっておりますから、そこに相談やって、検診を受けさせるということになると思います。

もし、その段階で発生した場合については、我々役場が対応するというよりも、保健所関係のほうが動いて、どういった感染した人に対して経路とか調べると思いますから、その段階でそれに対して臨機応変にどういった形で対応するのかというのは、その場、その場で検討していかな

いと、これ問答集をつくっても仕方のないことで、起きた場合にどうするかということ、それもパターンが違いますので、その点については、総務課梅野理事あるいは副町長と話して、臨機応変に対応させていくということで考えております。

確定申告については、一昨日税務課長のほうとも相談したわけですが、4月16日まで延びると、このことで一番問題なのは、課税の時期がずれるということです。要するに4月から動くわけですから、課税というのは4月にやらざるを得ない、その点での情報がないと、これについても総務省、あるいは関係機関のほうから何ら指示があっているわけじゃございませんので、これについてもやり方というのはいろいろ方法はありますけど、まずは国の動きを見ないことには、どうやって対応するのか。

須恵町だけ対応やっていいよということであれば、頭の中にありますけども、それをここで言うと、よそのまちにも影響しますので、当面黙って待っているという状況でございます。しかしながら、課税をおくらすわけにはいきませんので、そのあたりについてはきちんとやっていくと。

補助金等の問題については、これは国が考えることであって、当面町費を持ち出す必要があれば持ち出しますし、これについても、今現在国自体がごらんのとおり、政府自体が右往左往している状況でございますので、なかなか令和2年度の各町に対する補助金がどうのこうのというまでは踏み込んでないと思いますので、これは注視しながら、議会の方々には報告してまいりますので、以上、我々のほうに入っている情報というのはその程度でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。ほかには。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今のコロナウイルスの件で質問させていただきます。

長期休み等のときに、オイコスのほうで前やってた子どもたちの預かりがあると思うんですけども、その件で、待機児童等も含めて希望をとって今回学童のほうで預かるということだったんですけども、そういう子どもたちもその中に入ると思うんですけど、どのような形で、その希望者を募られたんだろうかという方法。

それともう一点です。延長で6時まで受け入れていた学童があると思うんですけども、今回は5時までということになっておりますが、その辺の延長の対応は今後検討されるのかということと。

それから、学童のほうかふえるということで、国のほうでは空き教室を活用したり、学校の先生たちを、その対応に当たるようにという指導をされていると思うんですけども、学童のほうも指導員が不足しているということもありますけど、その辺の検討もされているのかということ。

それからもう一点です。保育園、幼稚園のほうはそのまま実施をすると、休みがなく実施するということがございますけども、コロナウイルスに対する対応等、保育園、幼稚園、この辺を

お聞かせください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 学童保育所の対応につきましては、今現在の学童保育所の機能は今までどおりです。要するに、そこで新たに預かってもらうのではなくて、今現在加入なさっている方々については、今現在の組織でやってくださいと、それを長期休業中のやり方として8時から5時まで、長い人は6時まで預かったり、臨機応変にやっていくわけですが、これは何も変わりません。

各小学校の学童保育所で待機になった方々がいらっしゃる。あわせて今回新たに希望なさる方については学校の教室を使って、須恵町というのは、須恵町のやり方としては、当然学校が支援に入るのは当たり前ですが、この学童保育所というのは、もともと児童福祉法の制度でございまして、学校がかかわるべきものでは、本当はないんです。

しかしながら、今回の場合は緊急ですから、学校にも対応させますけども、要するに学童保育所といっても、今回の場合は見守りしかないわけです。専門家をそれだけ集める余裕もないということで、須恵町の今現在各施設、図書館とか、美術館、資料館等、庁舎内で勤務に当たっている施設関係の職員がいるわけです。この職員をピックアップして、それを参考に配置するようにしています。空き教室でやります。そういうことです。

ですから、よそのまちはどういったやり方をするか知りませんが、須恵町の場合は全く別立てで、これは行政組織としてやるべきことをやるんだということで、待機児童さん、何度も言いますが、学童保育所の待機児童さんは優先的、そして希望なさる方についてもやると。実際きょうから動いていますけども、それぞれ御理解いただいているんだろうと思いますけども、全体で40名ぐらいしかいらっしゃいません。

ですから、各学校で多くて2クラスずつぐらい、あんまり集団で集めると始まりますので、集団感染が発生しますので、新たな業務で対応させますので、職員についてはそういった職員を代替で充てながら、シフト勤務交代で、なるべくストレスがたまらないように。

ただし、お子さんの情報というのは、学校が持っているわけですから、そのお子さんの情報については、その担任の先生たちがきちんと報告をやって、どういった形でやりましょうということです。

ですから、通常の学童保育所の考え方とちょっと違いますので、あくまでも見守りで預かりをやるんだと、その間に学校から提出された宿題をやっている、あるいは遊んでいると、その見守りをやるということです。

保育所、幼稚園のコロナウイルスに対する対応ですけども、これ御存じのとおり、幾らテレビ見ても国も言わない、特に福岡県、県知事1回もテレビに出ないです。新聞でもやってない。む

ちゃくちゃです。わたし、首長として、非常に福岡県の首長として、小川知事のこの態度には私は憤りを感じています。

こういうときこそ、県知事がリーダーシップとして、教育委員会じゃないと、これは福岡県として対応すべきです。それやってないと、そういう状況の中で、保育所、幼稚園を開けていいて、どういうことやと私も思っています。

今やれることは、担任あるいは先生方にマスクをつけて、手洗いをやって、子どもたちにもそれを言って、きちんと体温をはかって、そういった場合に、発熱した場合には黒だと、そしてきちんとしかるべき機関にこういったことが発生したということの報告やって、その指示に従うというやり方しかない。

ただ、今回安倍首相がおっしゃった中身には一つあって、低学年、要するに小学生ぐらいまでは感染してもほとんど症状が出ない、わからない。それで大人の人が感染すると重症化する可能性はあるんですけども、お子さん方にとっては、とにかく別で隔離やって、その間によくなっていけばというのがあるんだろうと思いますけど、そういったことで、保育所と幼稚園については今までどおりだということだろうと思います。

今回、最初に申し上げたように、政府が唐突に言い出したことであって、本来であれば、私の個人的な考えですけども、小学校、中学校は学校で預かったほうが安全だったと思っています。でもこれは国の制度として言った。それを県の教育委員会が学校に指示をやった。学童保育所を使いなさいということで、先週の金曜日、市町長協議会の中で、それぞれ学校も、まちの特色も違いますから、それぞれの臨機応変の対応をとりましょうということで話になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） オイコスの特待児童の希望者の件は、いいですか。（発言する者あり）それ込みでいいですね。よろしいですか。

ほかに。——これにて質問を終結いたします。

---

#### 日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず閉会中に、北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。

北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和2年2月13日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、3条例の一部改正について条例を制定するもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案 北筑昇華苑組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されたことに伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別を排除するため、改正するもので、全員賛成で可決しました。

第3号議案 平成31年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,984万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億6,713万7,000円とするもの、また葬祭場施設整備費6,223万8,000円の繰越明許費の追加などで、全員賛成で可決しました。

第4号議案 令和2年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,453万2,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ3,275万6,000円の減となっており、全員賛成で可決しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。

去る2月17日、令和2年第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので御参照ください。

まず、組合長の諸報告でございますが、し尿処理施設酒水園につきまして、平成30年11月から令和元年10月までの1年間に1万1,952.1キロリットルのし尿を処理していますが、前年度同期と比較すると424.2キロリットル、約3.43%減量しており、管理経費を削減しながら順調に処理業務が行われているとのことであります。

次に、クリーンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設では、平成30年11月から令和元年10月までの1年間に、4万2,471.42トンの可燃ごみを処理し、約2万5,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出、また、リサイクルプラザにおき

ましては、同期間に2,917.25トンの不燃資源ごみを処理しており、アルミ缶、スチール缶合わせて約161トン、ペットボトル約182トン、破砕鉄、そのほか金属類約527トンを資源有価物として売却し、約3,347万円の売却益が出ているとの報告です。

大牟田リサイクル発電所関係につきましては、令和元年12月24日に第1回運営協議会が開催され、2020年度事業計画案が加入組合全員賛成により決定され、2020年度のRDF処理委託料単価は、2019年度のトン当たり4,800円から5,900円となり、1,100円の増額となったとの報告がありました。

また、施設につきましては、稼働延長の期限が残り8年となってきました。次期施設を整備するに当たり、跡地利用のことなどを地元地区の代表者と協議を進めていく段階に入っており、現在、令和10年4月に次期施設の供用開始に向け諸準備を行っているとのこと。

続きまして、議案ですが、議案第1号 令和元年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）について、主なものとして、歳入は、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっております。須恵町負担金につきましては840万1,000円の減額となっており、内訳としまして、ごみ処理分の減で、し尿処理分の増減はありません。

歳出につきましては、決算見込みによる一般管理費の2節 給料の嘱託職員給料の減、13節 委託料の一般廃棄物処理施設基本構想等策定業務委託が、年度をまたいで策定する必要があり繰越明許費となっております。

衛生費、ごみ処理施設関係で、需用費の燃料費、光熱水費、薬品費の決算見込みによる減額補正。13節 委託料はRDF搬出数量の増に伴う増額補正。リサイクル施設関係では、二次破砕機用部品の増額と決算見込みによる光熱水費の減額が主なもので、全員賛成で可決しております。

議案第2号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度導入に伴う制定及び改正で、全員賛成で可決しております。

議案第4号 令和2年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ16億6,559万1,000円で、前年度比6,779万3,000円の増、4.24%の増額となっております。須恵町の分担金として3億4,587万1,000円となっており、前年度比1,734万2,000円の増、5.28%の増額となっております。全員賛成で可決しております。

なお、詳細は、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。

令和2年2月26日水曜日に行われました、令和2年第1回粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

定例会議事に入る前に功労者表彰が行われ、前監査委員の川上正俊氏が表彰を受けられましたことを御報告いたします。

日程第4、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、関係条例の整備について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、議案第2号 粕屋南部消防組合職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項の制定を行うため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、議案第3号 粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和元年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたため、本消防組合職員の給料月額及び諸手当等の改正について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、議案第4号 令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,706万9,000円とするもので、年度末における決算見込みによる減額となり、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第5号 令和元年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,006万9,000円とするもので、年度末の決算見込みによる増額となり、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第6号 令和2年度粕屋南部消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,199万2,000円と定めるもので、前年度と比べ1億4,958万1,000円の増となっています。全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第7号 令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算の総額は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,533万4,000円と定めるもので、前年度に比べ118万3,000円の増となっています。全員賛成で可決しました。



なお、須恵町の令和元年火災、救助、救急状況は、火災7件、前年比3件増、救助3件、前年比4件減、救急1,364件、前年比134件増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和2年2月27日に第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い関係条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るため給与及び費用弁償等を定めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号 財産組合長の給与旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、組合長報酬月額を組合事務職員の給与水準に引き上げるため改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号 令和2年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,166万3,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ513万5,000円の減となっています。

事業費において、森林施業面積の拡大、作業道の維持、開設延長の増工により増額となっていますが、財政調整基金への積立金の縮小が減額の主な要因となっています。全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、タブレット内に資料を添付いたしておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか——質疑なしと

認めます。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時05分休憩

-----

午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入りますが、議会運営委員長の報告にもありましたように、議案第29号から議案第34号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

-----

#### 日程第5. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案書は議案第12号になります。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてでございます。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について別紙のとおり提出する。

提案理由、粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約を制定すること及び令和2年4月1日から粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により関係町と協議をしたいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これまでのぼた山推進協議会の組織を見直し、町長の私的諮問機関としての協議会、それから財産管理を行う共同管理執行協議会に区分するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第6. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方自治法第108条第1項の規定に基づき、町長の専決処分事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は議会の権限に属する事項で、軽易な事項について議会が特に指定したものは、町長において専決処分ができるよう制定するものです。

内容は第1号から第5号に示します一定金額以下の損害賠償額の決定及びそれに関連する予算の補正等でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第7. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第14号 物品売買契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案第14号 物品売買契約の変更についてでございます。

物品の売買契約締結について、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものです。

物品名、災害用トイレレーラー、条件を変更前、工期、契約の効力が生じた日より令和2年3月25日までを、変更後、納期、契約の効力が生じた日より令和2年5月25日までとするものです。そのほか契約内容については変更はありません。

本件トイレレーラーは、アメリカ合衆国で受注生産により製造され、町の希望する図柄のラッピングをし、納品まで約4カ月程度かかります。2月28日変更仮契約を締結いたしました。本議会で議決をいただければ、議決日をもって契約の効力が生じ、変更契約の本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 物品売買契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第8. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） 議案第15号 町道路線の認定について、議案書は1ページをお願いします。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるものです。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回の路線の認定は3路線でございます。

次の2ページをお願いします。

図面番号①路線番号、その他の町道695号、路線名高宮3号線、起点、上須恵字高宮858番10地先から、終点上須恵字高宮858番8地先まで、延長26.4メートル、最大幅員7.7メートル、最小幅員6.0メートル。

認定の理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。ほか2路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

今回の新規認定3路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地、造成工事において公衆用

道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

路線図を3ページから5ページに添付をいたしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号 町道路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第七号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,011万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億8,462万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の追加、変更は第2表地方債補正とし、第3条で債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正によるとしております。また、第4条で繰越明許費の追加は第4表繰越明許費によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず歳入からです。

年度末の補正でございますので、国、県、補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形で増減補正を全体的に計上しております。2款から20款までの主なものを申し上げます。

6款1項 地方消費税交付金は福岡県からの交付決定通知により5,000万円の減額補正。

9款1項 地方交付税は普通交付税決定額にあわせまして、1億3,631万1,000円を増額補正しております。

11款 分担金及び負担金196万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金308万円の減額。中学校ランチサービス負担金の183万6,000円の増額補正によるものです。

12款1項 使用料332万円の減額は主に葬祭場使用料の減額です。これは事務の簡素化に伴い、使用料を葬祭場で徴収するようになったためでございます。2項 手数料310万円の減額は主に塵芥処理手数料の減額です。

13款1項 国庫負担金は未熟児養育医療費国庫負担金の減額、施設型給付費等国庫負担金の減額、障害児施設措置費の増額などにより228万2,000円の増額補正をしております。

2項 国庫補助金は公立学校情報ネットワーク環境施設整備補助金、町内の小中学校の無線LAN環境整備の増額などにより5,616万1,000円の増額補正を行っております。

14款1項 県負担金は、未熟児養育医療費県負担金の減額、施設型給付費等県負担金の減額などで772万8,000円の減額補正をしております。2項 県補助金は、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等医療費補助金を変更申請額及び前年度分決定額などで1,060万7,000円減額補正しております。

15款2項 財産売払収入は、不動産売払収入180万5,000円の増額。

17款1項 繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは2,000万円程度となり、4億100万円の減額補正をしております。

18款1項 繰越金は1億5,456万2,000円を全額補正しております。

19款3項 雑入は新市町村振興宝くじ交付金、交付決定通知により481万3,000円増額補正しております。

20款1項 町債は契約額決定に伴い4,988万7,000円減額補正しております。

続いて、4ページ、歳出です。

2款1項 総務管理費2,149万9,000円の減額補正は嘱託職員退職慰労金の増額、包括業務委託料の減額、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費などの入札執行残による減額、不動産売払収入等を財政調整基金に積み立てるための増額補正などが主なものです。4項 選挙費710万円の減額補正は、県知事・県議一般選挙、町議会議員選挙費、参議院議員通常選挙費の執行残を減額補正しております。

3款1項 社会福祉費6,803万6,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、福岡県介護保険広域連合本部負担金の減額補正が主なものでございます。2項 児童福祉費6,755万8,000円の減額は、アザレア、れいんぼ一幼児園費、わかすぎの杜、須恵めぐみ

保育園等の保育実施委託料の減額補正、未熟児養育医療給付費を決算見込みにより減額補正をしております。

4款1項 保健衛生費1,611万6,000円の減額は事務簡素化に伴い火葬委託料を減額、保健センター事務室改修業務委託料を、執行残を減額補正しております。2項 清掃費890万円の減額は、ごみ袋制作費の入札執行残を減額補正しております。

6款1項 農業費272万7,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額補正です。

8款2項 道路橋梁費107万2,000円の減額は道路維持管理事業、道路新設改良事業に伴う用地取得費の執行残による減額補正です。5項 下水道費1,580万1,000円の減額は公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正でございます。

9款1項 消防費1,661万5,000円の減額は、粕屋南部消防組合負担金の減額、防災無線、行政無線、整備工事請負費、災害用トイレレーラー購入費の執行残を減額補正しております。

10款1項 教育総務費7,776万7,000円の増額は、各小中学校の無線LAN環境及びタブレット電源キャビネットの整備事業、情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負費の増額補正です。2項 小学校費641万円の減額は須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費の入札執行残の減額補正、3項 中学校費252万円の増額は中学校ランチサービス業務委託の増額補正、4項 幼稚園費727万3,000円の減額は子育てのための施設等利用給付費の減額補正、幼稚園教諭、パート教諭の臨時雇賃金の減額補正が主なものです。5項 社会教育費388万2,000円の減額は図書館システム更新業務委託料、6項 保健体育費295万8,000円の減額は運動公園内緑地管理業務委託料をそれぞれ入札の執行残を減額補正しております。

12款1項 公債費313万7,000円の増額は、償還予定額による補正です。

6ページをお願いします。

第2表 地方債の補正の追加が1件です。これは教育総務費の小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業に伴うもので、国庫補助以外の需用費の起債充当率は100%です。2地方債の変更は7件です。これは主に入札等により工事請負費額が決定し、起債充当率により限度額を変更減額にしたものです。

7ページ、第3表債務負担行為の補正の変更です。これは包括業務委託、民間委託の対象者増による限度額の変更です。限度額を6億4,156万3,000円とし、4,061万2,000円増額するものです。

8ページをお願いします。

第4表 繰越明許費補正の追加が2件です。災害用トイレトレーラー購入費1,700万円、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業8,978万2,000円を繰り越すものです。以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第16号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

#### 日程第10. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いします。

議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,839万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず歳入です。1款1項 国民健康保険税850万円の減額は決算見込みによるものです。

4款1項 県補助金395万2,000円の増額は、退職分療養費と高額療養費の増による普通交付金の増額と特別調整交付金の交付決定通知による県繰入金金の減額による補正でございます。

5款1項 他会計繰入金760万6,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支



援事業繰入金の国への報告額、県からの通知額による増額とその他一般会計繰入金の減額によるものです。

6款1項 繰越金506万4,000円は前年度の繰越金です。

7款3項 雑入433万5,000円の増額は、前年度の退職被保険者等国民健康保険医療費納付金の返還金でございます。

次の3ページです。歳出。

1款総務費5万5,000万円の減額は需用費、委託料等の決算見込みによるものです。

6款保険事業費100万円の減額は委託料の執行残による補正でございます。

以上です。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第11、議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,000万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項 後期高齢者医療保険料467万円の減額は、令和2年1月末の調定額及び収納率に

より算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款1項 他会計繰入金188万4,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正でございます。

4款1項 繰越金1,624万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,540万7,000円を含めたところの補正でございます。

5款2項 償還金及び還付加算金10万2,000円の増額は決算見込みによる補正でございます。

次に歳出です。3ページをお願いいたします。

2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金1,020万1,000円の増額は、歳入予算の保険料前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

3款1項 償還金及び還付金11万3,000円の減額は決算見込みによるものです。

4款 予備費は全額減額しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第12、議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第19号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ507万円を減額し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ1億1,466万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表地方債補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。主なものは1款1項 負担金、補正額3,220万円は決算見込みにより受益者負担金を増額しております。

2款1項 使用料、補正額マイナス150万円も決算見込みにより減額しております。

5款1項 他会計繰入金、補正額マイナス1,580万1,000円は一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

6款1項 繰越金、補正額610万9,000円は前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

7款 諸収入 2項 還付消費税、補正額348万1,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので増額するものでございます。

8款1項 町債、補正額マイナス2,960万円は下水道事業債で、これは町工事量の減及び公営企業会計移行に伴う委託料の減による減額でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項 総務管理費、補正額1,886万9,000円は委託料、負担金、補助及び交付金の執行残で1,337万9,000円を減額、賦課徴収費は受益者負担金前納報奨金155万円の増額、下水道施設整備基金積立金3,069万8,000円の計上分を差し引きした補正でございます。

2款1項 下水道事業費、補正額マイナス2,119万9,000円は委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金の不用額の減額、補償、補填及び賠償金の増額を差し引きした補正でございます。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,670万円を2,500万円に変更、これは令和元年度流域下水道建設費の確定による減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億50万円を1億7,950万円に変更、これは町工事量の減による減額補正でございます。公営企業会計適用債、限度額1,050万円を360万円に変更、これは委託費の確定による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還

の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第20号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 議案書の1ページをお願いします。

議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ332万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,568万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項 分担金、補正額13万9,000円は決算見込みより受益者分担金を増額補正しております。

2款1項 使用料、補正額マイナス163万1,000円は決算見込みにより減額しております。

4款1項 他会計繰入金、補正額マイナス277万7,000円は一般会計繰入金の収支調整

による減額でございます。

5款1項 繰越金、補正額334万9,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

7款1項 町債、補正額マイナス240万円は下水道事業債で、公営企業会計移行に伴う委託料の減による減額でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

主なものは、1款1項 総務管理費、補正額マイナス202万2,000円は委託料の執行残でございます。

2款1項 農業集落排水事業費、補正額マイナス129万8,000円は委託料の執行残でございます。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、下水道事業債、公営企業会計適用債、限度額400万円を160万円に変更。これは委託費の確定による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和元年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款第1項 営業収益、補正額マイナス1,400万円は給水収益及び手数料の決算見込みによる減額でございます。

支出、第1款第1項 営業費用、補正額マイナス2,299万5,000円、主なものは原浄費の受水費、排水及び給水費の委託料、総係費の委託料等の決算見込みによる減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款第1項 負担金、補正額20万円は水道管移設補償費に伴う工事負担金の増額でございます。

支出、第1款第1項 改良費、補正額マイナス3,400万円は排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額でございます。

第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億3,476万円は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。昼食休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、休憩といたします。再開を午後1時といたします。休憩に入ります。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、安河内教育長より公務出張による欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

先ほどの町長諸報告の質疑の中で、待機児童の件で、町長より訂正を伺っております。町長よ

り修正の答弁をお願いします。

○町長（平松 秀一） 町長諸報告の中で、学童保育所、新しく別途開設する分についても含めてですけども、8時から5時までと言いましたが、8時から6時までを目標とするということで変更いたします。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。はい。

---

### 日程第15. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案書、議案第22号になります。

議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

第六次須恵町総合計画基本構想の策定について別紙のとおり提出する。

提案理由、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により別冊のとおり、第六次須恵町総合計画基本構想を策定したので、今議会の議決を求めるものでございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

総合計画審議会委員が定めた基本構想のまちづくりの基本理念を須恵町民憲章といたします。

次のページ、23ページをお願いいたします。

まちが目指す将来像を水と緑と光のまち須恵といたします。

次のページ、24ページ。

人口推計を2040年、2万8,000維持といたします。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

まちづくりに必要な40項目の政策を、11項目に分類した大綱について承認を得るものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてを総務建設産業委員会に付託します。

## 日程第16. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、特別職の職員で非常勤のもの職の位置づけの見直しを行うに当たり、附属機関を設置するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

第1条で条例の趣旨を、第2条で執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置くとしております。第3条で組織及び運営についての必要な事項の委任事項を示しております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第17. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。



2 ページは改め文。3 ページは改正する宣誓書です。

4 ページをお願いします。新旧対照表で説明します。

第2条第2項で、職員のサービスの宣誓について、会計年度任用職員を追加し、同3項で、緊急時  
の際には、宣誓前においてサービスを行わせることができるとしております。

2 ページに戻ってもらって、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしておりま  
す。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり  
ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓  
に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第18. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてござい  
ます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から  
施行されることに伴い、会計年度任用職員の育児休業に関する必要事項を定めるため、当該条例  
の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページから5 ページまで改め文、6 ページをお願いします。新旧対照表で説明します。

第2条第3項で、法改正前、育児休業の承認を受けられる職員として、条例で定めのない臨時  
職員は除かれていましたが、非常勤職員全体を対象範囲に含めた上で、対象とならない範囲を指  
定しております。

7 ページで、第2条の3で、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を定めております。

8 ページで、第2条の4で、2歳に達する日までの育児休業を取得する場合を定めております。

9 ページで、第3条で、1歳以上は育児休業取得対象外ですが、特例となる事情がある場合を

定めております。第7条で育児休業している職員の期末手当の支給、第8条で育児休業した職員の職務復帰後の号級の調整について、対象となる職員に会計年度任用職員を除くとしております。

10ページで、第17条では部分休業することができない職員について、除かれる職員の中に非常勤職員のケースを追加しております。

第18条では部分休業について、会計年度任用職員についての規定を追加しております。

5ページに戻ってもらって、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 2点お尋ねします。

会計年度のパートタイムの方は育児休業がとれるのか、それと育児休業をとれない人が出てくるのか、またこれは改善されたというふうに捉えていいわけでしょうか。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、今の質問でございますけども、これ委員会に付託しますので、その後の委員長の報告で質疑できますか。それでよろしいですか。付託しますので。

ほかにありませんね。——これで質疑を終結いたします。

よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職の職員で非常勤のものの職の位置づけに関する見直しを行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページは改め文。3 ページ、4 ページは改正する別表です。この別表は特別職、非常勤職員を整理し、地方公務員法第3条第3項に示す順番に並べかえたものです。

5 ページをお願いします。新旧対照表です。

第2条特別職の職員の報酬について、改正前は年額、日額の支給日を示していたものを、改正後は報酬の支給方法として具体的に内容を示したものです。

2 ページに戻ってもらって、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第27号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例でございます。

この条例について別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され令和元年10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

次の2ページは改め文と附則で、3ページは新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、下水道排水設備指定工事店の指定、または更新の申請の際と技術者証及び指定工事店証を交付する際に徴収する手数料の改正でございます。

続いて新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページです。

第35条の改正でございます。条文を改正し、1号、2号を加え、それぞれの手数料を定めるものでございます。

2ページにお戻りください。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上、御審議方お願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 新旧対照表で見ますと、35条で500円だったのが5,000円になっとなんですけど、この根拠は何なんでしょうか。

○議長（松山 力弥） これも委員会か、担当委員会で審査して、委員長報告しまして、そのときに質疑でよろしいでしょうか。ここで質疑、審査は各委員会で、常任委員会ですようになっていますので、その後に質疑お願いします。（発言する者あり）具体的に委員会で説明して、委員会で審査しますので、その後でいいと思いますけども。

○議員（7番 児玉 求） 答えられる分については、本会議で質疑ありますから。

○議長（松山 力弥） 議会中で質疑はしますので、最終本会議までには決着しますので、それでよろしいじゃないですか。各委員会に付託します。

○議員（7番 児玉 求） それよくわかっています。委員会方式というのはわかるんですが、肝心なところで町長もおられるという中において、本会議においてもわかる質疑に対して答えられる分については答えていただきたいと、答えられん部分については委員会でまた質疑いたしますんで、そういうふうには私は思っております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、質問なされた部分が今回の条例改正案の部分であって、その部分を委員会に付託して十分に御協議いただくということです。

だから、その部分をここで質問なさるのはちょっと委員会方式というのを考えると、その部分が委員会に提出している議案の改正案です。それはここで質問にお答えするんじゃなくて、まずは委員会で説明した後、それに対して担当委員会じゃない方々の議員さん方が、委員長報告に対して質問がある場合になさる内容だと思っております。今、お答えすべきではないと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 回答は持っておられるけど、委員会での質疑がしかるべきというふうに言われるわけですね。

○議長（松山 力弥） いいですか。これ審議、小さい細かく審議するのは、委員会に付託するわけでございますけども、あなたがもし質問するのであれば、どうしてこういうのが提案になったのかというぐらいやったら、ここでいいです。いいですか。

どうしてこの条例が、この改正をどういう理由でなったんですかちゅうのは、今答えていいですけど、その小さい詳細については委員会に付託しますので、委員会委員長の報告が可決か、否

決かがありますが、そのときに質疑を賜りますので、そのときに聞いてもらえないでしょうか。  
それがうちの議会のルール、常任委員会になっていますので、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） そこはよくわかりました。しかし本会議の中で質疑が……

○議長（松山 力弥） だから、いいですか。質疑のルールが、その具体的なところまでは、こ  
でなくていいです。今、言うように、もう一つの何でこういう条例ができたのかぐらいはここ  
でいいです。どうしてするのかとか、だけど細かい具体的は委員会で説明します。

仮に、今ずっと条例していますけども、あんた全部わかります。それ全部ここで質疑しおつ  
たら終わらんでしょう。

○議員（7番 児玉 求） この本会議で住民の方の傍聴もあるわけですよ。委員会で今傍聴で  
きませんので、本会議で住民の方がわかると、質疑と、そのための質疑があるというふうに  
私は。

○議長（松山 力弥） 最終本会議でその質問をお願いしますと言うとるんです。これは今かかっ  
とるけども、可決するしないは最終本会議までには決着します。そのときに質疑をしてくだ  
さいと。

これ行政関係ありませんから、済いません。これ議会の問題でありますから、これ議会のル  
ールでありますので、いいですか。御理解いただけますか。

これにて質疑を終結します。

よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号 須恵町公共下水道条例の  
一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第21. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、令和元年  
10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案する  
ものでございます。

次の２ページは改め文と附則で、３ページは新旧対照表となっております。

主な改正点としたしましては、指定給水装置工事事業者の申請、または更新する際及び指定事業者証を交付する際に徴収する手数料を定めるものでございます。

続いて新旧対照表にて説明させていただきます。

３ページをお願いします。

第３４条の改正でございます。３４条に５号、６号、７号を加え、それぞれの手数を定めるものでございます。

２ページにお戻りください。附則、この条例は令和２年４月１日から施行する。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第２８号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第２２．議案第２９号

#### 日程第２３．議案第３０号

#### 日程第２４．議案第３１号

#### 日程第２５．議案第３２号

#### 日程第２６．議案第３３号

#### 日程第２７．議案第３４号

○議長（松山 力弥） 日程第２２、議案第２９号 令和２年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第２３、議案第３０号 令和２年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第２４、議案第３１号 令和２年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第２５、議案第３２号 令和２年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第２６、議案第３３号 令和２年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第２７、議案第３４号 令和２年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、６議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第２９号について、梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の１ページをお願いします。

議案第２９号 令和２年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算書を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和2年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億3,000万円と定める。前年度と比較しますと4億1,000万円、率にして4.6%の増となっております。第2項 歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表 地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表 債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借り入れ最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で、給料、職員手当等の人権費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。なお、前年度比較につきましては、17ページから19ページの総括、歳入歳出にも示しておりますので、あわせてごらんください。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します、1款 町税は30億4,507万7,000円、歳入全体の32.1%で対前年度比6,343万2,000円、率で2.2%の増収を見込んでおります。

次に、10款 地方交付税は18億8,700万円、歳入全体の20.1%で対前年度比1億8,100万円、率で10.6%の増となっております。これは町税が増加傾向にありますので、交付額はその影響を受けマイナス要素はありますが、幼児教育・保育の無償化により増額を見込んでおります。

次の8ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金は11億6,298万8,000円、歳入全体の12.4%で、対前年度比2億2,459,000円、率で21.1%の増となっております。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の6割以上を占めることになります。そのほか、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

県が市町村に対し、各市町村の法人従業員数で案分して交付する交付金、6款の法人事業税交

付金が創設され1,500万円計上。

県が自動車環境性能割の収入額に対して市町村に交付する、8款 環境性能割交付金1,300万円を、本年度新たに予算計上しております。

15款 県支出金は9億1,891万9,000円、歳入全体の9.8%で対前年度比2億8,534万5,000円、率で45.0%の増と、伸び率が最も大きくなっています。これは主に須恵めぐみ保育園施設整備に係る県補助金によるものです。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は60.3%、6.4ポイント増加しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出です。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款 民生費は39億6,249万7,000円、歳出全体の42.3%となっております。対前年度比較は4億5,264万5,000円、12.9%の増となります。主に国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、障害者支援費・自立支援給付費等の増額によるものです。また、須恵めぐみ保育園整備事業補助金も大きな要因となっております。

次に、10款 教育費12億8,501万2,000円、歳出全体の13.7%となっております。対前年度比較3億668万9,000円、31.3%の増となります。主に小中学校トイレ整備工事請負費、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修工事請負費の増によるものです。

次に、2款 総務費11億8,874万2,000円、歳出全体の12.7%となっております。対前年度比較は1億4,523万円、率で10.9%の減となります。構成比は大きいのですが減額となっています。これは庁舎非常用電源設備等改修工事請負費、多目的公園造成工事請負費の減によるものです。

次に、4款 衛生費9億2,126万7,000円、歳出全体の9.8%となっております。対前年度比較は4,657万2,000円、5.3%の増となっております。主に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増額によるものです。

また、歳出予算を性質別に見て構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まずは、物件費19億7,537万6,000円、歳出全体の21.1%となっております。包括業務委託料、須恵町都市計画図修正及び航空写真撮影業務委託料、ため池耐震診断業務委託料、ごみ等収集委託料などは増額ですが、会計年度任用職員制度により、一部人件費に移行したことにより、前年度比較654万9,000円、0.3%の減となっております。

次に、扶助費17億2,653万1,000円、歳出全体の18.4%となっております。障害



者支援費・自立支援給付費、自立支援医療給付費、児童手当などの増加で対前年度比較4,734万5,000円、2.8%の増額となっております。

次に、人件費15億2,462万9,000円、歳出全体の16.3%となっております。これは主に、嘱託職員、臨時職員の会計年度任用職員に移行によるものです。

次に、繰出金14億5,173万5,000円、歳出全体の15.5%となっております。国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などの増で、前年度比較9,104万7,000円、6.7%の増額となっております。

普通建設事業費で1億83万6,000円、11.7%の減です。これは防災行政無線工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費の減によるものですが、町長報告で説明も申し上げましたが、新原地区塵芥処理跡地の公園化整備について、利用用途の見直しにより、工事請負費を当初予算計上しなかったことにもよります。

次に、12ページ、第2表 地方債、臨時財政対策債から文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債まで全部で9本、5億5,600万円の起債を上げております。起債の方法は証書借り入れ、利率は4.0%以内、償還方法は記載のとおりでございます。

13ページ、第3表 債務負担行為で、財政計画策定支援業務委託、期間、令和2年から令和3年まで、限度額を300万円としております。中長期的な財政の見通しのもとに健全な財政運営を行うための計画を策定します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第30号及び議案第31号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いします。

議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和2年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億7,300万円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとしています。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項 国民健康保険税5億5,210万円、対前年度との予算額比較で400万円、0.7%の減です。令和2年度平均被保険者見込み数と令和元年中の所得により試算を行っております。

3款1項 国庫補助金169万2,000円は震災による保険税の減免に対する補助金とオンライン資格確認業務関係の補助金でございます。

4款1項 県補助金22億726万2,000円、対前年度比較は3.4%の減で、保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付費に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項 他会計繰入金3億743万6,000円、対前年度比較7.9%の増になります。主に、法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分の増額によるものです。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

1款 総務費3,287万9,000円、対前年度比較で2.4%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費でございます。

2款 保険給付費21億7,382万円、対前年度比較4.1%の減です。1項 療養費、2項 高額療養費が主なものでございますが、減少傾向の被保険者に対しまして1人当たりの医療費は増加すると見込まれております。

3款 国民健康保険事業費納付金8億3,122万9,000円、対前年度比較5.1%の増です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものでございます。

6款1項 保健事業費1,313万円、対前年度比較4.5%の減、2項 特定健康診査等事業費1,820万8,000円、対前年度比較3.0%の減です。いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページでございますが、このまま令和2年度特別会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,000万円と定める。前年度と比較しますと4.5%、1,600万円の増額となっております。第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとしております。

57ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項 後期高齢者医療保険料2億6,420万円、対前年度比較で3.3%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項 他会計繰入金1億574万2,000円、対前年度比較7.7%の増でございます。人件費を含む事務費にかかります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の58ページをお願いします。

歳出です。

1款1項 総務管理費1,395万5,000円、対前年度比較51%の増でございます。これは職員1人分の人件費に加えまして、令和2年度より広域連合へ職員1名が出向いたしますので、その分の人件費が主なものでございます。

2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金3億5,419万9,000円、対前年度比較3.2%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金など、収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和2年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 続いて、議案第32号から議案第34号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 特別会計歳入歳出予算書の87ページをお願いします。

議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

令和2年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億6,500万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債により御説明いたします。

89ページをお願いします。

歳入の主なものは、1款 分担金及び負担金 1項 負担金1,326万2,000円、前年度比10.9%の減は供用開始面積の減によるものでございます。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料2億7,852万9,000円、前年度比3.4%の増は、前年度実績による増及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金9,200万円、前年度比10.7%の減は管渠築造工事等の減によるものでございます。

5款 繰入金 1項 他会計繰入金3億6,057万8,000円、前年度比12.7%の増でございます。2項 基金繰入金2,422万3,000円、前年度比12.2%の減は平成28年度から令和元年度までの基金積立から当該年度の令和2年度の基金へ繰り入れるものでございます。

7款 諸収入 2項 還付消費税300万円、前年度と同額でございます。

8款 町債 1項 町債3億9,340万円、前年度比3.8%の増でございます。流域下水道建設費等の増によるものでございます。

次の90ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款 総務費 1項 総務管理費2億3,040万5,000円、前年度比2.1%の増は委託料の増によるものでございます。

2款 1項 下水道事業費4億3,112万2,000円、前年度比6.9%の増は事業認可設計委託料等の増によるものでございます。

3款 1項 公債費5億196万3,000円、前年度比2.4%の増は償還元金の増によるものでございます。

次の91ページをお願いします。

第2表 地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,030万円、多々良川流域関連公共下水道分2億870万円、資本費平準化債公共下水道分8,710万円、資本費平準化債流域下水道分1,820万円、特別措置分4,410万円、公営企業会計適用債500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、127ページをお願いします。

議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

令和2年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9,300万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債により御説明いたします。

次の、129ページをお願いします。

歳入の主なものは、2款 使用料及び手数料 1項 使用料615万1,000円、前年度比18.6%の減は前年度実績による減を見込んでおります。

6款 町債 1項 町債3,110万円、前年度比5.1%の増で、詳細については委員会で御

説明いたします。

次の130ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款1項 総務管理費400万1,000円、前年度比48万3,000円の減は委託料の減によるものでございます。

2款1項 農業集落排水事業費2,401万4,000円、前年度比19.5%の減は、委託料の減によるものでございます。

3款1項 公債費6,434万9,000円、前年度比0.3%の増は償還元金の増によるものでございます。

次の131ページをお願いします。

第2表 地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,760万円、公営企業会計適用債、限度額350万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、令和2年度須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数1万974戸、前年度比1.2%増の見込みでございます。年間総給水量267万3,492立方メートル、前年度比0.6%減の見込みでございます。3、年間有収水量253万5,808立方メートル、前年度比0.2%減の見込みでございます。4、1日平均給水量7,324立方メートル、前年度比1.3%減の見込みでございます。5、建設改良事業費1億762万8,000円、前年度比21.9%減の見込みでございます。これは排水施設改良費の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款 水道事業収益6億3,519万8,000円、前年度比2.5%の減、主なものは営業収益のうち給水収益、給水申込加入金の減によるものでございます。

支出は、第1款 水道事業費6億321万4,000円、前年度比1.1%の増、主なものは、営業費用のうち原浄費の委託料、総係費の委託料等の増によるものでございます。

次の4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款 資本的収入2,100万円、前年度比41.7%の減、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の減でございます。

支出は、第1款 資本的支出1億7,304万3,000円、前年度比15.6%の減、これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,204万3,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費9,340万8,000円、前年度比1.5%の減は人事異動によるものでございます。2、交際費10万円、前年度と同額でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は600万円と定める。これは量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第34号については、先ほど、設置した予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第34号は予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本会議終了後、全員協議会を2時10分より特別会議室において開催しますので、議員の方は御集合願います。

次の本会議は、3月6日午前10時より行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時54分散会

---

議事日程(第2号)

令和2年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について
- 日程第 2 議案第13号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第14号 物品売買契約の変更について
- 日程第 4 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について
- 日程第 2 議案第13号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第14号 物品売買契約の変更について
- 日程第 4 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

---

出席議員(14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		



午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。コロナウイルスの件で、国のほうも政策がいろいろ変わっていますが、常に議員の皆様もそういう報道に対しましては、遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案の理由として、標題の規約を制定すること及び令和2年4月1日から同協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の2第1項及び同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

去る令和2年2月4日に開催されました国鉄志免炭鉱ばた山開発推進協議会総会において、行政の業務と議員により構成される協議会の役割を明確に区分するための規約改正が可決されました。本議会からも多数の議員が参加する協議会なので、皆様よく御承知のことと思います。

主な改正点は、1、今後協議会は構成町長の私的諮問機関とし、開発に関する案件等が発生したとき、町長の諮問に基づいて協議、答申を行う。

2、本協議会は、各議会から議長、副議長及び議員2名を選出し、3町合計12名で構成する。

3、国鉄志免炭鉱ばた山跡地の管理に関する事務及び積立金の管理については、行政が設置予定の共同管理執行協議会において行うというものです。

なお、本議案と同様の議案が並行して粕屋町、志免町の3月議会においても提出されております。今後3町協議のもと規約を制定し、県に提出、受理されることにより、この共同管理執行協議会が設置されることとなります。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方

は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第13号 町長の専決処分に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長の専決処分事項を定めるため、当該条例を制定する必要があるものでございます。

2ページをお願いします。この条例は、議会の権限に属する事項で、軽易な事項について議会が特に指定したものは、町長において専決処分ができるよう制定するものでございます。

内容は、第1号から第5号に示します全国町村会総合賠償補償保険制度の損害賠償額の決定ほか、一定金額以下の損害賠償額の決定及びそれに関連する予算の補正等でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号町長の専決処分事項に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第14号 物品売買契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第14号 物品売買契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

物品の売買契約締結について、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

物品名、災害用トイレレーラー、状況、変更前、工期、契約の効力が生じた日より令和2年3月25日まで。変更後、納期、契約の効力が生じた日より令和2年5月25日までとするものでございます。

その他、契約内容について変更はありません。

本件トイレレーラーは、アメリカ合衆国で受注生産により製造され、町の希望する図柄のラッピングをし、納品まで約4カ月程度かかります。1月の臨時会で議決いたしましたが、既に発注が多くあり、納期の変更をお願いする次第でございます。

2月28日、変更の借契約を締結しております。本議会で議決をすれば、本日議決日をもって契約の効力が生じ、変更契約の本契約となります。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号 物品売買契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第15号 町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるものです。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたもので、今回路線の認定は3路線でございます。

次の議案書2ページをお願いいたします。図面番号1、路線番号、その他の町道695号、路線名、高宮3号線、起点、上須恵字高宮858番10地先から、終点、上須恵字高宮858番8地先まで、延長26.4メートル、最大幅員7.7メートル、最少幅員6メートル、本路線は一般公共道路として新規認定するものです。

ほか2路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。今回の新規認定3路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地、造成工事において公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号 町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

令和元年度、須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,011万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億8,462万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

また、第4条で繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費」によります。

6 ページ、第2表、1 地方債補正の追加が1件。起債の目的、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債、限度額4,480万円、証書借入、利率で4%以内。償還方法は記載のとおりです。小中学校の無線LAN整備等に係る事業に伴うもので、国庫補助以外の事業費の起債充当率は100%です。

2、地方債の変更が7件。起債の目的、臨時財政対策債3億3,300万円を、変更後2億7,301万3,000円に、5,998万7,000円の減額。須恵町多目的公園（仮称）整備事業債3,750万円を、変更後3,280万円に、470万円の減額。庁舎非常用電源設備等整備事業債1億630万円を、変更後9,940万円に690万円の減額。庁舎1階東側トイレ改修事業債1,830万円を、変更後1,780万円に、50万円の減額。防災行政無線整備事業債4億270万円を、変更後3億8,390万円に、1,880万円の減額。災害用トイレトレーラー整備事業債1,900万円を、変更後1,610万円に、290万円の減額。須恵第三小学校校舎改修事業債6,420万円を、変更後6,330万円に、90万円の減額。合計で9,468万7,000円減額するものです。

起債方法、利率、償還方法は変更ありません。

7 ページ、第3表、債務負担行為補正、1 変更、須恵町包括業務委託、限度額6億95万1,000円を変更して、6億4,156万3,000円に、4,061万2,000円の増額補正です。

8 ページ、第4表、繰越明許費補正、1 追加、9 款1 項 消防費、災害用トイレトレーラー1,700万円です。納期がおくれるため、繰り越すものです。

10 款1 項 教育総務費、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業8,978万2,000円です。小中学校の無線LAN整備事業です。

10 ページ、歳入です。主なものは、6 款1 項 地方消費税交付金は、福岡県からの交付決定通知により、5,000万円の減額。9 款1 項 地方交付税は、普通交付税決定額に合わせて1億3,631万1,000円の増額。

11 款 分担金及び負担金 1 項 負担金196万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金380万円の減額、中学校ランチサービス負担金の183万6,000円増額。

12 款1 項 使用料332万円の減額は、主に葬祭場使用料の減額で、事務の簡素化に伴うものです。

2 項 手数料310万円の減額は、主に塵芥処理手数料の減額。

3 款1 項 国庫負担金は、未熟児療養医療費国庫負担金の減額、施設型給付費等、国庫負担金の減額、障害児施設措置費の増額などにより228万2,000円の増額です。

2 項 国庫補助金は、公立学校情報ネットワーク環境施設整備補助金、町内小中学校の無線L

AN環境整備の増額などにより、5,616万1,000円の増額。14款1項 県負担金は、未熟児療養医療費県負担金の減額、施設型給付費等県負担金の減額などで、772万8,000円の減額です。2項県補助金は、子ども重度障害者、ひとり親家庭等、医療費県補助金を変更申請額前年度分決定額などで、1,060万7,000円の減額です。

15款2項 財産売払収入は、不動産売り払い収入180万5,000円の増額で、佐谷区の運送会社が従業員駐車場を整備するため、町有地2カ所を用途廃止し、払い下げたものと、役場前旧ガソリンスタンド隣の家との間の町有地1カ所を用途廃止し、払い下げたもの、計3カ所分の売払収入です。

17款1項 繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは2,000万円となり、4億100万円減額です。

18款1項 繰越金は、1億5,456万2,000円、全額補正し、19款3項 雑入は、新市町村振興宝くじ交付金、交付決定通知の増額などにより、481万3,000円増額です。

20款1項 町債は、入札等により契約額が決定し、4,988万7,000円減額です。

続いて、26ページ、歳出です。

ほとんどの課において年度末の決算見込みにより予算執行残、不用額の減額です。主なものは、2款1項 総務管理費2,149万9,000円の減額は、嘱託職員、退職慰労金の増額、包括業務委託料の減額、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費、庁舎非常用電源施設設備等改修工事請負費などの入札執行残による減額。不動産売払収入等を財政調整基金積立金のための増額補正などが主なものです。

4項 選挙費710万円の減額補正は、県知事、県議一般選挙費、町議会議員選挙費、参議院議員通常選挙費の執行残の減額です。

3款1項 社会福祉費6,803万6,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、福岡県介護保険広域連合本部負担金の減額補正が主なものです。

2款 児童福祉費6,755万8,000円の減額は、アザレア、れいんぼ一幼稚園、わかすぎの杜、須恵めぐみ保育園等の保育実施委託料の減額補正、未熟児療養医療費給付費を決算見込みにより減額しています。

4款1項 保健衛生費1,611万6,000円の減額は、事務簡素化に伴い火葬委託料を減額、保健センター事務室改修業務委託料、執行残を減額しています。2項 清掃費890万円の減額は、ごみ袋製作費の入札執行の減額です。

6款1項 農業費272万7,000円の減額は、農業集落輩出事業特別会計繰出金減額です。

8款2項 道路橋梁費107万2,000円の減額は、道路維持管理事業、道路新設改良事業に伴う用地取得費の執行残による減額です。5項 下水道費1,580万1,000円の減額は、

公共下水道事業会計繰出金の減額です。

9款1項 消防費1,661万5,000円の減額は、粕屋南部消防組合負担金の減額、防災行政無線整備工事請負費、災害用トイレトレーラー購入費の執行残を減額しています。

10款1項 教育総務費7,776万7,000円の増額は、各小中学校の無線LAN環境及びタブレットの電源キャビネットの整備事業、情報通信ネットワーク、環境施設整備工事請負費の増額補正です。

2款 小学校費641万円の減額は、須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費の入札執行残の減額です。3項 中学校費252万円の増額は、中学校ランチサービス業務委託料の増額です。4項 幼稚園費727万3,000円の減額は、子育てのための施設等利用給付費の減額、幼稚園教諭、パート教諭の臨時雇賃金の減額が主なものです。5項 社会教育費388万2,000円の減額は、図書館システム更新業務委託料。6項 社会体育費295万8,000円の減額は、運動公園内緑地管理業務委託料、それぞれの入札執行残を減額しています。

2款1項 公債費313万7,000円の増額は、償還予定額による補正です。

審査では質疑として、3款 民生費において老人保護措置事業の減額理由について、保育所の待機児童について、保育士採用の今後について、4款 衛生費において、空家対策事業の進捗度合いについての質疑がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 令和元年度一般会計補正予算（第7号）について、反対討論をいたします。

令和元年度の一般会計の補正予算を見ますと、アザレア幼稚園で臨時保育士6名、パート保育士5名の欠員で11名の採用不足のため、賃金1,900万円の執行残があります。れいんぼー幼稚園では1,280万円の執行残、南幼稚園では441万円の執行残があります。保育士、幼稚園教諭不足により待機児童が令和元年4月1日で35名、本年度はさらに増えて51名になります。保育士、幼稚園教諭の不足の原因が、本町の募集が臨時保育士、常勤にあるのではないのでしょうか。月22日程度、日給8,500円、額面18万7,000円になります。パートの時給が1,000円です。これでは保育士としての使命感はあっても、身分、また所得補償が弱いいため、募集しても応募がなくて欠員になります。これは平成27年から続いております。

本年4月1日より会計年度任用職員制度になります。フルタイム、パートタイム勤務、1年限定の更新では身分保障また所得補償は全産業において約10万円も低く、大きな格差があります。

立派な幼稚園があっても、肝心の保育士、幼稚園教諭がいなければ、教室を開けることはできません。保育は幼稚園教諭不足が待機児童増加の大きな原因であります。本町には保育士、幼稚園教諭を確保し、待機児童をなくす義務があります。ゼロ歳から15歳までの教育立町を目指すのであれば、保育士幼稚園教諭を地方公務員の正規職員として採用し、身分と所得補償を実現すれば、保育士、幼稚園教諭として使命感にあふれた優秀な人材が多数応募すると思います。

よって、臨時職員賃金の補正予算に反対をいたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第16号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ105万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,839万7,000円とするものです。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項 国民健康保険税850万円の減額は決算見込みによるものでございます。

4款1項 県補助金395万2,000円の増額は、前年度分普通交付金の増によるものです。

5款1項 他会計繰入金760万6,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の国への報告額、県からの通知額による増額とその他の一般会計繰入金の減額によるものです。

7款1項 延滞金、加算金及び過料170万円の増額と3項 雑入433万5,000円の増は、退職費保険者等国民健康保険事業費納付金返還金の前年度精算分で収入済額によるものです。



10ページ、11ページをお開きください。

歳出の主なものとは総務管理費15万円の減額、2項 町税費9万9,000円の増額は決算見込みによるものです。

6款1項 保健事業費100万円の減額は、賃金及び役務費の不用額を減額したものです。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第17号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番 三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,000万円とするものです。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項 後期高齢者医療保険料467万円の減額は、調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

3款1項 他会計繰入金188万4,000円の減額は、1節 事務費繰入金は決算見込みによるもの。2節 保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定通知によるものです。

4款1項 繰入金1,624万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,540万7,000円を含めたところの補正です。

5款2項 償還金及び還付加算金10万2,000円の増額は決算見込みによるものです。

次に歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金1,020万1,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

3款1項 償還金及び還付金11万3,000円の減額は、決算見込みによるものです。

4款 予備費は全額減額しております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第18号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第19号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ507万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,466万3,000円とする。以下は補正予算書記載のとおりでございます。

4ページ、第2表でございます。

地方債補正、1変更は、限度額のみの変更で、以下従来通りとなっております。起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分 限度額、変更前2,670万円が変更後2,500万円に建設費の確定により170万円の減額です。同じく、多々良川流域関連公共下水道分 限度額、変更前2億50万円が変更後1億7,950万円に。委託料の減により2,100万円の減となって

おります。公営企業会計適用債分 限度額、変更前1,050万円が変更後360万円、委託料の入札執行残により690万円の減となっております。

6 ページ、事項別明細書の歳入を御覧ください。

1 款 分担金及び負担金は全納による増額、2 款 使用料及び手数料は決算見込みによる減額、5 款 繰入金は収支調整のため減額となっております。

8 款 町債は、先ほど説明いたしました地方債の変更による減額となっております。

続きまして、10 ページの歳出でございます。

1 款 総務費は、主に3 目の下水道施設整備基金費の積立てによる増額、2 款 下水道事業費は負担金の確定及び決算見込みによる減額です。以下は記載のとおりでございます。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第19号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第20号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1 ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ332万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,568万円とする。第2項 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第2表による。4 ページの第2表でございます。地方債補正、1 変更は限度額のみの変更で、以下、従来通りとなっております。起債の目的、公営企業会計適用債分限度額、変更額400万円が変更後160万円に、委託料の入札執行残により240万円の減額

になっております。

6 ページ、事項別明細書の歳入ですが、1 款 分担金及び負担金は決算見込みによる増額、2 款 使用料及び手数料は、これも決算見込みによる減額です。

4 款、繰入金は収支調整のため減額、5 款 繰越金は前年度繰越額の確定によるものです。

7 款 町債は、4 ページ地方債の変更による減額と説明したとおりでございます。

続きまして、10 ページ、歳出でございます。

1 款 総務費は決算見込みによる減額です。

2 款 農業集落排水事業費は決算見込みによる減額です。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。補正予算書の1ページでございます。第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は実施計画内訳書にて説明をいたします。

2 ページ、第2条の収益的収支の収入は1,400万円を減額し、合計は6億3,766万7,000円で、収益の減で主なものは水道使用料と給水申し込み加入金の減です。

続きまして、支出は2,299万5,000円を減額し、合計が5億7,758万6,000円で、執行残及び決算見込みによる減額でございます。

4 ページ、第3条の資本的収支の収入は20万円を増額し、合計は3,620万円で工事負担金の増となっております。

続きまして、支出は3,400万円を減額し、合計は1億7,096万円で工事費の入札執行残により減額となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億

3,476万円は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填します。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第21号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月9日、午前9時より行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時50分散会

---

令和2年 第1回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和2年3月9日(月曜日)

議 事 日 程 (第3号)

令和2年3月9日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠 席 議 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ くり 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。この3月議会におきましては、須恵町以外のところでも一般質問を中止されるところがありますけれども、議会といたしましては、本日、一般質問をする方の意見を尊重して挙行することになりましたので、そのところを御理解いただきたいと思いをします。

それでは、これから、本日の会議を開きます。

ここで一括答弁についてお諮りします。

田ノ上議員と川口議員の質問はそれぞれ関連がありますので、一括答弁の取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括答弁の取り扱いといたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

発言順に質問を認めます。7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） おはようございます。日本共産党の児玉求です。ただいまより一般質問を行います。

2019年12月12日、大木町は温暖化対策に取り組む決意を示す気候非常事態宣言を出しました。2030年までに公共施設の使用電力を再生可能エネルギーで賄うことなどを盛り込んでおります。

宣言は、二酸化炭素の排出を2050年ごろまでに実質ゼロを目指す国連の気象変動に関する政府間パネル、IPCCの提唱に沿った内容になっております。IPCCといますのは、世界中の気候変動の専門家や研究者で構成されている国連の組織でありまして、気候変動事態や政策判断のため、科学的な根拠を提出しております。IPCCの報告書は信頼性が高いと評価があります。

気候非常事態宣言の採択に当たっては、人口減少、産業衰退の中で規制を強化すべきではない、議論が不十分であるとの2名の反対がありました。反対は実のあるものにせよという意見と聞き、大事なのはまず始めることと町長は話し、今後10年間の具体的な対応策を検討する考えを示しました。また、同じ志を持つ世界中の人々と手を結び、日本政府やほかの自治体に対し、連携を広く働きかけるということも記しております。国内では、長崎県壱岐市や長野県が出しております。これは、資料として出しておりますので、ぜひ見ていただきたいと思いをします。

昨今の、昨年も広島県の真備市で台風被害がありましたが、一極集中の風雨、強風水、大きな

被害を起こしております。地球温暖化の影響とみられ、その対策は緊急を要するものであります。そこでお尋ねいたします。

1つ、地球温暖化対策（ごみ減量について）、町としてどう取り組んでおられますか。

2番目に、生ごみを燃やさないことが環境によいと思うがどう思われるか。

3番目に、九州地方環境事務所から出た分で、九州288自治体のうち、18自治体が生ごみを分別、38自治体が今後検討、164自治体が検討しないというふうに報告が出ておりますが、本町の場合はどれでありましょうか。

4番目に、またその理由をお聞きしたいと思います。

5番目に、生ごみは資源ごみとして活用すべきと思うが、どう考えておられるか。

6番目に、生ごみを堆肥等にして産業化して町おこしと本町を環境立町としてアピールすることはどう思われるか。

7番目に、生ごみを燃やすより資源として活用するほうがごみ処理費用が節減できるのであれば、町としてはやるべきではないか。どう思われるのか。

8番目に、生ごみ分別は大変手間のいることではあります。環境によい町とするための住民合意は町おこしになると思われるか。

9番目に、生ごみ分別検討委員会を立ち上げるべきでないか。

質問事項の中では、生ごみを資源とするべきではと、また、地域おこしとして生ごみリサイクルセンターを立ち上げるべきでは。また、ごみ減量と二酸化炭素排出削減、町としてアピールしてはいかかという9問であります。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。

まず初めに、議員各位は一般質問の研修会をなさったということで、1問目が児玉議員の一般質問であるわけですが、私自身、一般質問は、議員各位と首長が公式の場で政策論議をする唯一の場だろうと思っております。ですから、毎回真剣に取り組んでいるわけでございますけれども、今回の児玉議員の質問は、当町の町づくりの方向性を述べられ、環境問題に主眼を置かれた二酸化炭素排出量の軽減と合わせて、おっしゃっている中身というのは地域循環型社会の構築、合わせて、1つのアイデアとして家庭用の生ごみを堆肥化することによってごみの軽減、あるいはその堆肥を産業として町おこしにしてはどうかという御自身の意見を述べられた上で、町長はどう考えているんだという論旨で組み立てられております。

まさに建設的な内容となっております、一般質問に値する論旨の組み立てであろうと思っておりますので、真摯にお答えしたいと思います。

まず、総論から申しますと、この一方向性から見たときには、児玉議員が提案なさっているこ



とは正しいことだと思っております。なぜ、そう言うのかというのは、既に当町は昭和54年に全国に先駆けて食からの健康づくりに取り組み、地域循環型社会の構築、その1つの方法として、地域循環型農業にチャレンジする中で、必ず出てくるのが有機農業です。要するに、化学肥料を使わない、体にいいものを作っていこう。そうすると、地域循環型でやっていだけですから、そのエリアの中で全てを解決していこうという考え方です。そうすると、堆肥づくりには必ず行きつくわけです。そして、もう一つ行きつくのが、家庭における生ごみについても堆肥化していこうやということでございます。

これ、今回提案なされたこと、昭和54年から昭和60年代まで須恵町は取り組みました。その集大成として、養生みそが1つのシンボリックな須恵町の無農薬、あるいは体にいいもので地域循環型社会の構築の1つあらわれとして養生みその生産に至ったということでございます。

しかしながら、当時、生ごみを利用した堆肥づくりについても、家庭でも普及しようとしたんですよ。ところが、水切り等、ものすごく難しいです。ですから、各家庭に幾らきちんとマニュアルをつくって言っても、水切りがうまくいかない。当時はEM菌というのを使って堆肥づくりをやっていたわけですが、かなりの例で失敗をなさる家庭が多くて、なかなか家庭で生ごみ処理について堆肥化をやるとするのは難しいということがわかったと。なかなかそれが普及していかなかった。これはまちづくりの1つの施策として、昭和54年当時ですから町長が田原利信町長で、その当時の第1期目の課長さんが吉松昭幸町長、彼が1年間かけてたどりつかけたのが、きょう児玉議員が提案なされたこと全てでございます。全部チャレンジされた。そのときの若手の職員として、きょう、議場に残っていますけども、そのときの職員が吉松良徳議会事務局長、そして、副町長の稲永修司副町長、そして、上下水道課の世利昌信課長、それと、当時まだ若者で役場に入らなかったんですけど、賛同しながらアルバイト、そのまま役場に入ってきた合屋浩二税務課長、当時、みんなが取り組んだ、その周りに我々もいたわけです。その中で、どうしても定着しづらい部分が須恵町の場合はあったということです。

じゃ、堆肥はどうやるんだということで、比較的集約した形で堆肥づくりをやろうと。やりました。これも、悪臭がするとか、1カ所に集めて堆肥をつくっていく中で、薬品を混ぜて、水にかかったらいかんわけですから、非常に手がかかるんです。熱が発生します。攪拌しなきゃいかん。それを怠ると堆肥にならない。要するに、発酵と腐る、その瀬戸際のことをずっとやっていかんわけです。非常に手間がかかると。

今回、提案なされた中身で、要するに主要産業、大木町の場合は、我々も福岡県有機農業研究会の事務局を須恵町が持っている、大木町さんとはずっとつき合っています。今現在、有機農業研究者であった中島農園さんはその地域づくりのことをよくわかっていらっしゃるから、議員がきょう提案なされたようなことにもチャレンジなされている。

主要産業が大木町の場合は農業なんだと。それで生き残っていくまちづくりをやらなければ、町としてやっていけない。須恵町の場合は都市近郊型なんですよ。当時はまだ、昭和54年当時、まだ農地はいっぱいありました。今現在、小規模農家しか須恵町の場合は残っておりません。そういう形で、仮に堆肥をつくったにしても、供給過多、需要がないんです。

今回、町長報告の中で養生みそのことを言いました。やることの理念はわかっているんだけど、でも、町の財政を圧迫している。それが30年かけて何億円という赤字になっている。御存じのとおり、今現在、すえっ肥という堆肥をつくっています。これも供給過多になっています。これは地域の牛糞とか、そういったいろんな環境問題がありましたから、それを利用しながら堆肥をつくっています。これはいろんな賞をもらうほど優秀な堆肥ができ上がっています。でも、それで採算が取れているかと。取れないんです。近い将来、私はこのすえっ肥の堆肥センターについても議会にお諮りしてやめようかなと思っています。

そういった状況の中で、児玉議員が提案なされたことは我々は十分わかっているし、提案はありがたく思っております。その中で、今回、9問ほど質問がございますので1つずつ答えませうけれども、須恵町の場合は、結論から申し上げますと、今回御提案いただいたことは、我々はチャレンジをやったけども、この須恵町の置かれた地理的条件とか、農地の問題とか、環境の問題とか、そういったことを合わせると、なかなか取り組みにくい内容だった。今現在でも、その理念は残っています。残っているけども、大木町ほどの大々的なことをやるには、環境的にちょっと難しいかということでございます。

1番目の地球温暖化対策にどう取り組んでいくんだと。町内4カ所のリサイクルボックスの設置、集団資源回収運動の奨励により、有価物の回収、再資源化を推進します。可燃ごみについては、クリーンパークわかすぎで固形化燃料として大牟田の発電所に燃料として再利用しているんだと。

生ごみを燃やさないことが環境によい。これは当然そのとおりでしょうけども、現在は、焼却に関してはすばらしい施設になっております。粉塵、ダイオキシンの発生はほとんどない安全な処理施設となってきております。須恵町の生ごみについては、クリーンパークわかすぎでは、向こう5年間、再延長で固形化燃料としてRDFを延長します。

3番目の288団体のうち18団体が生ごみ分別、38自治体が今後検討、164団体が検討しないとありますが、須恵町の場合は、3町でこのごみ問題には取り組んでいて、須恵町だけ、要するに地域循環型をもう1回やろうという、今、状況にはないということです。その理由については、今言ったようなことです。

生ごみは資源ごみとして活用すべき。これ、先ほど言ったように、やれば理想なんですけども、今のところできない。3町でやっていて、今現在、相互乗り入れで志免も宇美も入ってきて

いると。だから、そのあたりのことを考えると、この問題について、町単独で取り組める状況にはないということです。

堆肥を産業として。これは本当にありがたい提案なんですけども、今言ったように、須恵町で生産をしても供給過多、需要がありません。よその町へ売ったらいいじゃないかと、よその町も小規模ながら同じことをやっているんです。だから、わざわざ須恵町のすえっ肥を大量に買ってくれるような場所はないと。ましてや、これから生ごみを堆肥化やっぺいこうと。それを買ってくれるところもない。そのプラントをつくる。これもまた費用がかかるんです。それで採算が取れるか。取れません。間違いなく取れない。先ほど言ったように、すえっ肥の問題についても、近々、何年うちかには、私はこれを根本的に考え直す時期が来ているんだろうなと思っております。

7番目の生ごみを燃やすより資源として活用するほうがという質問ですけども、これについては、先ほど言ったように建設業とか、プラントに非常にお金がかかる。採算性は上がらないと。町の財政を圧迫すると。やりたいけどもやれない状況にあるんだということを御理解いただけたらと思います。

生ごみ分別は大変手間がかかることである。御理解された上で、須恵町の町おこしとして捉えたらどうかということで提案なされた。再度申し上げますけども、大木町とか、農業を主体とするまちづくりをやっている町と須恵町とはもう状況が変わってしまっている。そういった中で、町おこしでそういった環境問題に取り組むというのは、いささかちょっともう時期が過ぎたのかという感じです。かと言って提案が悪いとか、そういったことじゃないんです。おっしゃっていることは正しいんだろうなと思っております。

9番目に生ごみ分別の委員会を立ち上げたらどうかということですけども、先ほど言ったような理由で、今のところ、それを立ち上げるだけの理由が見当たらないということでございます。ただし、今回の御提案というのはきちんとした政策を自分で提案なされたことに対して、今現在、須恵町が取り組んだ内容、今現在の状況についてお答えしたということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 2問目です。1番の地球温暖化に対して、ごみ減量として町としてどう取り組んでいるかということで、ごみ減量に関して、粕屋と篠栗町が家庭用の電気式、バイオ式、乾燥式生ごみ処理購入補助をしております。コンポストが3,000円の補助、電気とかバイオ、乾燥式では上限2万円まで補助をしております。ぜひ、これを本町でもやっていただければと思います。

2問目の先ほどおっしゃったRDF、固形燃料化して燃料として使うわけですが、県は当初計

画段階では最終焼却灰は路盤材として商品化されると。また、その代金と売電、発電して大牟田で処理委託料は無料となるというのを、最初、県のほうは夢のごみ処理として宣言をしたわけですけど、いろいろ、破碎機の中に金属片があつたりとか、そういうのがありまして、修理費用の増加とRDF搬入量の減少、それと、最終焼却灰は路盤材に使われないということで、その処理費用が増大してRDFの委託料は3度値上げになっているわけでありまして。

やはり、ごみをなるべく出さない、できる限り燃やさないという方向を目指すべきだと私は思っております。

3番目の3町で無理というふうにおっしゃって、篠栗、粕屋と須恵であるわけですけど、世界の流れと言いますか、災害が毎年起きて、それが非常に大きくなってきているんです。これはもう毎年みたいな形に。これは日本だけじゃなくて世界的にもなっています。これは、やはり地球温暖化の影響というのが、先ほど言いました科学者が言っているわけです。海水温が。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、ちょっとそれ出しておるけど、燃えるなんて、これは今、燃える話じゃないんだから。いい。町長の答弁に対して質問して。

○議員（7番 児玉 求） 3町では無理というあれでございましたが、やはり、3町とも燃えるごみを少なくしていくという方向は、もう、これからはどうしても必要になっていくというふうに思います。

そして、5番目の活用すべきだが、今はそういう状況にないというふうに、先ほどすえっ肥のことをお話されましたけど、県で金賞をもらっているということで、有機肥料ということで、やはり水分が非常に問題なんです。水分を飛ばすということで、家庭のごみも、生ごみも、これは大木町はそうですが、水切りをして、そして、週2回の分、収集所にポリバケツがありまして、そこに水切りした分は持っていくというふうな形で、水切りが非常に大事になっているわけです。そして、須恵町の分別……。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、あなたの大木町の分はようわかっております。それに対しては町長が答えたでしょう。それはわかっているから、町長の答え分にして。あなたの調べたとはわかっているんだから、さっきと同じことだから。町長に対して、できないと町長が言ったのに対して何か反論があるんだったら。

○議員（7番 児玉 求） 水切りを出すよ。

○議長（松山 力弥） その件はもうできないと。3町でやっているし、手間もかかるから、今まで何年もかけてやったけど、今にたどり着いたから、町長ができないと言っているのに対して何か議論があるんやったら言ってください。

○議員（7番 児玉 求） だから、今お話したように、3町でやっとするわけですけど、今の災害の状況を見て、やはり大木町がああいうふうに非常事態宣言を出されたみたいに、これは1つ

の自治体だけではできませんが、これはしていかないことには立ち行かないような状況にあるということをお話しているわけです。

○議長（松山 力弥） あなたの質問は、生ごみを資源、産業化してということで、地球温暖化の質問じゃないですよ。いいですか。題名は、生ごみを資源、産業化して町おこしをという題名でしょう。地球温暖化の話をしてるんじゃないですって。

○議員（7番 児玉 求） だから、なぜ必要かということで今お話したんです。

次に行きます。

そしたら、5問目の回答について。5番目の質問で、今のところは対応できないということでございますが、環境省は、平成28年度一般廃棄物及び処理状況で、事業系のごみの焼却量を占める割合は自治体で35%になるというふうに、もちろん生ごみもそうですけど、事業所のごみ、それが35%になると。本町は指定業者が回収しておるわけですが、これも、やはり考えていかにやいかんと。ごみをなくすという点において、それはできないということであればそれで終わるんですが、それでは立ち行かんという状況が、先ほど私が話したようにあります。ですから、こういうふうに事業者から出る分と生ごみを減らすと。

それから、7番目、今、クリーンパークであれしとるんですが、平成27年度の塵芥処理費が2億2,978万円になっておるんです。平成30年は2億4,007万円。家庭ごみが総可燃物の中の30%から40%になってくるわけです。そうしたら、それを減らせば大体7,200万円ぐらいの減額になるのではないかと私は思うんです。生ごみを減らせばそのようになるというふうに思います。

そして、町長はすえっ肥のことをおっしゃいましたが、やはり、須恵町は農業人口も少ないんですけど、農業の野菜、そういうものをやっぱり育て、農家も育てるという形で、私は採算は取れんでもいいというわけじゃないんですけど、政策として無料で農家に支給してもいいし、経費が削減されればですよ。そういう意味で、採算だけじゃなくて農業も育むという形で、これは見ていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 何を質問しよるとねって。さっきから評論ばかり。

○議員（7番 児玉 求） 今言っているじゃないですか。今言われたから、それはこうじゃないですかとお話しているんですよ。

ちょっと待ってください、議長。

9番目の検討委員会は、全然、今そういう状況じゃないというふうにお話がありましたが、大木町は2001年の実証実験をして2008年にもったいない宣言をするまでに7年かかるんです。それから、2016年にごみの再資源化を進めて、2019年、去年、気候非常事態宣言をしとるんです。20年ぐらいかかるんです。以前もなさったということでよくわかるんですけど、

今からこれを地方自治体がやっぱりやっていくということが非常に大事になってくると。

お金の問題じゃなくて、災害をなくすと。災害が起きたときの対策だけじゃなくて、災害を起こさんような対策をします。その1つがごみを減らすということなんですよ。

○議長（松山 力弥） 今の件は、検討していないって町長が答弁しましたけども。

○議員（7番 児玉 求） ですから、検討をしてくださいという、今お話をしているじゃないですか。

○議長（松山 力弥） だから、しないと行ったじゃないですか。

○議員（7番 児玉 求） こういう方法があるって、だから、次に回答していただければいいんです。

○議長（松山 力弥） もう回答をしたよ。同じことを何回も言いやんな、あんた。

○議員（7番 児玉 求） 同じことじゃないですか。町長が答えられるなら。議長。

○議長（松山 力弥） なら、ちょっと聞くけど、地球温暖化とそれがどう関係あるの。ただ燃やすだけのことで言っておるわけ。

○議員（7番 児玉 求） 今、言いましたじゃないですか。いいですか。

○議長（松山 力弥） 燃やすっていうのはどこで。大牟田の話をしているわけ。

○議員（7番 児玉 求） 本町の件ですよ、話しているのは。

○議長（松山 力弥） 本町は生ごみをどこで燃やしている。

○議員（7番 児玉 求） だから、3町で。

○議長（松山 力弥） それはクリーンパークの意見でしょう。

○議員（7番 児玉 求） そうなんです。

○議長（松山 力弥） きょうはクリーンパークじゃないでしょう、これ。

○議員（7番 児玉 求） はあ。

○議長（松山 力弥） あんた、町おこしやろ、これ。

○議員（7番 児玉 求） 議長、おかしいでしょう。生ごみ、可燃物をあそこで燃やすのだから。

○議長（松山 力弥） どこで燃やしているの。

○議員（7番 児玉 求） クリーンパークで燃やしたるやないですか。燃やしたるちゅうか、RDFで固形燃料をつくるでしょう。そのことを言っているんです。

最終的には、それが燃料として燃やすというふうな形になるんですけど、燃やすんじゃないで、生ごみは分別して、今でもできているんだから、分別はいろいろ手間がかかるけど、分別をして処理費用が、簡単な質問で7,200万円が……。

○議長（松山 力弥） わかった、わかった、わかった。同じことでしょう、さっきと。9番目ま

で一緒やない。答えたやないですか。

町長がだめやったら、何でできんのか。それでいいじゃないですか。

○議員（7番 児玉 求） だから、もう1回。

○議長（松山 力弥） 細かいことを言わんで、検討しないと、何で検討しないんですかって。検討しないとやったんだから。

○議員（7番 児玉 求） 今言いましたよ。だから、回答をお願いします。

○議長（松山 力弥） あんた、せっかく勉強したっちゃろが。一般質問の。

○議員（7番 児玉 求） だから、議長、町長の回答を。

○議長（松山 力弥） もう、町長は回答がないと思うよ、恐らく。

○議員（7番 児玉 求） あなたが決める問題じゃない、町長が決めるもんじゃないですか。

○議長（松山 力弥） 町長、何かありますか。

○町長（平松 秀一） 最初に申し上げたとおり、児玉議員がおっしゃっていることは、一方向から見たら正しいんです。ただ今、須恵町が置かれた状況というのは、このごみ問題だけじゃなくて、総合的に全部判断して行って町を運営していくわけです。それを考えたときに、須恵町はこの問題は昭和54年から取り組んだんだと。でも、全てがうまくいかなかった理由っていうのが、大木町と大きな違いというのが、大木町は主要産業が農業しかないんです。その中で、要するに地域循環型社会、地域循環型農業をやろうとさっき言ったじゃないですか。それを須恵町も大木町と一緒にやろうとしたんです。でも、置かれた環境が違っったということなんです。

だから、須恵町の場合には、今現在、40年以上たって昭和54年と大きく変わってきています。その中で、どれだけ田面が残っていますか。

生ごみの問題をおっしゃっているけども、それ自体もチャレンジしたけども、ここに職員が残っていますよ、その担当。無理だったんです。町民の人たちがなかなかそれに、やってはくれたけども、ほとんどが失敗された。じゃ、中規模でやっていこうと。それもなかなか難しかったということなんです。

9問上げられたやつについては、先ほど全部私はお答えしたと思いますけども、1問の中で、篠栗と粕屋が補助金を出していると。うちは出すつもりはありません。なぜかと。以前、そういったこともやったんです。でも定着しなかったということなんです。篠栗と粕屋が、それで大々的に環境問題でクローズアップされているか。していないでしょう。ただ補助金制度をつくっている。1つの施策としてなさっているということなんです。うちは1回やったんです。大々的にやって、それで成功しなかったから、私は今のところやるつもりはないということなんです。

それと、環境改善の非常事態宣言のことをおっしゃっていましたが、これ自体も、県と糟屋地区とみんなで話していかないかんことなんです。ごみの問題、さっきおっしゃいました。確かに

ごみというのは、生ごみは燃やすよりも再処理できたらそっちのほうがいいに決まっています。ところが、今の世の中というのは、ごみも大きな可燃燃料であることは間違いないわけです。昔は生ごみを燃やすと、その施設自体が今みたいに立派な施設じゃない。今のやつはほとんど出ないです。ダイオキシンにしても、全て。そうすると、生ごみ自体も、極端なことを言うと固形燃料の燃料の原材料であることは間違いないわけです。わかります。

だから、大木町がなさろうとしていることと、都市圏に住んでいる我々とごみに対する考え方が全く違ってくるということです。そのことを御理解ください。

だから、児玉議員がおっしゃっていることは、私自身も当時一緒に取り組みました。健康課の職員じゃなかったけども、人手がいるから、行ってやっていましたよ。自分は産業振興課長になったときに、有機農業研究会の福岡県の事務局長でした。いろんな方々とやろうとした。でも須恵町では無理なんです。そういうことですよ。

その中で、このごみの問題を提案なさったことはすばらしいことだと、私はさっきから言っています。ただ、今現在、その問題のうちには取り組めるだけの素養がないと。私自身もそれに取り組むだけの余裕がないと。ほかのことをいっぱいやっていますから。議員は、今回提案なさったことは私はすばらしいことだとさっきから言っています。議員たちは、あれもこれも言われて結構なんです。私は言われたことに対して、中嶋町長もよくおっしゃっていた。その中から不要不急のものはきちんと押さえながら、その中でタイムリーな部分をつかんで、あれかこれかじゃない、これをしていくんです、私が。だから、今回の御提案は本当にありがたい中身だということを申し上げております。

だから、提案なさったことを全部けなしているわけじゃないんです。いいことだと思います。ただ、今、須恵町にはそぐわない。だから、今はやらない。将来もやらないと思いますけども、そういう状況だと。もう取り組んだ話なんだということを御理解ください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 先ほど町長がおっしゃった生ごみも可燃物であるというふうにおっしゃったんですけど、このRDFの発端が、もともとおかしい形になるんです。要するに、ごみを出さないということです。要するに、RDFではごみが供給できないと、それが固形燃料の原材料にならんということ、ごみをいっぱい出さなさいというような政策がRDFの政策になっていまして、今、これからRDFを全国で展開するちゅうことはどこの自治体もやっていませんよね。

だから、基本的にはごみはなるだけ出さないようにすると、燃やさないようにするちゅうのが基本方針で、そして、私はその方向性として、以前なさったと、御自身もなさったということで



すけど、今、世の中の、世界の流れがやはり二酸化炭素を幾ら少なくするかという状況の中においては、私は大木町の町長が言われた、国は全然背を向けているんです。しかし、ほかの自治体にも連携を促したいということをおっしゃっているんですね。だから、こういう首長もおらっしゃるんだと。国の言うまま、県の言うままじゃなくて、その町の、確かに農業国だから、大木町はわかりますよ。だけど、ほかの自治体もやっているところはやっているんです。だから、これから方向性として考えていただく。町だけじゃなくて、国全体、地球全体の規模、そういう流れに持っていかんことには、毎年、災害がふえて、災害に強い町にしようというものもあるけど、その前に起こさんようなことをやっぱり自治体の長は考えていただいて、方向性として、全然考えておられんということではありますが、私はそういう大きな流れをぜひ検討していただいて、須恵町は農業人口も少ないですけど、私は麦の問題で生産量が足らんとお話ししましたが、やっぱり自分たちが食う麦をアメリカから輸入するようなことじゃなくて、やっぱりそういうふうな形で農業も、肥料としても伸びるといふか、そういうことにこれもやっぱりつながると。

○議長（松山 力弥） ちょっと、話が脱線しようよ。前回の質問はせんでいいけん。

○議員（7番 児玉 求） 方向性として、またぜひ考えていただきたいと思います。それをお願いとして質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 続きまして、10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 通告番号2番、10番、猪谷繁幸です。先ほどの質問が外れてましたんで、私は簡潔にいきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

町政の現状を見ますと人口も緩やかに増加しており、財政状況も比較的安定した状況で推移していると思いますが、しかしながら、緊急防災対策にかなりの予算を投入され、安心安全な生活の拡充を進められておられますが、財政調整基金が近い将来枯渇してしまう可能性も十分考えられますので、そこで、今回、一般質問として、資源の有効活用について質問をさせていただきます。

本町は、自然豊かな町で水資源も豊富です。今までも、雨不足による節水に、呼びかけはありましたが、実際、断水したことはないと思慮しております。この大切な水資源を有効に活用できないかということで、質問をさせていただきます。

将来、財政的に厳しくなるのは目に見えております。町としてもスエノバ事業で今までにない視点を変えた事業を進めておられますが、成果が出るのは、この先、また何年か先だということで町長のほうからも言われております。スエノバの事業の一連事業として取り入れ、水資源を有効活用した飲料水事業を取り組むのも1つの案だと思い、質問をさせていただきます。

1つ目として、第二浄水場の1日処理水量が約1,000トンと聞いております。実際の配水

量は700トン未満ということで、漏水に対する問題等ではありますが、日々300トン近い水が有効利用されておりません。この点について、そういう有効活用の考え方を持ってあるかお聞きしたいと思います。

2点目として、スエノバの事業を活用して市場調査を実際に実施できるのかという質問です。

3問目として、市場調査の結果、可能であれば販路調査も含めてスエノバのほうでできるのか。また、第3セクターによる取り組みになるのか、その辺を、町長の意見をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 水資源の活用はという御質問ですけれども、一番最初に、濁水のとくに須恵町は断水しなかった。これは水が余っているからじゃないんです。昭和52年に起こした大濁水、昭和60年代に起きた大濁水、これは、要するに先人たちが須恵町に命の水を供給したいということで、長年かけてこの水資源の確保に努めてきた結果です。ですから、余ってたということじゃないんですよ。

昭和52年から53年にかけて濁水については、本当は水が足りなかったんです。佐谷の農区にお願いして、山大道池を農区にお願いして抜いて、それを浄水場まで運んで何とかもつたと。

60年代の濁水は、これは福岡県全体の大濁水だった。その中で生まれてきたのが福岡水道企業団。そこで水が安定的に供給できるようになった。このことで、まちづくりに大きな影響を、好影響をもらった町が志免町と粕屋町です。だから、開発ができるようになった。あれだけの大きなまちづくりができるようになった。

でも、須恵町は丘陵地なんです。丘陵地ということは、水は下に流れ出てしまいます。だから、水が余っているということは絶対はないんです。まして、300トン余り余っているでしょうということですけども、須恵町の場合は、水道企業団とともに、今、ブレンドした形で水を使っているんです。

水を売られたらどうかということ、これは財政的な御提案をいただいて非常にありがたいんですけども、須恵町の水を特化して売るとかいろいろ考えたときに、誰が買うんだろうかと考えたときに、富士の水とか、霧島の水とか、日本アルプスの水とか、そのネーミング自体から見ても地下水なんだなってわかるわけです。須恵町の水って表流水なんですよ。

余っている水、要するに、ブレンドしない自然の水というのは、須恵ダム、あるいは第二浄水場にためている水だろうと思いますけども、これは表流水で、以前、浄水場、須恵ダムの上のほうを工事を行ったときに、土砂が流れ込んで混濁して、まさに飲めるような水じゃなかったと。以前、どなたかが一般質問をなさったときにお答えしたかと思いますが、そういった状況で、御提案はありがたいんですけども、今のところ、余分の水というのはないと。何かあったときに

使うためには確保しておかなきゃいかんということです。

それと、スエノバ事業として市場調査、それと、結果があれば販路も進められるかどうかということですけども、御提案はありがたいんですが、浄水事業というのは我々の貴重な命の水であって、これを利用した形で販売するというような形では、今のところ、私は考えておりません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 猪谷君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 今、町長のほうから説明を受けましたけども、企業団あたりから水をもたらしているのは実情なんですけども、実際、水が雨不足による渇水対策になった場合は須恵町が一番に水を切られるという状況もありますんで、やっぱり、自然に恵まれた水を有効利用しないというのは、何か1つのもったいないじゃありませんけども、有効活用を考えていくべきだと思うんです。

今、町長は考え方としては、そういう考えはないということなんですけども、やっぱり将来的に、これだけの財政難が続く中で、また、緊急対策事業等で設備投資、また、年数的に古くなった庁舎の建て替えとか、いろいろな問題が出てきますんで、やっぱり将来的な考えの展望の中で何かの有効活用、スエノバだけの事業をうまくいくためにも、そこで下支えがいるんじゃないかという形でちょっと質問をさせていただきましたんで、その辺の方向を、将来的に絶対ないんだということであれば別なんですけども、やっぱりそういう方向も少し考えに入れられて進めていただきたいと思いますけども、その辺について、将来的な展望は一切なしという形でよろしいんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 一切ないというわけじゃなくて、議員も水道課へおってあったからわかると思いますけども、須恵町で薬品を沈殿しないで飲める水ってどこでしょうか。観音谷の簡易浄水場、あれは湧き水です。だから、これというのは資源としてあるんでしょうけども、絶対量が少ないということです。

だからどうしても、御提案いただいた活性化事業として水もという1つの提案でしょうから、そのことはありがたい。ただ、今現在は経営的にちょっと、プラントをつかってまでやるには、それが売れるかとか、いろんなことを考えたときに、今はちょっと考えにくいということがございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 猪谷君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） どうもありがとうございました。

将来的には、やっぱりこういう自然に恵まれた土地ですので、有効活用、いろんな部分で考え

ていくべきだと思いますので、その辺もお考えの中に入れていただきたいと思います。

それでは、私の質問、簡単であれすけども終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松山 力弥） ここで、お諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。休憩に入ります。

午前9時54分休憩

-----  
午前10時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、田ノ上真君。続いて、6番、川口満浩君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上でございます。気を取り直しましてやってまいりたいと思っております。

今回、防災の観点から質問をさせていただきます。

思えば、東日本大震災は9年前の3月の発災でした。福岡西方沖地震も、また15年前の3月でした。たまさか偶然でしょうか、夏場の風水害の危険を前にして、3月は災害の記憶を呼び起こさせられます。

また、今現在、流行している新型コロナウイルスも大変な脅威です。命への直接的な脅威もさることながら、コロナにより、人と人、社会が分断されていることに悲しみを覚えます。

困難な状況ですが、しばらくは見えない敵との戦いが続くものと思われま。子どもとの現場、役所の窓口など、人との接点の多い部署の方には、本当に無事であっていただきたいと思います。また、執行部をはじめ、対応に当たっている各位様の御労苦に感謝申し上げるものです。今後はこの教訓を踏まえた諸政策が打ち出されていくものと思います。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、くしくも川口議員も同じく防災の質問をされるということで、なるべく速やかにバトンタッチしてまいりたいと思います。

ということで、まず簡潔にまとめております通告質問の要約を読み上げさせていただきます。

昨今の災害は想定外が常態化した観があります。昨年大型災害も、想定外、過去に例を見ない等と言われました。仮に須恵町で、このレベルの災害発生、例えば24時間雨量が500ミリ超のとき、山、川、避難所等は大丈夫でしょうか。須恵町が日々努力を重ねる防災第一の取り組

みは、即ち生命第一の姿勢と思い、一町民として、信頼を寄せるものです。しかしながら、防災対策に終わりはしないものです。設備の充実もさながら、昨年は自治防災組織も整備されました。企業等との協定も拡大しています。ここで須恵町の防災について、総合的な見地から町長に御説明をとさせていただきます。

続きまして、提出しております質問の要旨に沿って御見解を願うものです。

まず1の質問の意図するものは、今回の質問の総論的なものです。

一言に防災と言っても、時系列的に発災前の災害予防、発災時の災害応急対策、発災後の災害復旧の各局面があります。そして、それぞれにハード・ソフトの両面にわたる整備、もしくは準備、手配が必要と言われるものです。

最近の例で言うと、前回の一般質問で出たため池の堤体の強度などはハードに係る災害予防でしょう。庁舎の非常電源対策はハードに係る災害応急対策に備えたもの、自治防災組織の整備運営はソフトに係る災害予防から災害応急対策までにわたるものと言えらると思います。須恵町の地域防災計画には、さまざまな観点からの対策が詳細に記述されていますので、実際がよくつかめますし、大変に勉強になります。

4年前の熊本地震のあと、私の一般質問で地域防災計画について伺ったものですが、当時の総務課長が、いいものをつくりますよと自信に満ちた答弁をしておりました。確かに力作です。そして、力作ゆえに、これは膨大な量の文字数があります。一旦緩急のとき、関係各機関がいかに効率よく適切に動くかが明記されておりますので、当然と言えば当然ですが、知りたい事項を探すのが大変です。

現在、地域防災計画も第6次総合計画に合わせ改訂中と思います。ここで総論的に、須恵町の防災対策の要点をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2の問いからは各論です。要約にも、24時間雨量が500ミリを超えたときと例示いたしましたが、昨年発生した台風19号や佐賀での8月豪雨のレベルで災害が発生した場合は、どのような事態になるものでしょうか。これは、私としてもなかなか防ぎようがないのかなとも思わなくもないものですが、既に事例がありますので、あえて伺うものでございます。

ちなみに、台風19号のときの24時間雨量は942.5ミリを記録した神奈川県箱根を筆頭に、550ミリ以上を記録した地点が10カ所ありました。

昨年8月の豪雨では、24時間雨量は平戸が最大で484ミリでした。

考えられる例として、流木等で須恵川がせきとめられるなどの事態は起こり得るものでしょうか。須恵川の洪水ハザードマップは作成されていないとのことですが、防災計画を策定している以上、ある程度の想定をもっておられることと思います。

隣の宇美川について県が出している情報では、宇美川の洪水浸水想定区域図というのが見ら

れます。雨量について想定最大規模の凶面を参照すると、かなりの被害を想定しているようです。個人の感想で申しますと、これはなかなかきついなと、見ていて息がとまりそうな気持ちにもなります。

須恵町は条件が違いますので、どれほどの地域・世帯が浸水するものか、特に避難所の安全確保は大丈夫とは思いますが大丈夫でしょうか。

また、避難所の収容力について質問させていただいておりましたが、これは申しわけないことに、私が勢いで質問の要旨に記載してしまったようでございます。既に平成28年の質問、また、平成30年の質問で確保できる旨の答弁をいただいております。執行部においては、時間を割いて答弁を作成していることと思います。お手数をかけたことをおわび申し上げます。

ここでは、須恵川の件と避難所の安全に関してお伺いいたします。

次に、3の問いについてです。昨年、自治防災組織が各区に設置され、町内に完備することになりました。防災施策が一步前進できたとうれしく思います。今後、訓練を重ねることで力を発揮していくことを期待しています。詳細は各組織に委ねられると思いますが、耳にするところ、各区ともなかなか具体的な運営、計画に踏み込むところに至っていない感があります。自治防災組織は、防災にとどまらず、まちづくり、地域づくりにもさまざまな可能性を持っていると思います。今後、町との平時・緊急時の連携についてお聞かせいただきたいと思います。

4の問いです。災害時に自治体単独でできることが限られていることから、団体・企業等との災害協定が結ばれています。ケーブルステーション福岡、KBC九州朝日放送、コメリなどとの協定を町長報告等で伺っています。行政間の協力などは、地域防災計画に記載されていますが、民間を含めた協定が一覧できれば参考になります。

一例として、ある自治体が公開している一覧表は、医療協定に14の会社を含む団体、物資協定に同じく14団体、情報協定に行政を含む24団体、食料協定に7団体、同様に、復旧活動協定、輸送協定、トイレ協定、施設協定、これは主に避難所の提供のようです。遺体取り扱い協定、そのほか計170を超える団体が掲載されています。この自治体は東京の江戸川区です。人口は約70万人、23区内に位置しますので、須恵町と正面から比べてもしょうがないものです。ただ、これだけ広範な協定を結び、災害時の行政、そして、地域と住民のサポートを約束していることに感心した次第でございます。これは心強い。

須恵町と災害協定を結んでいる会社、団体は、私が知るよりも広範に及んでいると思いますが、全体がよくわかりません。協定の団体、会社の存在は、住民から見ても、いざというときには頼りになる味方ですし、ともに協力しあう関係にもなります。須恵町において、協定団体、企業の開示の予定はあるのでしょうか。

最後に、5の問いでございます。須恵町は本年度も緊急電源対策・防災無線のデジタル化や、

移動式トイレの導入など、先手を打って防災対策を講じています。こういった事業の積み重ねが防災上の死角を埋めていくものと思ひ、歓迎するものです。

昨年、総務建設産業委員会で焼津市を訪問しました。町長も御一緒でしたので御記憶と思ひます。主にソフト面における自主防災組織の運営と、ハード面における設備として、小型無人機、ドローンの運用について学ぶ内容でした。ドローンについては、3年前の平成29年3月議会でも一般質問させていただきましたが、当時の町長によれば、南部消防署管内に1基あればよいのではとの答弁でした。しかしながら、焼津市で実際に伺うと、市域が広いこともあるのですが、市で十数基を保有し、防災以外にも幅広く運用を図り、効果を得ているとのことでした。

須恵町でも同様に、小型無人機、ドローンを導入すれば、防災対策を含め、諸施策に活用できると思ひますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

以上、質問の要旨に従って5点ほど述べさせていただきました。御見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 続いて、6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番議員、川口でございます。今回、田ノ上委員長とかぶるような質問等々になっておりますが、須恵町の安全安心、そういうまちづくりという観点から、同じ方向を向いての質問であろうというふうに私自身感じております。

通告に従ひまして、起こりうる災害の備えに関して質問をさせていただきます。

初めに、私自身、実際災害に遭ったことはないため、考え、思いではなく身をもって体験された朝倉市の方に聞くほうが、対策、あるいは対応にも活かされることがあると思ひ、先月、朝倉市議の方に話を伺ってまいりました。意見として、資料のほうを提出しております。

また、朝倉市では、実体験に基づき、九州北部豪雨災害記録史をつくられ、また、災害対応検証報告書、それと、業務維持計画を作成されております。特に、災害対応検証報告書、これは本町にとっても参考になると思ひ、こちらも資料として提出しています。

3カ月もたちますと、梅雨に入ります。風水害のリスクが高まる時期となり、自然災害であります豪雨、台風、地震等で発生した際の町としての災害への備えについてお聞きいたします。

近年、災害は地球規模での温暖化による影響もあつてか、50年に一度と言われるゲリラ豪雨、速度が遅く勢力を増した台風等により各地で甚大な被害を出し、今まで経験したことのない大きな災害が発生し、また、予想される巨大な地震も懸念されているため、災害への備えが必要と考えます。

先ほど田ノ上委員長からもありました、今月11日で東日本大震災から早いもので9年となります。本町におきましても、今から47年前の昭和48年、豪雨による災害を経験、平成17年の福岡西方沖地震、平成28年熊本地震、平成29年朝倉で起きた九州北部豪雨、令和に入り、

まだ記憶に新しい台風19号、15号による信州、関東、東北と広範囲にわたり、水害をはじめ、家屋の被害、鉄塔が倒れるなど多くの死者を出す災害をもたらしました。

平成30年7月には須恵町でも避難指示が出るほどの豪雨となり、大きな被害は出なかったものの、各地で起きた災害は決して対岸の火事ではありません。現在、本町でも新たな防災無線の設置に取り組み、また、本庁舎の3日間電源確保の工事も終わるなど、対策が進んでいると思います。

災害は、時、場所、人を選んでくれません。起きてはいけませんが、大惨事が起きたときにどう対応するのか、また起きる前にどのような準備、対策を取るのか、町長の御見解をお伺いします。

先ほど田ノ上委員長より避難所の安全収容力は十分かという質問がございます。まさにそこが充実していないとパニックになる可能性があります。朝倉市議の意見にもありましたが、災害の現場は戦争状態だったそうです。本町の職員の配置、行動予定は、平成29年3月作成の職員防災行動マニュアルと風水害時・地震時における配備基準に定められていますが、確認の意味も含めて、指定避難所を開けるまでの段取り、そして、職員防災行動マニュアルに避難所の運営は避難所自身で行うとあり、福岡県防災ハンドブックにも避難者による自主的な運営が基本とありますが、あえてその後の運営について町長のお考えをお聞かせください。

次に、避難所の件ですが、朝倉市杷木地区では、平成24年に水害が起こり、その教訓があり、非常に避難訓練が重要であると朝倉市議の方の話でした。区長からの要望も出ているようです。防災の日はまだ決まっていないと聞きました。本町でも防災の日を決め、避難訓練を実行してください。町全体でやっても、遠くの方は歩いてこられないとか、経費の面などデメリットもあると思いますが、まずは、町主導のもと、災害に対する避難訓練をされるのか、お考えをお聞かせください。

次に、県内では7割以上の市町村が専門の方を配属していると聞いたのですが、福岡県総務部防災企画課に確認しますと、昨年2月の調査で60市町中25の市町村に配属されております。昨年来ふえているのでしょうかとのことでした。本町でも、新年度からの体制も耳にしていますが、専門の人材配置についてお聞かせください。

昨年12月の議会にて、稲永議員より防災ハザードマップの作成状況についての一般質問がなされ、令和2年度に関連する事項について修正を行う予定との回答でございました。また、この質問かと思われるのですが、修正されると数年変わらないので、あえて校區別の大きさの地図に変え、そこに避難経路を載せて作成することを提案したいと思います。資料として出していますが、朝倉甘木地区は矢印を入れて作成をされています。そして、篠栗町も学校別にマップのほうをつくられてあります。



また、わが家の防災メモは、以前作成されたものでしょうけども、福岡県防災ハンドブックにも、宇美町のハンドブックにもあるように、家族が話し合い、災害時、連絡が取りにくくなる件、集まる場所の確認など、共通の意識を持つことは大切だと考えます。ホームページに載っていますが、町民全てがネットを見ているわけではないですし、事前準備が重要ですので配布されてはいかがでしょうか。

5番目に、情報、資料等を提供することで、防災に対する知識、避難をするという強い意識が広がると考えます。放送、掲示、配布とこれまでも対応されていると思いますが、須恵町では10代から40代までの若い方が平成28年から令和2年2月末までに447名ふえております。しかし、正直、防災などに対する認識は低いように私は感じられます。周知として、企業、学校、公共施設、JRなどを利用されては。また、町各分館での行事の際、一言添えてはいかがでしょうか。どのように周知されるかお考えをお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お二人の質問に対してお答えしたいと思いますけども、田ノ上委員長からの御質問に関しては、委員長として責任感を感じられて、この場を借りて、町民の方々にきちんとメッセージとして私のほうから伝えるという中身じゃないかと思っております。

要約して御説明申し上げますけども、まず、田ノ上委員長に対する質問ですけども、私自身、町長就任以来、住民の方の安全、安心の生活を守ることを第一義に上げております。防災・減災対策は、行政の負うべき最大の事業項目であること、また、この考えは現在も変わっておりませんで、今現在、ずっと準備をやっているわけですけども、町の災害警戒本部の実践的な配備基準の見直しを行い、役場非常用電源設備、先ほどから出ておりますけども工事もやっていると。防災無線の再整備については、3月末で完了する予定でございます。

防災無線に関する工事に付随して、3階大会議室を災害対策本部室として、インターネットの災害情報、庁舎に設置している雨量計、須恵川の水位等がリアルタイムに大型モニター、プロジェクターに映し出されるスクリーンで同時に見ることができる設備も完了し、災害時の避難発令判断の参考データ収集が充実されていきます。

また、自主防災組織の件でございますけども、全ての行政区に設置していただき、今後の活動については、町と地域が一体となって対策を講じていきたいと。そして、現在、感染拡大してきますコロナウイルス感染症など、その対策については最大限の危機管理意識を持って対応していきたいと思っております。

それでは、設問に伴った内容について1つずつお答えしていきますけども、地域防災計画、これについては、早くいうとでき上がりを待っててもらいたいというのが、29年度に策定いたしましたけども、令和2年度は改定ではなく、御質問のとおり、いろんな問題点とかありますの

で、全面的に再策定するよう予算計上させていただいておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいかなど。災害発生時には今までのマニュアルを使いながらやっていきたいと考えております。

その理由といたしましては、避難勧告等の発令基準の国のガイドラインが改定されているんですね。それに伴って、今現在のマニュアル等が機能するのかと、一部機能しない部分も出てきていると。災害対策本部等の職員の配備体制も実践的に見直したことも合わせて対応できる計画としていきますので、ちょっとこの点については、もうしばらく待っててもらいたいかと思っております。

それと、2問目の24時間雨量500ミリを超えた場合についてという想定なんですけども、この想定が、恐らく他地区で480ミリとか、1日900ミリ降ればどこでも災害が起きるわけなんですけども、この想定の本拠、須恵町に置いた場合の本拠がちょっとわかりにくいのが、日中雨量500ミリということは、極端なことを言うと時間雨量20ミリ強なんです。須恵町は丘陵地であって、要するに、この500ミリの雨で災害起きるか起きないかというのは、その降り方によって違うと思います。

なぜかと言うと、須恵町は昭和48年に大災害を経験しまして、当時、私も18か19ぐらいで実際に体験した側なんですけども、それに伴って、逐一、先輩たちが、昔は時間雨量30ミリを超すと災害と規定しながら基盤整備をやっていた。今現在、40ミリとか、いろんな形で設備計画をやるときはハードルを高くしていっています。

そういう中身で、須恵町の道路側溝とか、水門とか、いろんなことを合わせますと、それと、ため池についても、私が産業振興課長をしていたときは、農区のほうに幾らお願いしても、その当時はまた田面が豊かにあったということもあるんですけども、池の栓は抜いてもらえなかったと。あくまでも水利として水を確保する。それに伴って、農地等がやられてたことがあったんです。今現在は、非常に協力的で、ため池が1つの水の緩衝地帯となって、栓を抜いてもらっておりますから、この設問の500ミリという場合が、本当に降り方だと思います。

ですから、丘陵地であるがために、田ノ上委員長がおっしゃったように、平地においては500ミリ降ると、もう大変です。ところが、須恵町の場合は、その降り方によったら500ミリは下に流れていってしまうんです。それが、その時間帯にどれだけ集中して、若杉山、あるいは皿山、あのあたり、岳城、あのあたりにどれだけ集中して降るかによって、災害の発生の意味合いが変わってくるということですので、非常に500ミリの設定に対してお答えするのがちょっと難しい内容になってきますので、ちょっと申し添えておきます。

ただ、基本的には500ミリというと、災害は起きます。間違いなく起きます。ただ、須恵町の場合はその降り方によって、29年度だったですか、一昨年のときに、私自身いて、消防団長

たちも私の部屋におきながら、あと1時間雨が降った場合は災害が起きると思っていました。ところが、運よく線状降水帯が東側に30キロぐらいずれて、ベルトにあったところがやられているんです。だから、非常に運がよかっただけで、起きる可能性はあったということです。そういった状況の中で、内水氾濫、あるいは浸水、土砂崩れ等というのは発生する可能性は十分にあるということです。

ただ、今言ったような設問で、非常に、そのまちまちで対応が変わってきますので、マニュアルでどうのこうのいえる中身ではないということをやっと御理解いただきたい。

なぜこんなことを言うかと言いますと、私自身も建設課に13年、農業土木のほうに2年間いましたし、いろんな形で災害、軽微で言ったら失礼ですけども、いろんな災害を経験しております。特に東中学校の造成工事の時の崩落、災害、ちょうど現場にいたわけで、いかに災害対応が大切なのか、命を守ることが大切なのかということはよくわかっているつもりでございます。

避難所の収容能力の件でございますけども、須恵町民2万8,700人を収容できるだけの規模は須恵町はありません。そのために、第1次避難場所として、各行政区に第1次、災害が起きるか起きないかわからない、でも移ったほうがいいたろうなというのは、私の命令に基づいて総務課のほうで判断して、各自主防災組織のほうにご連絡申し上げます。そこで、要するに1次的な非難をさせたほうがいいたろうと思う分の把握をやっていただいて、その方々に連絡を取ってもらって、まずは移ってもらうと。風の場合はいろんなことがあると思いますけども、雨量において災害が起きる可能性を考えていくと、言葉で適当なのかどうかわかりませんが、西側地区においては、昭和48年の災害においても大きな災害は受けておりません。それと、川子団地、新原地区、農地はやられたにしてもです。

ですから、大きな災害が起きたときにまず気をつけなければならないのは、佐谷地区の観音谷地区、そして、皿山地区、それと、孤立する可能性があるのが大間です。池の向こう側で公共交通機関もないと。そういったところが一番神経をとがらさないかのかなと。あと、平地にどんどん家が建ってきておりますから、いかにため池等で緩衝地帯を設けているにしても、これからは平地で床下浸水、あるいはそういったものが起きる可能性が出てくるんだろうなというのは想定しております。

2問目はそういった形です。

3問目も含めてですけども、3問目の自主防災組織と町との連携については、非常に、今、始まったばかりでわかりにくいと。これは総務課を通じて私の思いを伝えているわけですけども、各行政区とも本当にまじめに取り組んでいただいて、どういった体制で自主防災組織を運営したらいいか悩んでいらっしゃる。原則的に、私が思っていることは災害発生の可能性があるとき、

町から要請をかけます。そのときに、災害発生の初動期として、自助のサポートとして機能していただくこと。要するに、家におるのが不安だといった場合については公民館に移ってきてもらうと。そういった形の機能をしてもらいたい。

そして、風水害、自身も含めてでしょうけども、風水害の場合については、要するに、自主防災組織がその地域の人たちの避難とか、そういったものをやってもらうと非常に危険でございます。ですから、それについては、機能として各公民館が自主防災組織の本部になるんでしょうけども、ある程度片づくまでは動かないと、情報収集をやって、その情報を総務課にください、そうすることによって、災害本部というのはいろんな情報が入ってきます。そのことが自主防災組織の非常に大きな役割になってきます。あとは、言ったように初動期の自助の部分で、もし、泊まられるという人たちのお世話とか、身体的なサポートが必要だとか、弱者と言われる方々の把握をその地域でやっていただいて公民館に連れてきていただく。最終的には、その移動については我々のほうが、きちんと次の人がやっていくという体制のことが自主防災組織の大きなお願い項目でございますので、それ以外の、要するにいろんな備蓄をやっていくとか、いろんな形、それは、今後、総務課と、でき上がったばかりの組織ですからやっていきたいと考えております。

災害協定なんですけども、御指摘いただいたように、須恵町はコメリ、九電、少し意味合いが違うかもしれませんが、コカ・コーラとか、いろんなところと結んでます。ところが、今回のコロナウイルスの発生で、ちょっとよくわかったことがあるんですけども、本当に発生したら災害協定はあまり機能しないと。なぜかと言うと、それぞれ商業ベースで動いていらっしゃる所でございますから、まず、マスクの問題にしても、我々のほうに確保してくださいと言っても、もうないと。ですから、そういったことも含めて、総務課長とも打ち合わせ、それと、副町長ともやっているんですけども、もう1回災害協定の見直しをやるやということで、今回、その弱点に直面しましたので、今回、そのあたりについて、もう1回、コメリとか、九電さんとか、特に生活物資の部分について、コメリ一本鎗じゃいかんのかなということも含めて、反省点を踏まえながら、今後、協定をやっていきたい。今現在の協定というのは、平時における災害の協定はやったけども、非常時には機能していないと、これは反省点でございますので、早急に総務課を通じて検討させていきたいと思っております。

ドローンの導入についてですけども、これは副町長時代から、私、まちづくり課、あるいは総務課のほうに提案をやっておりまして、昨年一緒に行って、私自身、買いたくてたまらないと。これは、なぜかと言うと、災害担当でいた私としては、最も想定されるのが観音谷地区、川で挟まれているんです。橋げたが落ちると確認のしようがないんです。ドローンというのは、その確認ができるんです。皿山地区も含めて、大間地区もそうです。ですから、ドローンの導入につい

ては、私自身、積極的に内部でやれと言っているんですけども、なかなか航空法の問題があって、須恵町の場合はあまりにも直線で近すぎるといことで、要するに、常時飛ばせるような状況ではないと。ですから、この点については、私自身、夢を捨てたわけではございませんから、ことしも令和2年度にかけて、消防庁、あるいはいろんなところに話を持ちかけながら、須恵町でも災害用としてドローンが買えるように、これは私の夢でございますので、一緒に見に行った仲間として、ぜひ実現したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、川口議員の質問に対してでございますけども、1問目、これはあまりにも漠然としすぎていて、ここで答えるには1時間、2時間じゃ足りない。さっき田ノ上委員長がおっしゃったように、我々というのはこれを想定して、タブレットの中に、行政計画の中で3つのパターンにして議員さんのほうにもお配りしています。どうかこれを熟読してください。その上で、その中身の中で、どの部分がわからないんだという質問であればここで答えられますけども、漠然と避難所を開けるまでの段取りについて言えと、どうぞ読んでください。その上で、不備な点については御質問していただければと思っております。

町主導の避難訓練については、これは総務課と打ち合わせをやりながら、令和2年度中に準備をやって3年度には実施したいと。なぜかと言うと、自主防災組織を組織してもらっておりますから、ある災害を想定しながら自主防災組織と本部機能がどう機能するのかというのを専門家も入れた上で検討をやっていきたいと。そこで、自主防災組織のあり方についても検討をやっていきたいと。その準備を令和2年度にやっていきます。

災害専門員の配置についてでございますけども、当面、令和2年度には防災専門の職員を配置しようかなと思っております。すぐに防災士とか、そういったことを雇用するという話にはなかなかなくて、人材がないということで、今思っているのが、粕屋中南部消防署のOBさん、退職組、非常に詳しいですから、彼らを須恵町のほうで雇用できたらということで、今、内々に働きかけはやっていると。それが無理な場合については、近々のうちに、防災専門の職員というのは外部からでも入れたいなという思いはあります。ただ、消防職員というのは、須恵町の地形にも詳しいし、そういった人間を緊急救急体制においてもプロでございますから、彼らを雇用するのが一番いいのかと思っております。

ハザードマップに避難経路、防災メモの配布についてということですが、避難経路をそれで指示した場合に、皆さんよくおっしゃる想定外の水があると。それに従ったばかりに命を落とすときがあるわけです。ですから、あくまでも災害初動期の避難とか、避難経路というのは自助です。そのために自主防災組織のほうにこの部分についても、ここは通ったら危ないという部分はこちらのほうからお示しはします。ただ、ここだけなんだというやり方は、絶対命の危険になりますので、これはちょっと自助の部分で、常に各地域で、川口議員も新原区の選出議員ですか

ら、どうぞ先頭を切って、自分で調べられた分を自主防災組織の中で提案をしていってください。これは我々も地域でやっています。既に私は上須恵の中で東干田というところに住んでいますけれども、一時避難がどうなんだ、公民館に行くのが正しいのか、正しくないのか、そのことまで提案しております。これは地域の自助の部分になりますので、あまりにマニュアル化することは、わたしはやらんほうがいい。実際、一昨年、昨年もマニュアルどおりのところを夜歩いていて、流されて亡くなっています。だから、それは臨機応変なんです。あまりにマニュアル化するというのは、私は災害を経験した立場から言うと、いい判断じゃないと思っております。

そのためには、役場が把握している危険箇所等の情報提供をすることは大前提でございますので、そういったことを合わせながらやっていきたいと。

ハザードマップを、今回、見直しもあるのではという議員の意見を参考にしながら、1冊の冊子にしながら、簡単な大きな字で災害がどんなもんだと普段用意しておく。この程度の部分というのは逆に持つとったほうがいいかと。カチツとしたマニュアルというのは、かえって我々とか、議員さんとか、区長さんたちは持っている大丈夫ですけども、町民の人たちにわたすとそれがインプットされてちょっと危ないですから、1冊の冊子にできないかというのは、検討していきたいと思っております。

防災意識の収集について、これはソフト事業で防災アプリを構築しますので、スマホを受信ツールとして情報発信を行いながら、非常時は速やかに町民の方に伝達していきたいと、そういうシステムをつくっていこうと思っております。

今後も、この災害に関しては、私自身、常にナーバスな気持ちで取り組んでおりますので、これからいろんな形で御質問いただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） 2人で質問をしたので長い答弁になりまして、感謝申し上げます。私としましては、ほぼほぼ答えてくださりまして、大変満足のいく答弁でございました。特に私の知らない知見をいろいろいただけたということでございます。

丘陵地というこの須恵町の特質をちゃんとわかって考えるべきというのは全くそのとおりでございます。なるほどと思いました。確かに、私も一応、地域防災計画でございますが、確かに時間雨量のほうを載せてあります。24時間雨量というのはあまり載っていないので何でかと思ったら、単にそういうことだったわけですね。非所に納得した次第でございます。

それと、避難所の件で、これも地域防災計画の中で私ちょっとちらっと見たんですが、ハザードマップが載っております。そこ1件、山大道池の部分で、これも佐谷の方に聞いたら、今はあまり使っていない、水はそんなにたまっていないから心配いらぬよという話ではあったんで

すが、一応、資料として載っているものですからお伺いしておこうかと思ひまして、ここの佐谷の集会所がやっぱり水色の網かけがかかっているということで、やはりこれはちょっと気になるところです。話を聞いて少し納得もしているんですが、私も準備したんでここは聞かせていただくと思います。

それと自主防災組織との連携の部分でいろいろお話も伺ひまして、自助のサポートをするということで、やっぱりこれからいろいろ深まっていくんだなというふうに私は受けとめました。私としましては、この自主防災組織、自治組織加入の問題を抱えている各行政区の中でも、その解消のための一助になる可能性を秘めているのではないかとというふうにも思っております。もちろん主は防災ということではありますが、この防災からくるまた新たな地域づくりというものもあるのではないかとというふうにも思った次第でございます。

地域の防災力というのを競うような対抗戦ができれば、割と須恵町気質としては盛り上がるんじゃないかと思ったりしたんですが、全く具体的なことはなく、私の思いつきではありますが、そういうこともあればいいなというふうに思っただけでございます。

災害協定のことについて、これも御答弁、驚くような御答弁で、済みません、笑ってしまったんですが、確かに緊急時というのを経験しないとわからないことあるものでございます。これ、実はこの質問のきっかけが私の地元での話でございまして、須恵区には障害や介護など、見守りの必要な方が避難する際、受け入れていただけるよう介護事業者と懇談の機会を持ったことがございます。ことしに入ってます。やっぱりそういったところで、避難の現場で被災者とかかわるのは地域の人たちでございます。町と協定のある団体を知ることによって事前の意思疎通もできるのではないかと考えた次第でございます。実際、どの程度の協定が進んでいるかということとはちょっと詳しくはつまびらかに聞けなかったものでございますが、いろいろ調べたところで申し上げますと、町内が災害によって破壊された場合、真っ先に必要なのは建設業者、土木業者との連携ではないかというような文書を、土木学会の論文の中で、地方における大規模災害に対応可能な災害協定に関する研究ということで、ちょっと、せっかく私のつけ焼き刃ではございますが、多少勉強をいたしましたので。

例として、この建設業でございますが、災害応急対策は無論、本業ではないわけです。しかしながら、特に地方の建設企業に対する地域防災の要としての期待は大きく、そのことを建設企業みずからが使命として自覚している。須恵町においても同様ではないかと思うわけでございます、そのため、建設業は、災害協定の締結により、災害応急対策に協力することを社会に約束し、与えられた使命を果たす意思があることを宣言する。その一方、災害時は当然建設企業みずからが被災している場合もあり、また、2次災害の危険も排除できない。こういった中で、行政が建設企業に災害応急対策に従事することを要請するという判断が極めて難しいものになる。行政の一

方的な押しつけでは連携体制は成立せず、災害協定の締結という形で社会貢献への意思が宣言されることによって初めて連携体制の構築が可能となる。

これは学者さんの論文でございますが、その中で必要な災害協定が実際に機能するための必要条件として3つ挙げられております。

1つは、建設企業の判断による支援活動への着手。要は、判断がつかないときに条件設定していれば自動的に行動が開始できるという話でございます。

そして、条件の2つ目として、作業者に対する損害賠償責任、ここからここまでのことが考えられるので、事前に締結しておくというものでございます。

そして、3つ目が支援活動に要した経費の負担というものでございます。こういったことも事前に協議をして詰めておくということが望ましかろうというような話でございます。

実際、詳細に関しては執行部のほうが詳しいのはもとよりでございますので、これはあくまで私が学んだ範囲内の発言でございますし、このたび、建設業との災害協定ということですが、さまざまな分野における災害時の仕事が発生するわけですから、そういった各分野における企業さん、団体さん、組合さん、そういったところとの協定は、また、こういったことを踏まえた上で、いろんなパターンがあるかと思いますが、明示しておいて、そして、それが開示される、そんな協定の中身を細かく知りたいというわけではありませんが、この企業はいざというとき頼りになるんだという地域の思いがまたそこに向かうと、それはいい関係が、企業さん、団体さん、そして、地域の中で結ばれていくんじゃないかなろうかと思ひ、私としては有意義なことではないかと思つた次第でございます。

済みません。ちょっと資料を当たりすぎて自分を見失っておりますが。済みません。もうほとんど終わっております。

ドローンの導入、町長が夢とおっしゃいましたので、私、大変気持ちを強くしたといひますか、ぜひとも頑張つていただきたいという思ひでございます。

ほぼほぼ満足しているので、私も思ひを述べた分でありまして、答弁は必要としておりませんが、もし町長のほうで一言述べるようなことがございましたら承りたいと思つております。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 山大道自体は、これは農区も、現在、常時使つているため池じゃないということ。ただ、このため池は非常に大きな役割を果たしてありまして、水がないときに農業水として、これを、いろんな堰をいじくりながら、佐谷の農区の事業で使われております。

昭和52年から53年にかけての渇水のときは、池の栓を抜いていただいて、浄水のほうに回してもらつています。普段は使わないんですけど、行政にとっては非常に大切な最後の砦の水で



ございます。

今現在、この山大道地区、私、直接見に行ったわけじゃないですけども、栓が抜かれていてあまりたまっていないと。災害等から考えると、これは抜いてもらっていた方がいいんですけども、ことし雪が降らなかったですよ。そういったことを考えた場合は、この山大道というのは、水をためてもらったほうがいいと。だから、下の集会所とか、いろいろありますけども、このため池の取り扱いというのは非常に難しいということで、農区のほうとも、また、5月に取水協議会でお話するわけですけど、この山大道の取り扱いというのは非常に微妙な問題があって、下にあるから水は何もためないかというところもいかないと。いろいろな問題を抱えて、ちょっと佐谷の農区、あるいは区と打ち合わせをしながら、この山大道の取扱いはやっていきたい。

ただし、防災マップの中にも載っているわけですから、先ほど言ったように、抜いてもらわないときは率先して抜いてもらうため池であることは間違いございません。

もう1点、災害協定のことはいいですか。

協定を結んでいるわけじゃないですけども、須恵町の場合というのは、土木建築、それと、水道関係、管工事組合、全てときちんとコンセンサスを図って、災害が起きたときには最優先でその業務にまず命令に従ってもらって現場に入ってもらおうと。お金がどうのこうのやなくて、先にその災害を復旧してしまうと。あとから設計をやって、やっていくというやり方でございますので、そのときは緊急時でございますから、やったあとの工事にその他もろもろを専決でお諮りした中でやっていくという形で、今まで、この40年以上やってきて不都合はございませんので、それで今後も対応しようと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） 再度の御答弁ありがとうございます。

山大道の件、かえって私が図面上で質問して何か御迷惑をかけましたが、実情の話聞いて安心しております。現場におられる農区の方、また、担当課の皆様のほうがお詳しいと思いますので、今の町長の答弁、本当に信頼してよろしくお願ひしたい気持ちでございます。

それと、ただいま土木建築、管工事の皆さん、須恵町の長い歴史の中で信頼関係が本当にあつてそれで機能していると。もちろんそういうふうには思っていたわけでもございますが、また新たにそういった答弁をいただけて、これからの災害時の諸施策に安心してと申しますか、そういった不安が1つなくなるような思いでございます。

須恵町が今まで取り組んできました、また、これから今現在取り組んでおります諸施策が多くの命を守ってくれるということを願ひつつ質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほどの私の質問で、最初の段取りということで漠とし過ぎているということでありました。私はこの須恵町職員防災行動マニュアル、これを見た中で、避難所に対してちょっとわからないという点と、それから、先ほどその避難所の開設、開ける段取りのあとに、その後の運営に関する回答がなかったと思うんですけども、恐らくこういった中に全部入っているんだと、先ほどちょっと言われましたことなんだろうというふうに思いますが、避難所開設に関しましては、これは概要版ですけども、朝倉市の避難者、被災者への支援ということで、避難所の開設に当たって書いてあることが、朝倉市の職員は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所管理班の指示で災害対策本部事務局、防災交通課ですね、そこにてラジオつき懐中電灯、救急箱、避難者受付表、避難情報整理表を受け取って、各避難所へ向かいますと。そして、避難所の運営に関しては、市職員及び自治体からの応援職員が中心となって行いましたが、職員数は限られているので、NPO等多くの外部支援者の協力により行うことができた。

当然、どこのこういう防災ハンドブック、こういったものに全てそういうことは書いてあるんですけども、現実そういうふうになりますと、まずは職員の方がそういったことの手助けを先にしていただかなければいけないんじゃないかなと。先ほど言いました本町のマニュアルも災害対策本部の本部会議の概要に避難所等の開設決定、避難の勧告の決定、その例として、大規模災害発生3時間後に施設管理者、または非難所担当職員による避難所解除とあります。なっている割には、どこの課が担当でいくとか、あるいは各行政区の中で避難所としてなっている公民館には、職員は誰も行かないのかなと、あるいは何も持たずに行くのかということ、私自身ちょっと疑問に思いましたので、その点をちょっとわかる範囲でよろしければお願いしたいと思います。

それと、避難訓練に関しては、3年先とかいうことで、専門の方を置いた上で行っていくんでしようけども、できるだけ早くそういったことをやっていただきたいと。自主防災組織を立ち上げて、それぞれの団体がどういうふうに進めていこうというおがまだわかっていない状況にあるのではないかとこのように感じております。そこら辺も含めて、早くそういったことをやっていただきたいなというふうに思っておりますので、先ほどの避難所の件に関して、御答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 具体的な細かい内容については総務課のほうにお尋ねください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） わかりました。その辺は私なりに聞いていきたいと思っております。

また、こういったマニュアルもせっかくありますので、その辺ところを大いにまた利用していただいて、職員の方もこの辺を把握していただいて、そういうことがあれば前に進めていただき

たいと思います。

防災上の準備として、自然災害や事件・事故などの危機の予測、予測された危機に対する、人、物、金、情報、仕組みなどの備え、準備している備えに実行力があるか確認する検討、訓練の3つというふうに言われているそうです。訓練というのも非常に大切であると。

何度も朝倉市のことを引き合いに出しましたが、朝倉市の議員が言われていましたけども、避難訓練、そして、市民への周知、これは非常に重要であると強い口調で話されてありました。町民の防災意識、これを高めるためにも本町として最大の備えで実行していただき、万全の体制で安全安心のまちづくりを行っていただくよう強くお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君、川口満浩君の質問を終わります。

ここで、お諮りします。暫時休憩としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時07分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。今後の健康事業について質問をいたします。

須恵町においては、特定健診の健診率が大幅に向上しており、県内でも非常にいい評価を得ているところでございます。担当から各課の連携など、職員の皆様の努力によるものと大変感謝をいたしております。

その反面、須恵町は、平成30年度から令和2年度までの3年連続で高医療費市町村に指定をされております。2年前の医療費により算定されるため、平成30年度の実績医療費が25億5,049万1,569円と高額だったので、令和2年度では県内で2位との不名誉な結果になっております。現在も、特定健診未受診者対策事業、医療費適正化事業、健康づくり事業、普及啓発事業などを行なわれておりますが、事業を始めたからといって、すぐに結果が出るようなものではないので、なかなか結果に結びついていないのが現状だと思います。

しかしながら、県からも、高い医療費を解消するような事業を行うよう事業計画が求められております。また、当初本会議の町長報告において、人生100年時代を迎え、疾病予防、健康づくりの役割が増加していくことを踏まえ、保健事業を強化し、効率、効果的な取り組みに努めると言われておりました。町長は、職員時代には健康福祉課の課長もされておりましたので、大変

詳しい部分だとは思いますが、保健事業の強化のための今後の健康事業についてお尋ねをいたします。

今年度はどのような取り組みをやっていくのか、今後の新規事業についてお答えください。また、須恵町特有の上位疾患である骨折の取り組み、骨粗鬆症の高リスクの対象者に対する取り組みについて、健康づくりポイント事業の導入について、各課の連携についてなどの医療費削減のための取り組み、保健事業強化のための今後の健康事業等についてお答えをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この質問も、恐らく副議長みずからが町民の人たちにメッセージとして送りたいという中身であろうと思いますので、お答えしたいと思いますが、もう御存じのとおり、副議長自身は健康づくり町民会議のプロでもありますし、今現在、国民健康保険運営協会の会長をなさっているわけですから、その総合的な判断をした場合について、この問題については御自分で答えを持っていらっしゃるんだろうなと思いますけども、質問の趣旨に沿いながら、メッセージとして読み上げていきたいかなと思います。

質問の要約どおり、国民健康保険においては、平成30年度の高医療費市町村4位で、令和元年に3位、令和2年度には2位に指定されていると。この高医療費市町村の指定においては、毎年度、前々年度の実績、医療給付費が基準給付費より著しく高額な市町村が福岡県から指定されるということです。この高医療費市町村の指定を受けると、高医療費の要因を洗い出して、その要因に対してさまざまな保健事業の評価指標を立て、計画していかなければならないとなっている。現在、行っている事業は、拡充、継続し、毎年度新規事業を実施するなど、高医療費市町村解消に向けての計画を報告しなければならないということがございます。

議員御存じのとおり、さまざまな保健事業に取り組んでいますけども、事業を行ったからといって、先ほど申されたように、医療費がすぐ下がるということじゃないと。平成29年度に作成した第2期データヘルス計画、国民健康保険事業実施計画の中にも示しておりますように、短期、中長期別に目標を定め、毎年計画に沿った事業を展開させていただいております。そして、この計画に基づいて生活習慣予防及び重症化予防にも取り組み、住民の健康保持増進を図ることで医療費適正化と健康寿命の延伸を目指すものでございます。医療費を削減するというよりも、須恵町の住民の方々が生き生きと健康で生活できるように、健康な須恵町を目指すことが将来にも医療費削減につながるんだろうなということは考えております。

5問について、それぞれお答えしていきますけども、まず、どのような取り組みをやっていくんですかということですが、これは、引き続き行っている取り組みでございますけども、特定健診の未受診者対策事業として、重症化する前にいち早く健診を受診していただくために、健診未受診者に受診勧奨を繰り返し行っていくと。で、充実していきたいと。あわせて、健診時にお

ける保健指導事業を強化します。その他、乳がん検診受診勧奨事業、骨粗鬆症予防事業、糖尿病性の腎臓病重症化の予防対策事業、生活習慣病の重症化予防事業、健康教育の実施などを強化していきたいと考えています。また、健康福祉課では、骨密度の測定器や脳年齢の測定器など、健康機器を用いて保健師による健康相談や血圧測定を実施し、健康管理の普及啓発を行っています。

次に、今後の新規事業ということですが、令和2年度の新規事業としましては、健康教育の実施をします。これは、須恵町の生涯学習講座まなびっくにおいて、生活習慣病などの疾病に対する知識を習得していただき、ロコモ対策として自宅において実践できる体操を指導するなど、健康講座を開催したいなと思っております。また、国保のレセプト情報から、糖尿病と高血圧が高数値であり重症化することで医療費高騰が想定されるので、血圧測定の重要性について周知を図ってほしいなと思っております。そのため、現在、体重測定100日チャレンジ!を実施しておりますが、血圧測定を追加してほしいなと思っております。さらに、健康づくり事業として、校区コミュニティ事業の健康フェスタにおいて、体成分測定、筋量やら骨密度などの健康に関するイベントの実施を検討しており、住民の方の健康意識を高めてほしいなと思っております。

3番目の質問、上位疾患である骨折についての取り組みはということですが、確かに骨折はレセプトから見ても大体2位と非常に高い位置になっていると。要因としては、筋骨格及び結合組織の疾患で、女性に多い骨密度・構造障害ですので、骨粗鬆症の早期発見の治療の遵守で骨折の発症抑制を行うために、今年度より骨粗鬆症高リスク者の対象事業として、異常値放置者と治療中断者を対象とした受診勧奨を行います。あわせて、健診受診時における骨粗鬆症啓発パンフレットの配付を考えております。また、健康づくり事業でPR事業として高齢者学級におけるDVDの上映等も積極的に取り組んでほしいなと思っております。

4番目の健康づくりのポイント事業の導入はということですが、これは福岡県が策定しているスマホ健康アプリ、ふくおか健康ポイントアプリを令和2年4月から導入する予定にしております。アプリの内容としては、スマホ世代にも体重や血圧、食生活など、日々の健康記録として活用してもらい、受診や健康教室に参加するポイントがたまり、ポイントが一定以上になるとお得なサービスが受けられる内容となっているようでございますので、広報等を通じて積極的に町民の方々に周知してほしいなと思っております。

最後に、関係課の連携についてでございますが、これはもう今村副議長よく御存じのとおりでございます。住民課で管理しております国保データベースシステムの情報を活用して健康福祉課の保健係で保健指導などにつなげていきたい。また、健康づくり町民会議には、住民課、地域振興課、社会教育課、まちづくり課、健康福祉課など、必要に応じて連携会議を開催し、情報の共有を行ってまいりたいと思います。

質問の要旨にはないわけですが、何で医療費が高いんだろうかという中で、以前、吉松昭幸町長で、たしか中嶋町長も答弁なさったと思うんですけども、須恵町は非常に医療に関しては高度先進医療を受けられる可能性の高い地域で、まして、たかだかその当時昭和50年代は1万8,000人の町民だった。今2万8,000人になっていますけども、その段階において100床以上の高齢者向けの病院が2カ所あったと。それ以外にも、内科、いろんな医院があったわけです。その中で、要するに皆さんは安心して病院にかかれる。そこでちょっと重症化すると、市内の大きな病院で再度検査をやって治療をやっていくと。これ、当然高くなっていく。比較したら東北の人たちから怒られそうですけども、その当時、新幹線とかがまだきちんとない時代、東北の人たちは、要するに医療難民だったんだと。かかろうと思っても、かかれない。家庭内で介護をする以外なかったんだと。だから医療費は、当然充実している須恵町が高くなるのは当たり前のことだろうと。それをとめようとする内容として、健康事業のあり方として、健康課をつくっていかれたという経緯がございますので、なかなか須恵町の場合について、この医療費を下げるというのは至難のわざと私は思っています。

ただし、医療費が高いと、確かに高いのは須恵町としては困ったことですが、その高いことだけを取り上げるんじゃなくて、そういった形で、介護地獄とか、家でこもりきって、要するにもう家の中でどうのこうのしていく中で、要するにいろんなテレビ等で出ていますよね。ああいったことを、私が経験する限り、役場に入ってから45年近くになりますけども、須恵町は1件も発生していないんです。須恵町は元気な高齢者が多いし、病気を抱えていらっしゃる御老人の方々と言われる人たちも生き生きと地元で生活されているという一つの大きな社会資源であることも間違いございませんので、医療費が高いことは私自身、使命として止めんといかんでしようけども、反面、非常に須恵の町民の人たちは恵まれた環境の中で医療が受けられているということは、ちょっと御理解していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 本当に、受診勧奨がうまくいっている成果が今の特定健診の受診率アップにつながっているんだろうなということを感じておるところでございます。

それで、須恵町は医療を受けやすい環境にあるということで、予防に重点を置いた医療であればいいかなと思うんですけど、やはり医療費が上がると、国保、今、一般会計からも繰り入れをしておりますが、その辺にも影響をしてくるということもあるので、なるべくそういうことを繰り入れをしないような状況にはなってほしいなというところであるんですけども、それで、医療費削減のための取り組み、そして保健事業強化のための今後の健康事業ということで回答をいただきました。やはり予防を重点に置くということが大事だろうと思っておるところでございます。

います。

それで、糖尿病等重症化すると透析になるわけですが、1人年間500万円、月40万円ということ、大体500万円がかかるというふうに言われております。糖尿病性腎症重症化予防、生活習慣病重症化予防の取り組みの強化が重要になってくるところでございますが、その中で、子どもの糖尿病が大変今増加しているということがあります。

それで、予防という観点から、保健師さんなどによる小学校での健康教室、それから若い世代からの取り組みを開始して、健康に対する意識の向上等に取組むことが必要だと思いますけれども、その辺の町長の見解、予定があれば、その辺もお聞かせ願いたいのと、生活習慣病重症化予防の取り組みについてですけれども、委員会視察で宮城県の柴田町のほうにみんなで行かせていただきまして、医療費削減の取り組みを学んできました。いろんな実績を上げられておりましたが、今回は新事業として、ウォーキングサークルなどの開催で、普段余り運動をしていない人とか運動の仕方がわからない人を対象に、55才以上の健康運動スポーツ教室とか、若い人を対象に20歳以上のノルディック・ウォークを開催する予定ですというふうに言われていました。

今回新事業として、健康講座をまなびっくで行うということでございます。その中でもやはりそういうまなびっく教室の中で、運動を余りしない人を対象のスポーツ教室等の開催とか、若い世代からの運動教室などの取り組みのお考えはどうでしょうかということが1点。

それから、須恵町特有の上位疾患、骨折の取り組みですけれども、今回、受診勧奨の中で高齢者学級とかそういうところでしていくということをおっしゃっていただいておりますけれども、データを見ますと、第三小学校区に多いという結果が出ておまして、ちょうどうちの須恵町はコミュニティが3カ所あるということもありますので、第三小校区のコミュニティセンターは割と体操とかもできるようなまた広さを持っておるといふことでもあるので、その骨密度測定も、今回、コミュニティのお祭り等を利用してやるんだと思うんですけど、そのコミュニティセンター内で体操教室などの取り組み等が第三小学校区でできないのかなということを1点お聞きしたいと思っております。

それから、健康づくりポイント事業の展開ということで、スマホの健康アプリを使っていくということで、非常にいいことだなと思っているんですけども、これも積極的な周知をお願いしたいということです。それから、やっぱりポイントを付与すると意識向上が図れるというのがあるので、健康づくりには非常につながっていくんじゃないかなと思っています。

以上、その点についてお聞かせをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 若年性の糖尿病に対する対応については、今後、住民課と健康福祉課と打ち合わせさせて、取り組めるものなら取り組んでいきたいかなと思います。

それと55歳以上の運動関係の推進、これも、まなびっくの関連がありますので、何らかのメニューがあるのかなのか、これについては社会教育課長にちょっと検討させて、令和2年度、間に合わないと思いますけど、でも、年度中途でも起こせるものか起こせないものか、このあたりというのは積極的に取り組んでいきたいなど。

第三小学校の活用ですけども、これ、くらしのコミュニティに移行するばかりで、始まったばかりで新たなことを言うと、きょう後ろに傍聴に会長さんが見えになって、このまた言うのかと言われそうですので、追々、要するに、もうその地域の一つの事業として取り組んでもらえるように少しずつ準備をやっていければなと思いますので、第三小学校で特定してしまうと、ちょっと風当たりが強いかなと思いますので、今回はちょっと遠慮させてもらおうかなと思っています。以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、取り組んでいきたいとか、いろんないい報告をいただきまして、よろしくお願いをしたいと思いますが、各課の連携で、それも何とか頑張っていたきたいと思っております。

それから、今後取り組んでいく、今取り組んでいるのが体重100日測定、それから今後、血圧測定というのをプラスするというございですが、健康意識は職員から発信するというございで、議員もそうですけど、職員、議員がまずそれをやって住民に発信をしていければなと思っております。

最後でございですが、医療費削減などはすぐに結果が出るようなものではないですけども、やはり予防に重点を置いて継続して取り組むことが必要だと思っております。健康対策予防に対する予算はしっかりと確保をしていただいて、取り組みを継続して、国保、後期高齢者また介護保険との連携強化としての事業の連投が必要かと思っております。同じ人が今後、国保から後期高齢者、介護保険となってまいりますので、その辺の連携をよろしくお願ひしたいと思っております。

特定健診の健診率が大幅に向上したことが、医療費に一時的には影響があるかもしれませんが、早期発見、早期治療で、人工透析などの重症化を防ぐことで、結果として医療費が落ちてくるのを期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これにて、今村桂子君の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 5番、藤野正剛です。初の一般質問をさせていただきます。

須恵町では剣道やバレーを初め、さまざまなスポーツにおいて優秀な成績をおさめられるなど、選手や指導者の方々が活躍されています。昨年3月に須恵町おやじの会主催で、アザレアホール



及び須恵中学校体育館において、全日本柔道男子監督井上康生さんと東海大柔道部監督上水研一朗さんによる講演会と柔道教室が開催されました。大変好評だと聞いております。また、サッカーでは昨年11月にアビスパ福岡とフレンドリータウンに関する協定を締結されました。

私は常々、スポーツにおいて、子どもたちに夢や憧れ、目標を持ってほしいと願っております。そこで、スポーツ技術の向上を目的とした子どもたちやスポーツ団体への支援についてお尋ねします。

現在、個人競技から団体競技まで、たくさんのスポーツが普及しています。それに伴い、活動する場所が必要であり、子どもたちが伸び伸びとスポーツをするに当たり、場所の確保は重要な問題でもあります。町の社会体育施設については、日々、管理運営がなされると思いますが、これら施設の確保や提供について、スポーツ団体からの要望はありますでしょうか。

次に、先ほど述べましたアビスパ福岡との協定については、地域に生活する人々とともに、スポーツを通じて子どもたちに夢と感動を、地域に誇りと活力を与えることを実現するため、相互に協力し、友好関係を保持することを目的とされています。今後、町のスポーツ団体とアビスパ福岡との交流などの計画予定や計画はあるのでしょうか。

さきの全日本柔道男子監督井上康生さんによる柔道教室など、子どもたちにとってプロスポーツ選手との交流は、夢や憧れに目を輝かせ、スポーツ技術においても確実にステップアップする指導を受けられるものだと思います。現在のところ、町では、みんなのスポーツ研修会など取り組みがなされていますが、たくさん子どもたちに多くの経験と目標を持ってもらう機会がふえるよう、トップアスリートによるスポーツ団体や中学校部活動に対するスポーツ教室の実施について、以上3点お尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 藤野議員におかれましては、満を持しての一般質問ということで、丁寧にお答えしていきたいと思いますが、1問目の体育施設関係でございますけれども、須恵町においては、あおば会館、町立のスポーツ公園、町の運動公園、西体育館、町立の武道場、健康広場、旅石の町立の広場、その他、学校施設を学校が使用しない時間帯に社会体育施設として利用しているのは、もう皆さん御存じのとおりだろうと思います。12施設があつて、管理を行っております。

それでは、十分な提供がなされているのかという御質問なんですけれども、令和元年度現在で使用状況は、施設を定期的に使用している団体は80団体あります。施設の定期使用については、定期利用者会議を開催して決定しております。ほか、日曜日の一般使用の使用を含めると、ほぼ毎日稼働しているのが須恵町の施設の状況でございます。かといって、足りていないのかなといったら、もうぎりぎり足りているのかなという形です。

このように、子どもたちやスポーツ団体の方々は、これらの施設を日々使用し、スポーツに親しみながら、健康で活力ある生活を送られているんだろうと考えております。町としましては、限られた財源と資源を有効に活用して、可能な限りの対応を行っていますので、今のところ何とか足りているのかなど、不足はあるのかもしれませんが、みんなで譲り合えば足りているんじゃないだろうかと考えております。

そして9月議会で、一般質問で、スポーツ公園、テニス場コートの早急な改善のことが出ていたんですけども、これはやっとならざるやうにしましたので、予算計上しております。

2問目のアビスパ福岡とのフレンドリータウンに関する協定についてでございますけども、これについては、11月16日にレベルファイブにおいて協定を結びました。町が推進する地域活性化とスポーツ文化の振興及びアビスパ福岡の基本理念である地域に根差したスポーツクラブ、スポーツを通じて子どもたちに夢と感動を、地域に誇りと活力を与える事業として、その部分がマッチングいたしましたので協定を結んだと。具体的な内容については、今のところまだ協定を結んだばかりでございますけども、アビスパ福岡では、オフとかいろんな段階で、須恵町が、サッカー団体とかが要望なされれば、プロの選手が来てサッカーの教室を開くとか、いろんなパターンを変えたアスリート教室とか、そういったことができる方向で今現在準備に入りたいなど。

まだアビスパ自体も福岡県全域を回っていて、特にこの福岡都市圏を回っているわけですけども、具体的にこれをやりたいという段階にはまだ至っていません。協定を結んだ後、みんなで話していこうという形にしておりますので、有効に活用していきたいなど。ただ、アビスパ福岡、惨たんたる状態でございますので、何とか、てこ入れして、やっぱりプロスポーツというのは勝たないとお客はついてきませんので、そのあたりがちょっと問題なのかなと思います。

質問の3番目、子どもたちに対するトップアスリートによる教室、これはもう大賛成でございます。先ほど上げられたように、井上康生さん、そして上水監督とも私お話して、やはりオリンピックに行った、オリンピックの選手を輩出した上水監督の話というのは、やはりこれはもうトップアスリートの世界で、チャンピオンスポーツ、要するに勝つためにやっっていくんだと、その中で人生を学んでいく、これ大切なことで、これは須恵町の中ではスポーツ推進計画の中で取り組み、徐々にやっている、現在もやっている部分があるし、ジュニアスポーツサークルの指導者の方々に見聞を入れてもらい広めてもらうための研修もやっています。

そういった中で、先ほどちょっと触れましたけども、やはり健康づくりのためのスポーツ、みんなが楽しんで、生涯教育、これはもう大切なスポーツです。ただ、世界が小さくなって、要するにいろんな意味で、日本が脚光を浴びてきているスポーツの世界で、今まで日本人というのは律儀でちょっと緊張に弱いとか、そういったものを払拭されて、非常に科学的な形でどんどん成績を伸ばして、須恵町のお子さん方の中にも、サッカー、ラグビー、水泳、いろんな形で伸びた

いと思っていらっしゃる方々がいらっしゃる。これはある程度、プロの世界の人たちが導いてあげないといけないのかなと思っております。

私、今回の選挙において、藤野議員がなられたということを非常に喜んだのはそのことでございまして、須恵町でプロの世界を見た、やった、実践した議員さんは藤野議員だけです。ということは、スポーツ議員連盟がありますので、そこでリーダーシップを発揮していただいて、いろんな提案をやっていただきたい。この須恵町からトップアスリートと言われる人材を育てる一翼を、今後、藤野議員に期待したいと思っております。ですから、社会教育のみならず、いろんな形で藤野議員が今まで経験されたことを思う存分発揮してもらおうのが、まちづくりにおけるスポーツ振興になっていくと思いますので、どうか期待しておりますので、我々しっかりサポートしていくし一緒にやっていきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 藤野君。

○議員（5番 藤野 正剛） 大変心強いお言葉をありがとうございます。私まで誉めていただきまして、ありがとうございます。

1番の旅石グラウンドでは、中学生の、今、硬式野球が使用しております。少し狭いし、伸び伸びと練習させてあげたいという気持ちはありますが、それよりも、れいんぼ一幼稚園の保護者の方から、ファウルボールでちょっと当たりそうになったと、子どもに。そういう声が1件ありました。それは、どうのこうのじゃありませんけど、硬式のボールですので、子どもに当たると大変なことになると思いますので、一応それは報告だけはしておきます。

それで、2番、3番、トップアスリートによるスポーツ開催、教室開催に当たり、それなりのちょっと費用とか講師料がかかると思いますので、その辺の予算の確保とかそういうのが、もしお聞かせ願えればと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど言いましたように、全面的に支援してまいります。（笑声）全ての面で。

○議長（松山 力弥） 藤野君。

○議員（5番 藤野 正剛） ありがとうございます。一生懸命、体育協会の方と協力しながら頑張っていきたいと思っております。

1人でも多くの子どもたちが、このような経験から、いろいろな競技において目標をなし遂げ、プロスポーツ選手やオリンピック選手が誕生してくれば、須恵町全体にも活気が出て、盛り上がるんじゃないかと思っております。

余談ですが、現在、女子プロゴルファーの三ヶ島かな選手、須恵町出身で頑張っておられます。応援されてみてはと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、藤野正剛君の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 1番議員、白水でございます。通告文に従って質問をさせていただきます。

まずは最初に、今回の質問の本意は、定年後も働きたいと考える高齢者がふえている現状があります。そこで、シルバー人材センターの業種の拡大をすることが、町にとっても高齢者にとってもいいことではないかと思えます。公益社団法人であるので、それぞれが独立した運営をしていることは理解しておる上での質問ですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

総務省の労働力調査で、65歳以上の就業者は2012年に593万人だったのが、2018年には862万人、2019年5月までには900万人を超え、就業者の約8人に1人を65歳以上が占めている結果が出ています。高齢化が急速に進展し続けることに、対策を講じなければいけないと思えます。

第五次須恵町総合計画の後期計画の期間の中に、高齢者がいつまでも生きがいを持って生き生きと暮らせるよう就労支援を充実させるとともに、さまざまな社会活動への参加を支援しますと記載されています。高齢者とはいえ、年齢幅が広く、その方々の意欲と能力に応じた就業機会を確保、提供し、社会を支える立場である高齢者をふやしていくことが急務です。

現在、運営されている業種は5分類に分かれています。この分類ごとの業種の拡大と、分類に当てはまらない方々の人材確保が期待でき、多様な職種をお持ちの高齢者の意欲と能力を生かすには、軽易な仕事以外にも本格的な仕事を支援すべきと考えます。営利目的な事業に対することではなく、あくまでも、自主・自立、共働・共助を基本理念としてのシルバー人材センターの役割が重要視されていると思えます。

そこで1つ、職種の拡大によって高齢者の就業機会が広がり、各自の意欲と能力を發揮できる仕事ができることを望みます。人材確保と生きがいを得るための就業が目的であるシルバー人材センターでの働き方につながっていくことに期待します。

また、もう1つは、定年されている高齢者の方々の中には、まだ現役で仕事をしたいと思っいらっしゃる方がいると思えます。軽易な仕事以外の特殊な職種を持っている方、能力にたけた方、多種多様な作業の確保のための補助金以外に、行政としての支援、サポートをするべきではと考えます。何らかの形でかわりあると思えますので、町長のお考えを教えてください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） シルバー人材センターに関しては、おっしゃるとおりだろうなど。多種多

様の、これからシルバー人材センターが果たしていく役割というのは大きいんだろうなと思っております。ですから、1問目の職種の拡大とかこういったこと、実はこれは法人格持っています、役場のほうがこれに対してこうやるというのが答えられないんです。ただ、気持ちとしてはおっしゃっていることはよくわかります。

構造的に言いますと、須恵町というのはシニアクラブ、旧老人クラブがあって、この人たちは、自分の生涯教育、生涯学習として、リタイヤした後は、そこで人生の楽しさを見つけて活躍なさっている。これ非常に大きな団体。

シルバー人材センターも、まだまだ自分、大きな技能はないけども、その職種に応じて社会貢献しながら、幾ばくかのお金をもらいながら、要するに生きがいと貢献をやっているというのがシルバー人材センター。

それと、2問目の設問で、定年された方々のまだ現役で仕事なさりたいと。実はことしに入ってきたと思いますけども、シルバー人材センターの会長さんと新しく副会長になられる方に、私、宿題出しています。どういうことかという、皆さん、少子高齢化という、大問題だと、高齢者ばかりふえて。昭和40年代の高度成長期、須恵町は少子高齢化ではなく、子どもは多いし年寄りも少なかったんです。働き手はどうだったのかと、須恵町、いなかったんです。みんな働きに行って、ごく一部の人たちが何とかこのまちづくりを昭和40年代、50年代をつくり上げていって、体育協会とかいろんなものができ上がった町です。だから今現在、能力を持った高齢者、いっぱいいらっしゃるんです、本当に。この人たちというのは、要するに負の財産じゃなくて、まさに今回提案なさっている中身です。

私、シルバー人材センターにお願いしているのが、シルバー人材センターとしての法人格の仕事とは別に、全く別枠で、人材派遣の仕事をしませんか。須恵町の高齢者で、要するに週に3日働きたいとか、1日、2日でもいいんだと、極端なことを言うと、孫にやる小遣い銭ぐらい稼ぎたいなど、ただ作業は無理だと、ただこういった技能を持っていると、そういった人材バンク的なものをシルバー人材センターで担ってくれないかと。

それについて、派遣する企業については、ここでスエノバの出番が来るわけです。スエノバに報告をやっていただいて、各企業に対して、きちんとこういったものがありますよというのを提供していく。そうすると、その方々の能力、それと経済活性化が生まれる、雇用対策の問題も解決していく。だから、今この問題については、シルバー人材センターのほうにやってくれませんかということをお願いをしています。

だから、今回、白水議員が提案なさったこと、これ両方とも大賛成でございまして、今現在それで動いていると。高齢者が負の財産じゃないと。須恵町の場合は宝の山なんだと。この方々を今後の須恵町のまちづくりに大いに生かしていくと。そのためにはシルバー人材センターでその

部分を担ってもらうという作業を今から令和2年、3年かけてゆっくり話しながらやっていきたいなど。そうすると、議員がおっしゃる楽しい、高齢者というくくりがなくなる生涯現役世代のまちづくりになると思いますので、これ大賛成でございます。

○議長（松山 力弥） 白水君。

○議員（1番 白水 春夫） 先ほど質問しようと思ったスエノバ、再質問でちょっとお話ししようと思って、少し外れた感じで、通告文から外れるんですけども、人材活用ということで話そうと思ったんですけども、お答えいただいたので、ありがとうございます。

一応、これまでのシルバー人材センターの取り扱う業務というのは、臨時的、短期的、継続的な限定にされるんですけども、就業時間も週20時間程度という、限定されておりました。

しかし、先ほど聞かれましたように一億総活躍社会の実現に取り組む国の施策によって、地域の実情や会員である高齢者のニーズに応じて多様な就業機会を確保する観点から、平成28年に高齢者雇用安定法というのが改定して、シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置の創設が変わりました。これによって、派遣等職業紹介に限り、週40時間までの就業可能とする規定緩和が行えましたということになっておりました。

この施策から、高齢者がこれまでの経験や培った技術を生かす意味で有意義であることと、これから高齢者の方にも医療費の負担増や年金の受給額削減等がのしかかって生活も厳しくなることが現実であります。高齢者が長い経験や知識、技術を生かして、臨時的、短期的労働により、少しでも収入を得て、健康で生き生きとして暮らせる一助となるシルバー人材センターの拡充と強化の必要を感じますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、白水春夫君の質問を終わります。

ここでお諮りします。昼食の時間があと二、三分になっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

○議長（松山 力弥） 12番、田原重美君。

○議員（12番 田原 重美） 本日最後の質問になります。12番議員、田原重美です。通告どおりに質問いたします。

登山道の環境整備を。本年1月28日、須恵町社会教育課の要請を受け、KBCテレビの協賛で、岳城展望所から、11時4分から9分まで5分間の生中継で、須恵町のPRのために須恵町登山部6名で参加をいたしました。当日、皿山公園を9時過ぎに出発し、9時45分ごろに展望

所に到着しました。10時過ぎからKBCのディレクターの指導でリハーサルを五、六回させられ、いよいよ始まったら、博多湾、空港までもガスに覆われ見えなくなり、雨も降り出し寒さに耐えながらの生中継は、あっという間に終了しました。展望所で2時間半ほど待っている間にトイレを催し、男性は木陰でできますが、女性の方6名はトイレを我慢されました。

要望としまして展望所まで水道の敷設をお願いしていましたが、前回、中嶋町長より、ポンプアップの費用対効果の面から難しいとの答弁をいただきました。そこで、今回、コメリで販売されている水槽の提案をしたいと思い、裏に資料を載せています。参考までに、200リットルタンクで8,480円、300リットルタンクで1万800円、500リットルタンクで1万2,800円で販売されています。例えば軽トラックの積載量350キログラムの場合、300リットルの容器の水を運びますが、500リットルの容器の水は普通トラックでの配送をしていただければ可能です。1回の使用量を1人500ccの場合、300リットルの容器の場合600回の使用ができ、500リットルの容器の場合1,000回の使用に耐えます。

展望所にトイレ、手洗い場の新設をお願いします。突然の提案で町長には御迷惑をかけますが、ぜひとも検討をお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 議員、1つお伺いしたいのが、タンクを持って行って、水を用意する水というのは、手洗いなんですか、水洗に使われるという意味ですか。

○議員（12番 田原 重美） 手洗いです。手洗いの水です。前回、中嶋町長から、水道のポンプアップの費用がかかり過ぎるからできないと言われたとですよ。だけん、その分、役場のほうから水槽タンクを持っていってもらって補充してもらえればと思ひまして、提案しています。

○町長（平松 秀一） 質問にお答えしますけども、中嶋町長が当時答弁なされた中身は、現認者責任として踏襲せないかんかなと思うとります。

それと、実は先日、日曜日、防災訓練、模擬火災訓練やって、いろんな方が登っていらっしゃるのを途中まで登って見ていたんですけど、私自身、この岳城自体を登山道と、登山とは位置づけていないんです。要するに、短時間の間に行って、健康対策のために歩くと。そのためのトイレは、下のトイレで足りると思うんです。ですから、岳城の一番上に普通の簡易のトイレ、そして手洗いの水を置いてくれと言われるんですけども、要するに今現在、町民の方々が岳城を利用されている中身から言うと、上にまでトイレを置く必要はないと私は判断します。なぜかという、さっき言ったように、あくまでも健康のために登って、短時間でおりられる、そういった位置づけで岳城を私自身も捉えています。

今、議員がおっしゃった何時間もおつたと、それは特異なケースであって、そういった場合のためにトイレを置くことによって、前回、中嶋町長が答えられた管理の問題、お金がどうのこう

のじゃないですよ、管理の問題とか、そのトイレを置くことによって、くみ取りに行かないかんとか、そういったことを考えると、ハイキングで、要するに健康づくりのための本当に手ごろな山なんだという考え方でいくと、あそこにトイレをつくって長時間おってもらおうほうが、私にすれば、ちょっといろんな意味で、防災の面とかいろんなことを考えると、下でトイレに行つて、上で健康体操か何かやっておいてもらおうと、そういった形のほうがいいと思っておりますので、今のところ私自身、あそこの頂上にトイレを常設する気はないし、必要ないと思います。

ただ、将来的にあそこでイベントをやる場合があると思います。近い将来、まちづくりとか、そういった場合には簡易の施設というのは短期で持っていく可能性はあります。さっき言われたように、要するに何かイベントをやるときはです。ですから、常設というのは今のところ考えていないということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田原君。

○議員（12番 田原 重美） 1月、2月でも、土曜、日曜日には50名から100名ほどの方々が登山を楽しまれています。3月以降には桜の見物、ツツジの見物など、季節の植物を堪能される方々の利用が多くなります。皿山公園から岳城まで40分から60分ほどで登頂できます。小さいお子様から高齢者の方々まで、足さえ丈夫であれば、誰もがすばらしい風景を眺められます。

展望所にトイレ、手洗い場を設置していただければ、どなたでも、特に中高年の女性の方々は、ゆっくり食事や会話を楽しむことができます。心が癒やされ、また来たいという気持ちになっていただければ、町の活性化にもつながると思います。町民の健康と運動の習慣化で体力増強に伴い成人病の減少、町民の健康思考で医療費の削減にもつながるのではないのでしょうか。ぜひとも展望所にトイレ、手洗いの新設を求めます。

○議長（松山 力弥） もうよろしいですか。

○議員（12番 田原 重美） いいです。

○議長（松山 力弥） これにて、田原重美君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を午後1時15分より特別会議室において開催しますので、議員の方は御集合願います。

次の本会議は、3月19日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。



午後0時06分散会

---

議 事 日 程 (第4号)

令和2年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第29号 令和2年度須恵町一般会計補正予算の提出について
- 日程第 9 議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第10 議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第12 議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第14 議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第15 議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 28 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例  
 日程第 8 議案第 29 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算の提出について  
 日程第 9 議案第 30 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について  
 日程第 10 議案第 31 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第 11 議案第 32 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第 12 議案第 33 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第 13 議案第 34 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
 日程第 14 議案第 35 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）  
 日程第 15 議案第 35 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）  
 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ くり 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み

会計管理者	今泉俊裕	総務課参事	諸石豊
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第1回定例会中の追加議案について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

3月16日午前11時10分より議会運営委員会を開催し、追加された議案について協議いたしました。

追加議案は、議案第35号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）で、本日提案理由の説明を、予算審査特別委員会に付託し、再開後採決を行うようにいたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより、議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第29号から議案第34号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

### 日程第1. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第22号 須恵町第六次総合計画の策定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案の理由として、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により、第六次総合計画基本構想が策定されたので、本議会の議決を求めるものです。

第六次総合計画からは、条例に基づき、基本構想と実施計画の2層構造になります。すなわち、議決が必要な基本構想部分を審議するものでございます。

議員各位は、全協や町長諸報告等で概要について御存じのことと思いますので、主要な点を御説明します。

22ページをお開きください。まちづくりの基本理念を、須恵町民憲章とします。昭和58年

に制定されたものです。この5項目を、変わらぬ理念として掲げてまいります。

次の23ページです。まちが目指す将来像。水と緑と光のまち須恵とします。

次の24ページです。人口推計。2040年に2万8,000人維持とします。

続きまして、須恵町の諸政策を11の大綱に分類し、次の25、26ページに記載する一覧にまとめています。それを整理したものが、27ページの大綱政策体系です。各大綱の下に、40項目にわたる政策が展開されています。

この先は、実施計画となりますが、大綱政策の下に約400の事業を個々の実施計画として位置づけます。実施計画は、令和3年度以降、予算審査、決算審査等で活用されるようになります。

なお、町長の諮問に対する答申については、2月25日町長室において、総合計画審議会会長により提出されております。

総務建設産業委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 14ページ、ちょっと見ていただきます。

子育てのところでございますが、対応策4番目、幼保無償化政策に伴う保育幼児教育施設の利用者増が見込まれることから、保育士等の待遇面の改善による職員の確保が必要であるということが提起されてまして、須恵町町立の認定こども園と民営化の方針が発表されましたが、そういう討論、話ってというのは、ございましたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 私、委員会の審査報告をした後でございますが、ただいまの質疑は、委員会の審査の内容にかかわる質問でございますが、本会議での質疑は、委員長の報告に対する質疑でございますので、ここは、立ち入らなくてもいいと考えておりますが、議長、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） はい。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これは、この子育ての政策の中の一環として、そして、認定こども園の民営化というのが、スケジュールが発表されているわけでございますので、そこに重要な部分だと私は理解してるんですね。

よって、後に討論をやっていきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） はい。田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） ただいまの質疑でございますが、これは、基本構想を策定

する上での前提の条件でございます。おわかりですね。

今、須恵町を取り巻く前提の条件として、さまざまな分野に対する分析をしているページでございますので、そういうふう理解していただければと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これは、先ほども申し上げましたとおり、スケジュールも発表されてるんです。具体策から。これは、民営化をしますというスケジュールがされてますんで、その総論だけじゃなくて、肝心な中身のことを話されましたかということでございますから。

○議長（松山 力弥） 田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 肝心の中身とおっしゃいますが、私、ただいま報告で言いましたように、細かいところは実施計画になると申し上げました。お聞きになっていると思います。そういったことは、細かい部分で実施計画の時にさまざまな機会に委員会で審査したりすることになると思いますので、よろしくお願ひします。先ほども申し上げましたように、このページは分析を書いているということで御理解願ひたいと思います。

○議員（7番 児玉 求） 議長。

○議長（松山 力弥） いえ、もう3回ですから。これで終わります。

これにて、質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 第六次須恵町総合計画基本構想について、子育ての観点から須恵町立認定こども園等民営化には反対の討論をいたします。

須恵町立認定こども園等民営化計画スケジュールが発表されました。そうしまして、令和4年4月から町立園同時民営化という具体的なスケジュールが設定されております。

第2建議書では、多くの自治体で公立の幼稚園、保育園が民営化していると。自治体の財政難もあるとの答申だが、私は幼稚園、保育園の民営化には反対であります。行政が、住民に対して責任を負わないという、そういう制度に、民営化はなっております。住民に対する責任の後退であると。

また、待機児童問題でも、職員の待遇改善なくして、私立でも改善難しいと思われます。町でも、何年も待機児童が改善されんという、私立でも同じだというふうに、改善非常に難しいものと思っております。

町は、子育ての観点からも、住民に責任を持つと、負うということをすべきだと。よって、反対討論をいたします。

○議長（松山 力弥） 他に討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第22号について採決へ入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号

は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の職責で非常勤の者の職の位置づけの見直しを行うに当たり、附属機関を設置するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。特別職非常勤職員の整理に当たり、上位法や、条例に基づかない規則・要項等で定められた会議について、位置づけを明確にするため、その目的を鑑み附属機関とし、委員について、特別職員非常勤職員とするため、当該条例を制定するものです。

第1条で条例の趣旨を、第2条で執行機関の附属機関として別表に掲げるものをおくとして、第3条で組織及び運営についての必要な事項の委任事項を示しております。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。



総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

2ページは、改め文。

3ページは、改正する宣誓書です。簡略に改正します。

4ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。この表にはありませんが、第2条第1項には、職員は、宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならないとされ、記載の同第2項に職員のサービスの宣誓について会計年度任用職員を追加し、同第3項で、地震・火災・水害又はこれらに類する緊急時の際には、宣誓前において職務を行わせることができるとしております。

2ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日か

ら施行されることに伴い、会計年度任用職員の育児休業等に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

6 ページ、新旧対照表で説明します。

第2条、育児休業をすることができない職員について。これまた、ここでの記載はありませんが、第1号第2号で対象の正規職員を示し、記載の新設の第3号において、法改正前は、臨時職員に条例の規定がなく制度から除外されていたものが、法改正後は、非常勤職員全体を制度に入れた上で、育児休業取得の対象となる範囲を明示し、該当する非常勤職員以外の非常勤職員は、対象とならないとしております。詳細は、記載のとおりです。

7 ページ、第2条の3で、非常勤職員が、育児休業を取得できる期間を定めております。

8 ページ、第2条の4で、2歳に達する日まで育児休業を取得できる場合を定めております。

9 ページ、第3条で、1歳以上は、育児休業取得対象外ですが、特例となる事情がある場合を定めております。

第7条、育児休業をしている職員の期末手当の支給。

第8条、育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整について、対象となる職員に会計年度任用職員を除くとしております。

10 ページ、第11条は、就学前の子の育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務形態について。

第17条では、部分休業することができない職員について、除かれる職員の中に非常勤職員のケースを追加しております。

第18条では、部分休業について、会計年度任用職員について既定の追加をしております。

なお、パートタイムの会計年度任用職員も、当然ながら条例に従って育児休業を取得できます。

5 ページに戻っていただいて、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職の職員で非常勤のものの職の位置づけに関する見直しを行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

3、4ページ、別表をお開きください。この別表は、特別職非常勤職員を整理し、地方公務員法第3条第3項に示す順番に並べ替えたものです。

5ページをお願いします。新旧対照表です。第2条、特別職の職員の報酬について。改正前は、年額、日額の支給日を示していたものを、改正後は、第1項で日額の計算、第2項で年額の計算、第3項で報酬の支給方法として、一号日額報酬特別職と二号年額報酬特別職を区分して、具体的に内容を示したものです。

2ページに戻っていただいて、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を

議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が、平成30年12月12日に公布され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

主な改正点といたしましては、下水道排水設備指定工事店の指定又は更新の申請の際と、技術者証及び指定工事店証を交付する際に徴収する手数料の改正です。

続いて、新旧対照表にて説明します。3ページをお願いします。

第35条を改正し、一号、二号を加え、新たな手数料を定めるものです。一号で、新規指定の申請手数料、更新の申請手数料で5,000円、二号で、交付手数料500円を2,000円に改める。

なお、手数料の額については、糟屋地区で協議した適性価格に準じています。

2ページにお戻りください。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決へ入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、令和元年

10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

主な改正点といたしましては、指定給水装置工事事業者の申請又は更新する際及び指定事業者証を交付する際に徴収する手数料を、それぞれ定めるものです。

続いて、新旧対照表にて説明します。3ページをお願いします。

34条に、五号、六号、七号を加え、それぞれの手数料を定めるものです。五号で、新規申請の際に5,000円、六号で、更新申請の際に5,000円、七号で、交付の際に2,000円を追加します。

なお、手数料については、糟屋地区で協議した適性価格に準じています。

2ページにお戻りください。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8. 議案第29号

日程第9. 議案第30号

日程第10. 議案第31号

日程第11. 議案第32号

日程第12. 議案第33号

日程第13. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第9、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第10、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第11、議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第12、議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第13、議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議

題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 予算審査特別委員会の報告をいたします。

議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算から議案第34号令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は3月12日、13日、16日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億7,000万円と定める。第2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債は「第2表 地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表 債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ。第2表 地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億円、一般会計出資債380万円、道路改良事業債1,450万円、緊急防災減災事業債690万円、小中学校ICT環境整備事業債1,640万円、須恵第3小学校校舎改修事業債6,620万円、小学校トイレ改修事業債4,620万円、中学校トイレ改修事業債5,970万円、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債4,230万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表 債務負担行為です。

財政計画策定業務委託、期間令和2年度から令和3年度まで、限度額300万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額93億7,000万円は、会計年度任用職員制度の施行や、小中学校トイレ整備事業、めぐみ保育園の保育所等整備事業補助金などで、対前年度費4億1,000万円、4.6%の増となり、過去最高の予算規模となりました。

主な歳入予算は、1款 町税は、30億450万7,000円、歳入全体の32.1%で、個人町民税2.7%、法人住民税は、前年同額、固定資産税2.6%の増と見込み、前年比6,343万2,000円、2.2%の増です。

10款 地方交付税は、18億8,700万円、歳入全体の20.1%。幼児教育保育無償化に係る地方負担分加算のため、1億8,100万円、10.6%の増と見込んでいます。

14款 国庫支出金は、11億6,298万8,000円、歳入の12.4%で、2億245万9,000円、21.1%の増です。施設型給付費、児童手当、個人番号カード交付事業、小中学校トイレ改修による学校改善交付金等の国庫負担金の増によるものです。

15款 県支出金は、9億1,891万9,000円、歳入の9.8%で、2億8,534万5,000円、45%の増です。これは、保育所等整備事業費、県補助金による増です。

令和2年度から、新たな歳入科目として、6款 法人事業税交付金1,500万円、歳入の0.2%です。県税の法人事業税の5.4%が市町村に交付されます。このほかに、自動車取得税交付金が廃止され、8款 環境性能割交付金が創設されました。1,300万円、歳入の0.1%です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の43.6%で、依存財源は、56.4%です。幼稚園、保育園等の無償化によるものが主な要因で、分担金及び負担金が、3,895万4,000円の減、使用料及び手数料が、2,295万9,000円の減となったことにより、自主財源が1ポイント下がっています。

歳出ですが、主なものとして、2款 総務費11億8,874万2,000円は、歳出の12.7%で、庁舎非常用電源設備等改修工事、庁舎1階東側トイレ改修工事が終了したことによるもので、1億4,523万円、10.9%の減です。

3款 民生費、39億6,249万7,000円は、歳出の42.3%で、国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金、障害者支援費、自立支援給付費、保育所等整備事業費補助金などにより、4億5,264万5,000円、12.9%の増です。

4款 衛生費9億2,126万7,000円は、歳出の9.8%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増などにより、4,657万2,000円、5.3%の増です。

8款 土木費6億5,936万9,000円は、歳出の7.1%で、公共下水道事業特別会計繰出金の増などにより、4,820万1,000円の増です。

10款 教育費12億8,501万2,000円は、歳出の13.7%で、小中学校のトイレ洋式化、ICT環境整備備品購入、アザレアホール1階のトイレ改修などの増により、3億668万9,000円、31.3%の増です。

12款 公債費6億527万8,000円は、歳出の6.5%で、令和元年度に償還終了が7本、新たに11本が償還開始となり元金が増加したため、4,919万1,000円の増となります。主に、防災行政無線整備や多目的公園造成などが、令和2年度から償還開始となります。本年度実施します小中学校トイレ改修や、ICT環境整備など、さらにこれから教育施設の改修が予定されており、起債額は、増大する見込みです。今後6億円前後の元利償還金がしばらく続く見込みとなっています。

歳出の構成比は、義務的経費が41.1%で、前年度比1.7ポイントの増、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が、8.2%で1.5ポイントの減、その他の経費が50.7%で0.2ポイントの減、前年度に比べ人件費が2億2,530万円ほど増となっているため、義務的経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和元年度末の財政調整基金の見込み額が、25億2,232万5,000円、減債基金が2億8,419万8,000円、当初予算のための令和2年度取り崩し予定額は、5億7,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳出において、2款 総務費で会計年度任用職員制度導入後の変化について、ふるさと応援寄附金返礼金の見直しについて、コミュニティバス新ルート策定などの進捗状況について、3款 民生費で子ども居場所づくり事業の増額について、4款 衛生費で空き家等対策の事業費について、地域猫活動事務の詳細について、6款 農林水産業費で捕獲鳥獣焼却処理一時保管庫設置場所保管の期間について、8款 土木費で区画線工事費について、9款 消防費で人工呼吸器のリース料について、災害用トレーラー車両の牽引について、10款 教育費で宇美町への教育事務委託について、英語指導助手配置事業の増額について、シティプロモーションビデオ作成業務の詳細について、テニスコート改修の排水部品についてなどの質疑がありました。

討論において、包括業務委託をやめ、正職として採用するようにとの意見で反対しますとの反対討論がありました。

採決では、賛成多数で可決としています。

続いて、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億7,300万円と定める。2項、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

本年の当初予算は、被保険者の減少により、保険給付費全体では減額となっていますが、1人当たりの医療費の増により、県への納付金は増額になっています。

このことにより、歳入の県支出金が減り、その対応のために、本来であれば、国保税率の改定を行わなければならなかったのですが、一般会計からの繰出金を増額しています。

予算増額は、前年度と比較して金額で5,500万円、率で1.8%と少なくなっています。

歳入では、1款 国民健康保険税5億5,210万円、対前年度比較400万円の減額、予算の18%を占めます。

3款 国庫支出金は、169万2,000円。震災による保険税の減免に対する補助金と、オンライン資格確認業務関係の補助金です。

4款 県支出金22億726万3,000円は、医療費の支払いに充てるための保険給付費等



県交付金及び災害や景気変動等、特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で予算の71.8%。

5款 繰入金3億743万6,000円、対前年度比較2,258万円の増額は、主にその他、一般会計繰入金の増額によるもので予算の10%。

歳出では1款 総務費3,287万9,000円、対前年度比較81万4,000円の減額は人件費の減が主なものです。

2款 保険給付費21億7,382万円、対前年度比9,228万5,000円の減額で予算の70.8%、1人当たりの医療費は上昇していますが、被保険者数の減によるものです。

3款 国民健康保険事業費納付金8億3,122万9,000円で予算の27.1%、県全体の保険給付費について国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款 保険事業費3,133万8,000円、被保険者の健康増進と医療費抑制のための保険事業を行うものです。

質疑において、国保加入世帯と人数について、高額な薬の使用などの状況についての質疑がありました。

討論において、滞納を減らし、法定外繰入をふやして国保税を下げるべきとの意見で反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決です。

次に、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、55ページです。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,000万円と定める。

歳入では、1款 後期高齢者医療費保険料2億6,420万円、対前年度比較3.3%の増額。

3款 繰入金1億574万2,000円、対前年度比7.7%の増額は人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款 総務費1,443万8,000円、対前年度比51.2%の増額は、職員1名分の人件費に加え本年度より広域連合へ職員1名が外向しますので、その分の人件費の追加が主なものです。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金3億5,419万9,000円、対前年度比3.2%の増です。

3款諸支出金101万1,000円です。

以上、採決の結果賛成多数で可決です。

議案第32号 令和2年度須恵町公共下水事業特別会計予算の提出について、87ページです。

第1款 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,500万円と定める。

第2条 地方債は第2表 地方債による、91ページ第2表 地方債です。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額3,030万円、多々良川流域関連公共下水道分2億870万円、資本費平準化債公共下水道分8,710万円、資本費平準化債流域下水道分1,820万円、特別措置分4,410万円、公営企業会計適用債500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款 分担金及び負担金で1,326万2,000円は、供用開始面積の減により162万9,000円、10.9%の減、2款 使用料及び手数料で使用料2億7,852万7,000円は、前年度実績による増を見込んで920万、3.4%の増、3款 国庫支出金で下水道費国庫補助金9,200万円は、管渠築造工事の減により1,100万円、10.7%の減、5款 繰入金で一般会計繰入金3億6,057万8,000円は4,049万6,000円、12.7%の増、下水道施設整備基金繰入金2,422万3,000円は、336万7,000円、12.2%の減で、平成28年度から令和元年度までの基金積立を当該年度の令和2年度に繰入れます。7款 諸収入300万6,000円、前年度と同額です。8款 町債で下水道事業債3億9,340万円は、第2表地方債で流域下水道建設費等の増により1,430万円、3.8%の増です。

歳出では、1款総務費2億3,040万5,000円は、負担金の増により467万6,000円、2.1%の増、2款 下水道事業費4億3,112万2,000円は、委託料等の増により2,772万5,000円、6.9%の増、3款 公債費5億196万3,000円は、償還元金の増により1,517万5,000円、3.1%の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、127ページです。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,300万円と定める。

第2条 地方債は第2表 地方債による。131ページ第2表 地方債です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,760万円、公営企業会計適用債350万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。歳入では2款 使用料及び手数料で下水道使用料615万2,000円は、前年度実績により140万9,000円、18.6%の減、3款 繰入金で一般会計繰入金5,573万9,000円は80万9,000円、1.5%の増、6款 町債で、下水道事業債3,110万円は150万円5.1%の増です。

歳出では、1款 総務費400万1,000円は委託料の減により48万3,000円の減、2款 農業集落排水事業費2,401万4,000円は委託料の減により、582万8,000円、

19.5%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書3ページです。

第1条 水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は1、給水戸数1万974戸、前年度比1.2%の増、2、年間総給水量267万3,492立方メートル、0.6%の減、3、年間有収水量253万5,808立方メートル、0.2%の減、4、1日平均給水量7,324立方メートル、0.3%の減、5、建設改良事業費1億762万8,000円、21.9%の減、これは排水施設改良事業の減によるものです。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款 水道事業収益6億3,519万8,000円、前年度比2.5%の減、主なものは営業収益のうち、給水収益、給水申込加入金の減によるものです。第2項 営業外収益、2,285万4,000円、2目長期前受金の収益化については会計処理上の計上される利益のため、現金収入が伴わないものです。

支出は、第1款 水道事業費6億321万4,000円、前年度比1.1%の増、第1項 営業費用5億7,584万7,000円、650万8,000円の増、主なものは委託料において、水道事業の将来像を示した基本計画である水道ビジョン策定業務委託料並びに水道事業経営の効率化、経営基盤の強化を行うため、経営の基本計画である水道事業経営戦略策定業務を予算化したことによる増です。第2項 営業外費用、2,616万7,000円、第3項 特別損失20万円、第4項 予備費100万円。4ページです。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,204万3,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款 資本的収入2,100万円、前年度比41.7%の減、これは、配水管と施設改良工事に伴う負担金の減です。

支出は、第1款 資本的支出1億7,304万3,000円、15.6%の減です。第1項 改良費1億762万8,000円は下水道工事に伴う工事請負費の減により3,015万円の減です。第2項 起業債償還金6,541万5,000円は、返済年が経過のため元金償還金が少なくなっており、176万7,000円の減です。

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費、1、職員給与費9,340万8,000円、人事異動により1.5%の減、2、公債費10万円です。第6条棚卸し資金の購入

限度額は600万円と定める。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っていますので、質疑を省略し、これより議案第29号について、討論に入ります。討論はありませんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 議案29号 令和2年度一般会計予算について、反対討論をいたします。

須恵町包括業務委託費3億9,512万9,000円が計上されております。令和2年度から3年度分であります。平成30年度から始まった役場の窓口業務、幼稚園教諭、保育士、栄養士を含む229名の臨時職員を民間企業、外部に一括委託するものであります。包括業務委託をやめ、正規職員として採用し、地方公務員としての地位、職責を持たせ、住民サービス向上につながるべきとして反対討論といたします。また、コロナウイルスによりまして景気が非常に後退しておりますが、この対策費も新年度予算にも要望したいと思います。以上です。

○議長（松山 力弥） 要望は、ここで言うべきでありませぬので反対討論だけ聞いておきます。

これで討論を終結します。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号について、討論に入ります。討論はありませんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 議案30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算について、反対討論いたします。

本町の一般被保険者納付金総額は、8億3,122万9,000円であります。1人当たりの納付金額は、14万458円です。平成28年度は12万8,494円、平成30年度が12万2,622円、平成31年度は激変緩和により12万8,490円であります。1人当たりの納付金額は平成28年と比べて1人当たり1万1,909円も値上がりをしております。値上がり率は9.3%にもなります。本町の人口は2万8,702人、国保世帯は3,552世帯、被保険者数は5,867人であります。令和2年2月末現在、法定外繰入をやめるように勧める国に、法定外繰入によるペナルティをかけるなど国に声を上げるべきです。また、県にも激変緩和を続けるべきだと働きかけるべきだと思います。本町の法定外繰入は平成28年度4,400万円、29年度7,700万円、平成30年度4,300万円、年々法定外繰入が減っております。平成

30年度の被保険者1人当たりの法定外繰入額は6,903円になります。6,000万円の法定外繰入をして、1人当たり1万円の国保税の減額をすることを要望します。令和元年6月1日時点で475世帯の滞納世帯を減らし、重症になる前に病院へ行けることで医療費を減らすことになります。まさに命に係わる問題でありますので、よって反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第30号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号について、討論に入ります。討論ありませんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 議案31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保より切り離し、保険料の際限ない引き上げを押し付けることで、保険料の値上げを我慢するのか、医療に掛かるのを我慢するのかを選択に迫る制度で社会保障制度にふさわしくありません。国保に組み入れるべきと思っております。安倍政権が窓口負担を1割から2割にしようと画策をしております。窓口負担が倍になります。一方、年金は減らされ高齢者には非常にふさわしくない制度である、ということで反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第31号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,937万8,000円とするものです。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正分金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。13款2項 国庫補助金395万5,000円の増額は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、放課後児童健全育成事業費及び保育対策総合支援事業費の国庫補助金を増額補正しております。

19款3項 雑入79万5,000円の増額は、学校臨時休校に伴う給食費返還補助金を増額補正しております。

3ページをお願いいたします。

歳出です。3款2項 児童福祉費466万3,000円の増額は、小学校休校期間中の学童保育所指導員賃金相当分委託料及び保育園、認定子ども園等の感染防止のための物品購入に対する補助金等を増額補正しております。10款2項 小学校費106万2,000円の増額は、学校給食費返還等事業負担金を各小学校管理費に増額補正をしております。また、予備費の97万5,000円は、収支調整の減額補正でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第35号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を予算審査特別委員会の審査が終わり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時10分休憩

-----  
午前11時40分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第15. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,937万8,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正分の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正予算書の2ページ歳入です。

13款2項 国庫補助金395万5,000円の増額は、国の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応として、放課後児童健全育成事業費及び保育対策総合支援事業費の国庫補助金を増額補正しています。

19款3項 雑入79万5,000円の増額は、学校臨時休校に伴う給食材料の保護者負担を軽減するための全国学校給食連合会から補助金、給食費返還補助金を増額補正しています。

3ページ歳出です。

3款2項 児童福祉費466万3,000円の増額は、小学校休校期間中の学童保育所指導員賃金相当分委託料及び保育園、認定子ども園等の感染防止のための物品購入に対する補助金等を増額補正しています。

10款2項 小学校費106万2,000円の増額は、学校給食費返還等事業負担金を各小学校管理費に増額補正をしています。また、予備費の97万5,000円は、収支調整の減額補正です。

質疑として、新型コロナウイルス対策に関する国の対応、補助金について、13款 国庫支出金において、放課後児童健全育成事業補助金の交付先についての質疑がありました。

以上、採決の結果、予算審査特別委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので質疑を省略し、これより議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。



---

## 日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より空家対策の現状調査について、文教厚生委員会より待機児童及び子育て支援について。

お諮りします。各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。午後1時より広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室にご集合願います。また、3月31日をもって退職される甲木都市整備課長に御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后、そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和2年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時46分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 14 番 今 村 桂 子

署名議員 1 番 白 水 春 夫